

平成23年第1回定例会会議録

平成23年3月4日から

平成23年3月9日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成23年第1回定例会会議録

平成23年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)	
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	6
教育行政方針	13
陳情第2号 「大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める」意見書の採択をもとめる陳情(厚生文教委員会報告)	22
陳情第3号 地域医療と国立病院の充実を求める陳情(厚生文教委員会報告)	24
標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会調査報告	25
総務委員会所管事務調査報告	27
厚生文教委員会所管事務調査報告	28
産業建設委員会所管事務調査報告	30
一般質問	32
黒沼俊幸君	32
後藤勲君	35
深見迪君	39
平川昌昭君	49
延会の宣告	64
第 2 号 (3月7日)	
開議の宣告	69
会議録署名議員の追加指名	69
議案第 3号 工事委託契約の変更について	69
議案第 4号 工事委託契約の変更について	71
議案第 5号 農業用施設取得の変更について	72
議案第 6号 農業用施設の処分について	74
議案第 7号 農業用施設の処分について	75
議案第 8号 農業用施設の処分について	76
議案第 9号 土地の処分について	77
議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	79

平成23年第1回定例会会議録

議案第11号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	79
議案第12号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	81
議案第13号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	83
議案第14号	標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	84
議案第15号	標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	88
議案第16号	標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の 制定について	89
議案第17号	標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	90
議案第18号	標茶町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について	94
議案第19号	平成22年度標茶町一般会計補正予算	95
議案第20号	平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	95
議案第21号	平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	95
議案第22号	平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	95
議案第23号	平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算	95
議案第24号	平成23年度標茶町一般会計予算	111
議案第25号	平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	111
議案第26号	平成23年度標茶町下水道事業特別会計予算	111
議案第27号	平成23年度標茶町介護保険事業特別会計予算	111
議案第28号	平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	111
議案第29号	平成23年度標茶町病院事業会計予算	111
議案第30号	平成23年度標茶町上水道事業会計予算	111
延会の宣告		120

第3号(3月8日)

開議の宣告		124
議案第24号	平成23年度標茶町一般会計予算	124
議案第25号	平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	124
議案第26号	平成23年度標茶町下水道事業特別会計予算	124
議案第27号	平成23年度標茶町介護保険事業特別会計予算	124
議案第28号	平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	124
議案第29号	平成23年度標茶町病院事業会計予算	124
議案第30号	平成23年度標茶町上水道事業会計予算	124

平成23年第1回定例会会議録

延会の宣告	136
第 4 号 (3月9日)	
開議の宣告	140
議案第24号 平成23年度標茶町一般会計予算	140
議案第25号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	140
議案第26号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計予算	140
議案第27号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計予算	140
議案第28号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	140
議案第29号 平成23年度標茶町病院事業会計予算	140
議案第30号 平成23年度標茶町上水道事業会計予算	140
(平成23年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	140
議案第31号 副町長の選任について	140
議員提案第1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	141
意見書案第1号 大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見書	143
意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書	144
意見書案第3号 新たな高齢者医療制度に関する意見書	144
意見書案第4号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書	145
意見書案第5号 消費税増税に反対する意見書	146
閉会中継続調査の申出について (議会運営委員会)	147
閉議の宣告	147
閉会の宣告	147

平成23年第1回定例会会議録

平成23年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成23年 3月 4日（金曜日） 午前10時02分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 陳情第2号 「大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める」意見書の採択をもとめる陳情（厚生文教委員会報告）
- 第 6 陳情第3号 地域医療と国立病院の充実を求める陳情（厚生文教委員会報告）
- 第 7 標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会調査報告
- 第 8 総務委員会所管事務調査報告
- 第 9 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第10 産業建設委員会所管事務調査報告
- 第11 一般質問

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |

平成23年第1回定例会会議録

企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

平成23年第1回定例会会議録

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから、平成23年標茶町議会第1回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時02分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
1番・田中進君、 2番・黒沼君、 3番・越善君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月9日までの6日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、3月9日までの6日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の一点について補足をいたします。

平成23年度の町立病院の診療体制についてであります。

町立病院の平成23年度の診療体制が決定いたしましたのでご報告をいたします。

産婦人科は札幌大産婦人科派遣の齋藤院長が定年退職後4年目の勤務をいただくのをは

平成23年第1回定例会会議録

じめ、内科は北大第三内科派遣の佐藤副院長と佐藤富士夫医師が引き続き診療に従事するとともに、外科は、北大第一外科から今年度と同じ4名の医師による1カ月交代の派遣をいただくことが決定いたしました。

また、小児科も今年度当初と同じ、旭川医大小児科から毎週月曜日及び月1回火曜日までの医師派遣をいただくことになりました。

4名の常勤医師が確保できましたことにより、引き続き救急指定病院としての機能を発揮することができますとともに、医師の負担軽減を目的とした当直医の派遣について、北大第一外科のご協力のもと、引き続き毎週末の医師派遣をいただくことになりましたが、今後も継続して町立病院の医師を確保していくためにも、緊急な診断・治療が必要な患者を除き、できるだけ通常診療時間帯の受診をいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

医師派遣をいただきます道内三医大関係医局のご理解とご協力に感謝いたしますとともに、今後も一層の連携を図り医師確保に努めながら、住民の健康と命を守るために、良質な医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成23年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下六点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、学校給食配送車の交通事故報告についてであります。

去る、2月24日午後12時5分ごろ、学校給食配送業務を委託している沼幌・塘路線の配送車が、塘路小中学校への給食配送を終え、中央調理場に戻る途中の国道391号線、五十石橋を過ぎ南標茶パーキングエリア手前300メートル付近で、進行左側に設置されている防雪柵の支柱に衝突し、事故を起こしたものであります。

運転者は、救急車で町立病院へ救急搬送され、各種検査の結果、「むち打ち症」の診断であり、大事には至りませんでした。

今回の事故は、怪我が軽く単独事故での車両および工作物の損壊事故で済みましたが、一歩違えれば重大事故に直結したものであります。

事故の状況・原因について、委託会社からの事故報告によると、運転手は「走行中、急に咳き込み、同時に意識が遠のき、防雪柵に衝突したとの状況報告があり、内科的体調不良が関係したことも考えられることから、今後十分な医療機関の検査・診断結果に基づき、事故の検証と対処をすることとしております。

委託業者には事あるごとに、交通事故防止対策、安全運行の徹底を指導していたにもかかわらず、事故が発生してしまったことは大変遺憾であり、このような事故が再び起きないように、翌日の朝、緊急で給食配送委託業者およびスクールバス運行委託業者を招集し、

平成23年第1回定例会会議録

事故再発防止策を図るべく、全ドライバーに対する日々の安全運行、健康管理のチェックを行なうよう、指示・指導を行ったところであります。

今後も、より一層の事故防止・交通安全対策に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

二点目は、2月22日開催の教育委員会において、教育委員長任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。任期は平成23年2月28日から一年間です。

三点目は、町条例に基づく平成22年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者11名、後期2月表彰者63名です。

賞の内訳であります。努力賞28名、奉仕賞12名、親切賞9名、体育賞16名、学芸賞9名で、前期・後期合わせて74名の児童生徒に表彰状を贈りました。

四点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

昨年は全国的にいじめによると思われる児童生徒の自殺が相次いで報道され、全国、全道において、緊急のいじめ実態調査が実施されました。

本町においては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こりえる」という認識のもと、平成19年度から継続して実施しているところであります。

平成20年度からは、よりきめ細かく実態を把握し、いじめ根絶に向けた取り組みの検証と、今後の指導改善に役立てるため、年二回の調査を実施するとともに、調査結果と家庭における対応例を示したリーフレットを作成し、保護者や地域と一体となった活動を展開してまいりましたので、その結果についてご報告いたします。

結論から申し上げますと、4年間にわたる調査と、指導の結果、いじめは大きく減少しております。

一例を挙げますと、中学校においていじめられた経験があると回答した生徒は、後期はゼロ%、小学校においても三年生においては6%から2%と減少しています。

本町におけるいじめ実態調査は、本人がいじめであると申告したものは全ていじめとして取り上げ、対象児童生徒に話を聞くとともに、原因を探り、解決のため取り組んでまいりました。その内容の多くは、小規模校においては兄弟げんか、小学生が中学生に対して敬語を使っていない、中規模校以上においては、同級生による口げんかでありました。

調査の結果においても、「どないじめをされましたか」の問いに対して、小中学校とも多いのが、「悪口」、「無視」であり、聞き取り調査を裏づけたものとなりました。

この傾向は平成19年度から続いており、対策として、全小中学校における「児童生徒によるいじめ根絶一学校一運動」に取り組んでまいりました。現在、徐々にではありますが、相手を思いやる言葉遣いの大切さを学び、成果として現れてきているところであります。

また、学校の取組については、リーフレットを作成し、保護者や地域に配布し、協力して活動ができるよう呼びかけているところであります。

今後も、いじめ根絶に向け、状況把握と丁寧な指導を継続し、学校、家庭、地域がそ

平成23年第1回定例会会議録

それぞれの役割を発揮するとともに、連携を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

五点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

1月29日から長野市で開催されました全国中学校スケート大会に本町から出場した、標茶中学校1年松本健太君が男子500メートルで決勝進出を果たし、全国第20位と健闘いたしました。まだ1年生ながらの全国大会出場であり、今後、更なる活躍を期待するところであります。

六点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月9日には、コンベンションホールういずにおいて、新成人79名の出席による成人式が晴れやかに挙行されております。

2月5日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第31回町民スケート大会が開催され、195名が41種目に出場し、大会新記録が11生まれております。同じく2月5日に開発センターにおいて町民憲章推進書道展の表彰式が行なわれ、420点の出展の中から、特別賞2名、特選3名、入選21名、奨励賞7名の合わせて33名の方々に賞状をお渡しいたしました。

また、2月6日には、野外アリーナーにおいて、第16回標茶町アイスホッケー大会が町内外の15チーム、69名の参加で開催され、熱戦が繰り広げられました。結果は、優勝、準優勝ともに茶安別のチームが独占し、地域の強さを発揮いたしました。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（鈴木裕美君）日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇）平成23年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

アラブ世界で初の民主化を求める市民の蜂起から始まったチュニジアの政変は、年明け早々に大統領の国外亡命という結末をむかえ、史上初のサイバー発革命とも称され、インターネットや携帯電話など通信インフラの急速な進化とグローバル化が、もはや独裁体制による検閲や言論弾圧による情報統制が無効化している現実を如実に物語り、瞬く間にエジプトの連鎖から北アフリカ、中東へと広がり、長期独裁政権下で人権弾圧や不平等に

あえぐ民衆が飢餓や貧困からの脱却と民主化を求める反政府デモが各地で活発化し、緊張が高まっています。

一方、地球温暖化、気候変動が引き起こす異常気象が世界各地で頻発し、尊い人命が犠牲になるだけではなく、食料生産にも深刻な被害をもたらしており、世界人口は今年10月には70億人を超えると予想されています。

さらには、新興国の経済発展の加速化とともに、穀物需要は増加の一途をたどっており、行き場を失った投機マネーの暗躍による価格高騰も懸念されています。

こうした誰も安定的な食料供給を約束できない冷徹な現実を前に、政府の平成の開国をめざすというあまりに唐突なTPP（環太平洋連携協定）への参加提案は、生産現場に不安と混乱を引き起こし、地域経済への甚大な影響が懸念されています。TPPは食料だけの問題ではありませんが、食料安全保障を確保することは国の基本的な責務であるはずなのに、輸出競争に遅れをとることへの危機感ばかりがあおられている指摘もあります。目先の利益だけに目を奪われるのではなく、社会全体の長期的な視野に立った冷静な議論と慎重な対応が必要であると思います。

我が国は、人口減少下での少子高齢化の急速な進行がもたらすあらゆる分野での担い手不足が深刻化しており、医療や福祉サービスの確保、国と地方の財政問題など、持続可能な社会システムの構築が急務であります。

しかしながら、変革を求めて誕生した現政権は、やはり準備不足だったことは否めず、立ちすくんだままめざす社会の確固たる理念も方向性すら明確には指し示さず、国民の期待は失望感へと変わってきています。

今求められているのは、瑣末な非難の応酬に終始し、貴重な時間や労力、多額の税金を浪費するのではなく、謙虚な反省の上に、歴史と経験から学んだ教訓と英知を結集し、よりましな現実的な解決策を模索するために、合意形成を図ろうとする努力だと思います。

一方、地域主権型社会をめざそうという足音は聞こえてきますが、その行程も、その全体像も見えないのが現状であります。

こうした混沌とした時代であればこそ、本町が育んできた「共に知恵を出し合い、汗を流し、支えあう協働のまちづくり」の理念を確認し、「より安全な、より便利な、より快適な暮らし」の実現をめざして、限られた財源の中での選択と集中、そして透明な議論とわかりやすい合意形成を図りながら、新たな可能性に果敢に挑戦していくことがもとめられており、私も、町民が主役、主体のまちづくりの先頭に立ち、全力で取り組んでまいります。

本町の平成21年度ベースの財政状況については、実質公債費比率は15.3%で全道降順で87位、将来負担比率につきましては78.4%で全道降順100位であり、経常収支比率は85.1%と若干改善しましたが、厳しい財政環境は続いており、歳入における財源は依然として国等への依存度が高く、制度、政策の変更など、国等の動きを注視しなければならない状況にあります。

自主財源の主軸であります町税は、全国的な景気低迷の中において、本町の継続的な経済活性化対策などにより町民税課税額が伸びており、今後においても納税者の皆様のご理解をいただきながら税収の確保に努めてまいります。

また、税外諸収入金も含め、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

このような状況下ではありますが、行政課題にきめ細かに取り組み、さらなる発展をめざしてまいります。

平成23年度において取り組む主要な施策として。

一点目は、農業対策として、学校給食への地元産牛乳の供給を始めます。

二点目は、子育て支援対策として、さくら保育園等騒音防止改築事業に着手します。

三点目は、民生対策として、富士見台火葬場の改築工事を実施します。

四点目は、環境対策として、磯分内地区の公共下水道の供用を開始します。

五点目は、安心安全対策として、公共施設のさらなる耐震化を進めます。

以下、施策の概要について申し述べたいと存じます。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、四季折々の変化に富む豊かな自然環境に恵まれ、安らぎと潤いのある暮らしや生産が営まれる自然と共生する町であり、引き続き環境と調和するまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の上中流域に位置する本町の任務を踏まえ、「森と川の月間」関連事業など、流域の各自治体、団体、住民と連携し、引き続き取組を進めてまいります。

不法投棄対策につきましては、「自然の番人宣言」に基づき、地域団体や企業とともに思想の普及と啓発を図る取組の輪を広げ、違法行為に対しては厳しい姿勢で対処してまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組を進めてまいります。

省エネルギー推進対策として、防犯灯の更新を予定している自治会に対し、エコ電灯の情報提供に努めてまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

社会環境が目まぐるしく変化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた各種の福祉施策を展開するとともに、関係団体と連携した地域力の向上に努めてまいります。

健康寿命を延ばすため、健康まつりなど健康づくり思想の普及、啓発を図り、関係機関や団体と連携して事業を展開するとともに、疾病予防の観点から、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの無料接種を実施します。

また、特定健診につきましては、協会健保の被扶養者まで対象を拡大し、従来の総合住

民健診とあわせ実施するとともに、がん検診を引き続き実施してまいります。

町立病院の運営につきましては、町内唯一の医療機関として、医療サービスの向上と信頼される病院づくりに努めてまいります。

介護保険事業につきましては、安心して生き生きと日常生活を送れるよう、利用者の尊厳を守り、利用者本位の質の高いサービス提供をめざすとともに、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定してまいります。

障害者自立支援法の全面施行に向け、相談支援体制の充実や地域で暮らすことができる生活環境づくりに取り組んでまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として重要な役割を果たしており、地域要望を踏まえ、主要幹線であります国道、道々の整備要望を引き続き行ってまいりますとともに、国道272号の地域高規格道路「阿歴内地区」の早期完成を要請してまいります。

町道の整備につきましては、地域との協議による効果的で経済的な施工に努め、磯分内地区では下水道整備と連携した効率的な改修や修繕を進めてまいります。

また、既存橋梁の点検作業を引き続き実施し、長寿命化と改修の平準化を進めてまいります。

道路や河川の維持管理、災害時の対応や除雪体制につきましては、町民の皆様のご協力をいただきながら、民間との任務分担を図りつつ、より安全な生活が送れるよう交通網の確保に努めてまいります。

本町の公共交通機関である町有バスにつきましては、地域住民の足として、沿線地域会と連携を図りながら運行に努めてまいりますとともに、町有バスと行事バスの全運行のアウトソーシングを進めます。

J R釧網本線につきましては、引き続き「湿原ノロッコ号」や「S L冬の湿原号」の観光面での利活用促進や「釧網本線利活用推進協議会」の活動PRなどによる路線の維持に努めるとともに、通勤、通学生の利便性向上を求めてまいります。

地上デジタル放送の新たな難視聴世帯について、早期に地上波を受信できるよう、国や関係機関へ対応を要請してまいります。

都市計画につきましては、「都市計画マスタープラン」を基本に、快適で安全な生活を送ることができる都市づくりをめざしてまいります。

風雲橋につきましては、落橋の危険を回避するため、上水道配水管の移設後に撤去工事を進めます。

都市公園では、遊具をはじめとする公園施設の長寿命化計画策定に着手しますが、地域や子育て世代の声を踏まえ、今後も子育て環境の向上や高齢化社会における健康増進に寄与できる公園整備をめざしてまいります。

上水道事業につきましては、4月1日より水源変更による本格供用を開始し、釧路川横断配水管敷設替工事を進めてまいります。

磯分内地区の特定環境保全公共下水道事業につきましては、処理場の建設と管渠の敷設工事を進め、平成24年3月の一部供用開始をめざします。

耐震性が低かった富士見台火葬場については、改築を進めます。

野生大麻については、撲滅に向け、地域会や関係団体と連携し取組を進めます。

住宅の整備では、麻生団地に2棟8戸の建設工事を実施してまいります。今後も需要動向に即した適正な住宅供給を計画的に進めてまいります。

また、移住の促進につきましても、本町の存在を広く知っていただく体制の強化と、問い合わせ等に対するきめ細かな対応に努めてまいります。

安全で安心して暮らせるまちづくりには、防災・消防機能の整備とあわせ、住民みずからが防災意識を高めることが重要なことから、引き続き総合防災訓練を実施してまいります。

交通事故のない安全で住みやすい町をめざしていくためには、運転者と歩行者が相互に交通ルールを守ることが第一であります。

本町では、昨年8月に交通事故死者数ゼロ「1000日」を達成しており、今後とも関係機関・学校・地域・職域の皆様と連携しあい、交通安全思想の普及啓蒙を図りながら、交通安全設備の整備、拡充に努めてまいります。

道東ドクターヘリの運行により、広域救急医療体制が確立され、大きな成果をあげています。今後とも運行調整委員会の一員として円滑な事業推進に努め、地方に暮らす私たちの安心感の確保を図ってまいります。

消費者を取り巻く社会環境は、無防備では危険な状況になってきています。架空請求や振り込め詐欺などの被害にあわないよう、「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用した、きめ細かな情報提供により被害の未然防止に努めてまいりますとともに、消費生活相談体制の確保を図ってまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

本町の基幹産業である酪農は、乳価の値下げと資材価格の高止まりに加え、猛暑の影響で乳量が伸び悩んだことから総体的に厳しい経営環境になりました。

また、宮崎県で発生した口蹄疫は大きな脅威でありましたが、関係機関一丸となって冷静な、的確な対応をとることができました。家畜飼養を生業とする以上、感染症対策に終わりはなく、今後も日常の家畜観察と消毒の徹底を図るとともに、マニュアルに基づくより効率的な即応体制の整備を進めます。

唐突なTPP交渉の参加問題は多くの生産者に不安と動揺を与えており、国としての安定的な再生産を確保するための担い手対策を重点とする中長期的な農業政策の確立を求めてまいります。

本町は、冷涼な気候、広大な農地と豊かな水資源という家畜飼養に最適の条件に恵まれており、持続可能な農業経営を確立するためにも、安全で安心な食料を安定的に供給し、消費者の理解と支援を得ることは不可欠であります。

そのスタートとして、新年度から町民の長年の熱い要望でありました地元産牛乳の学校給食への供給が、生産者、JAをはじめとする関係者の努力により実現することとなりました。これからも、消費者との信頼関係の構築に向けての取組を推進してまいります。

そしたまた、河川の上中流域での生産にとって、環境への負荷の軽減や水質保全是至上命題であり、自然との共生と資源環境をめざした家畜ふん尿や牛舎排水のより効率的な処理対策に関係機関と協力しながら取り組んでまいります。

農林業に甚大な食害をもたらしているエゾシカ対策については、鳥獣被害対策実施隊の継続に加え、より効率的な有害駆除を図るため春期の集中実施を試行するほか、わな免許の取得とくくりわなの貸し出しを推進し、農林業者の自衛活動を支援してまいります。

標茶町育成牧場につきましては、間伐材やリサイクル資源を活用した適切な尿堆肥処理を徹底し、良質な堆肥の還元を図り、安全な粗飼料生産と環境に配慮した管理に努めてまいりました。

牧場の使命は、預託農家の労働軽減と乳用優良後継牛のより質の高い育成であり、哺育から育成、繁殖までの飼養管理の向上とコスト削減の取組を続けるとともに、変化していく預託者ニーズの的確な把握に努め、公共牧場の将来的な可能性についても幅広く研究を進めてまいります。

林業をとりまく状況は依然として厳しいものがありますが、国においては森林林業再生プランの実践により、持続的な森林経営の確立、国産材の安定供給体制の構築を図り、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与をめざしています。

本町においても関係機関との連携のもとに、路網整備と地域実態に即した施業の集約化の推進について検討してまいります。

また、本年は国際森林年であり、森林の有する機能と価値を見直す契機となる取組についても具体化を図ってまいります。

漁業の振興につきましては、塘路湖、シラルトロ沼の環境保全に努めるとともに、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業を引き続き支援してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会と密接な連携を図りつつ、ニーズに応える魅力ある商店街づくりや出前商店街などの意欲的な取り組みやG o G oチャレンジショップ事業については引き続き推進し、新たな起業を支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などにおいて意見を伺い、中小企業振興融資事業の貸付枠の拡大や、経営環境再生資金の活用など、積極的な支援を図ってまいります。

さらに、地域内循環率の向上を図る町内お買い物券の利用促進や町広報紙への低廉な有料広告掲載等により、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

国の経済成長戦略の柱ともなっております観光の推進につきましては、新たな観光振興計画に沿って、本町のもつ自然環境や産業遺産、観光施設などを活かし、観光協会をはじめとする関係団体や圏域関係機関と連携を強化し積極的に取り組んでまいります。

雇用環境につきましては、長引く厳しい経済状況のもと、単独公共事業の早期発注、冬期雇用対策事業や緊急雇用対策事業の展開、また、町内における起業や事業拡大、企業誘致の推進や進出に対する支援など、雇用機会の拡大をめざし、商工会等と連携し進めてまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては、地域社会全体の体制として、家庭・学校・保育所・関係団体と密に連携を図り取組を進めてまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を進めるとともに、さくら保育園及び町立幼稚園の防音改築を合築とし、現行可能な部分の幼保一体化を進めてまいります。

さらに、身近な子育て相談や母親同士の交流の場でもある子育てサロン、発達に課題をもつ児童の療育など、子育て支援センターや子供発達支援センターを中心として育児支援を展開してまいります。

一方、放課後児童健全育成事業につきましては、引き続き学童保育所の主体性を尊重しながら、運営の充実を図ってまいりますとともに、障がいをもつ就学児童の小学校休み期間中に対応した日中預かりとして、「ふれんどタイム事業」を継続いたします。

標茶高等学校につきましては、その特徴的な教育実践の積極的な情報発信をはじめ、地域活動や特産品の開発など、多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、なにより次代を担う若者達の元気な活躍は本町にとってなくてはならない貴重な財産であります。引き続き教育振興会を通じた支援を行ってまいります。

合宿の誘致につきましては、地域経済に対し好影響を与えるとともに、児童生徒の技術向上にもつながっていることから、誘致委員や関係団体と連携し積極的に進めてまいります。

6. ともに進めるまちづくり

地方分権一括法が施行され、自律した地域主権型社会の確立が急がれています。

そのためには、まちづくりの主役は紛れもなくこのまちに住む一人ひとりであり、行政はもとより、主権者たる住民と選ばれた議会がそれぞれの果たすべき役割、任務をしっかりと認識し、合意形成を図り、ともに手を携えて行動していくことが求められています。

長年にわたり築き上げてまいりました「協働のまちづくり」の理念はわが町の誇りであり、その牽引車である町内会・地域会の活発な活動は、本町のまちづくりを特徴付ける根幹であります。この伝統が受け継がれ、さらなる前進が図られるよう、主体性を尊重しながら必要とされる協力と支援を行ってまいります。

町民のまちづくりへの関心を高め、意識の涵養を図るためには、情報の共有が必要であり、広報広聴活動の一層の充実に努めます。

また、女性団体の主体的な活動を促進しつつ、審議会や委員会などへの女性の参画を進めてまいります。

平成23年第1回定例会会議録

いうまでもなく財政健全化は最優先であり、みずから考え、みずから決定する政策自治体への脱皮が急務であり、職員の資質の向上と事務事業の不断の見直しを継続しながら、新たに策定した「第三期行政改革大綱」及び実施計画に基づく「自律と協働のまちづくり」を着実に推進してまいります。

本年度は「第4期総合計画」のスタートであります。作成にあたり多くの貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、審議会、町議会の皆様に関心から感謝申し上げます。とりわけ、真摯なご審議をいただきました委員の皆様に改めて敬意を表するものであります。

以上、平成23年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。私たちの暮らしを取り巻く社会経済状況は、依然として将来展望に明るさの見えない不安な時代が続いています。

こんな時代であればこそ、世の中に多くを期待するのではなく、しっかりと足元を見つめ、自分の足で、自分の歩幅で歩き出すことが大事だと思います。

先人が築き上げてきたわが町標茶を、次の世代に少しでもより魅力的なふるさととして手渡すため、そして誰もが健康で「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える町をめざして、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成23年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

国においては、教育基本法の教育理念のもと、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かにたくましく「生きる力」を育んでいくことが求められております。

「まちづくりは、人づくりから」といわれるように、その根本に流れる考え方は、学校、家庭、地域が連携しながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、みずからも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

この目的を達成するため、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいります。

そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

教育基本法等の改正を背景に改訂告示された新しい学習指導要領が小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から実施されます。新しい学習指導要領においても、「生きる力」の理念は継承され、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康な体をバランスよく育成することが引き続き求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となって新学習指導要領を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域と目指す目標や成果と課題を共有し、ともに「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施

新しい学習指導要領においては、知・徳・体の調和のとれた教育課程を編成することが一層求められています。知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立など、新しい学習指導要領の理念や趣旨を生かした教育課程編成・実施に取り組んでまいります。

小学校においては、小学校5年生から外国語活動が導入されます。これまで、段階的に導入を進めるなど、準備をしてまいりましたが、実践段階に入り、ALTを積極的に活用し、コミュニケーション能力の素地を養うことに努めてまいります。

また、社会科教科書の改訂に合わせて、郷土読本の全面改定にも取り組んでまいります。

中学校においては、平成24年度の完全実施に向けて、指導計画の作成などに取り組むとともに、新しく導入される武道の学習に備えて準備を進めてまいります。

(2) 学校評価を活用した学校運営の改善

現状に満足することなく、日々改善を進めることにこそ教育本来の営みがあり、その取り組みの過程と成果が、信頼される学校づくりにつながるものであります。

そのために、自校の課題を的確に把握するとともに、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立し学校運営の改善に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるため、家庭や地域と長期・短期における目標や具体的な方策の共有を図り、共に課題を踏まえた着実な改善に取り組んでまいります。

そのコミュニケーションツールとして、全ての学校において、学校の自己評価を実施・公表・対話するとともに、学校関係者評価を実施してまいります。

なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に生かしてまいります。

(3) 教員の質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあって、教員の質の向上が重要になることはいうまでもありません。教職に対する深い愛情と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保證することが求められております。

そのために、教師は現場で育つことを基本とし、計画的・組織的に校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。

平成23年度も指導力向上を目指す2校を研究校に指定し学校を支援してまいります。

また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させるとともに、各種研修会や講座への参加について呼びかける等支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあたっては、基礎・基本を明らかにした指導計画を作成するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動、ノートに自分の考えをまとめ、根拠をもって発表する活動などを計画的に取り入れ、わかる喜びや学ぶ楽しさを実感できる授業を工夫してまいります。

また、子どもをつまづきをフォローする等、基礎・基本を確実に習得できるよう努めてまいります。

なお、平成23年度も全国学力・学習状況調査から得られた結果を分析し、実効性のある学校改善プランの策定・点検・見直しを支援するとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、習熟度別・少人数指導やチーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、一人ひとりが学習に意欲を持って取り組めるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠

であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を一層推進するとともに、計画的な家庭学習の課題を提示するなどに取り組み、家庭における学習習慣の定着に努めてまいります。

(4)今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりました職業体験学習や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。

また、情報社会において適正な活動を行うもとなる考え方と態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでまいります。

(1)道徳教育の充実

幼児期においては規範意識の芽生えを培い、小学校においては道徳的価値観の形成を図る指導と自己の生き方についての指導を、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導の充実を図ってまいります。また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

そのために、道徳教育の校内における推進体制を確立し、道徳の授業の一層の充実に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的価値を共有し、連携して道徳的心情や実践力を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取組を公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2)いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応は、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題については、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の様子を紙面にて紹介するなど学校の取組を積極的にアピールし、家庭や地域と連携した活動へ発展させていきます。

これまで取り組んできた町独自のいじめ実態調査については、引き続き実施するとともに、リーフレットの作成・公開を活用し、家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組を継続してまいります。

不登校への対応については、小1プログラム、中1ギャップなど環境の変化による不

適応状況を予防するため、幼保小中連携を図るとともに、学習・生活に関するガイダンスを実施するなど、学校に溶け込むための取組の充実に努めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実に推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は、生活をする上での気力の源であり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていくものであります。このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となっていることから、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導面では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実に進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の侵入や変質者との遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

児童生徒の登下校や校外時などにおける安全確保につきましては、学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただいております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。

また、食の安全性がより求められている今日、使用する食材の厳選、可能な限りの地場産品活用、徹底した衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安心、安全で美味しい学校給食の充実に努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取組の交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組の充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の教育指導計画や支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流や共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めて

まいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、継続して標茶小学校、標茶中学校に配置することとします。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育所との連携を深めるとともに、防音対策事業による「さくら保育園・標茶幼稚園」の合同施設建設の設計に着手いたします。また、幼保一体化につきましては、国の動向を踏まえ関係部局と連携し、子ども達へのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

《教育環境の整備》

学校・学級の適正規模化につきましては、教育効果の向上を図るため、児童生徒の立場にたった編成が求められており、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒への教育環境が充実するよう努めてまいります。

スクールバス運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。

学校施設等整備につきましては、標茶小学校校舎防音改築工事および虹別中学校屋体耐震化工事の完了、虹別中学校外構整備を進めてまいります。また、各学校等維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、引き続き対処してまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第6次中期計画の4年目になります。過去3年間の具体的な取り組みの検証と評価に基づき、生涯学習の観点に立って社会教育を推進してまいります。

さらに、平成25年度を始期とする5カ年の第7次中期計画策定のために、基礎資料の収集に努めてまいります。

《生涯学習の推進》

町民一人一人が生きがいを持ち、充実した生活を営むために、生涯の各時期に応じて、必要な課題などに対し、学習の場や機会が幅広く用意され、選択して学習できることが大切であります。そして、その学習成果を活用し、各人が社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」、「人づくり」を進めていくことが、目指すべき生涯学習社会の姿であると考えます。

具体的には、住民の学習拠点である社会教育施設が核となり、各部局、関係機関等との連携を図りながら、地域課題や生活課題を把握し、学習環境の整備に努めます。さらに、

その学習の成果が住民による実践というかたちで地域づくりに還元されるよう努めてまいります。

なお、公民館運営にあたっての館長の地域化・非常勤化については、現状での困難性を認識しつつも先を見据え、検討してまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育は全ての教育の出発点であり、乳幼児期からの親子の愛情、家族とのふれあいが、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナーを身につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化や核家族化など家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や負担感を抱く親の増加が危惧され、家庭の教育力の低下が指摘されております。このため、子育て支援センターをはじめとする関係機関はもとより、地域社会全体で家庭教育を支援していく体制の構築に努めます。

平成17年度以降、「子育て応援講座」を釧路短期大学との連携で実施してきた経緯がありますが、これらの成果を活かす体制が整ってはおりません。公的サービスではカバーできない、突発的な保育や預かりの要望があることは事実であり、中高年者の知識と経験を生かす子育て応援に活かす体制の構築を関係機関と連携し、検討してまいります。

《青少年教育の充実》

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域社会が一体となり全町的かつ総合的に推進することが大切であります。今後とも各機関、団体等と連携して、青少年に良好な環境づくりに努めます。標茶町青少年健全育成推進連絡協議会につきましては、その機能が充分発揮できるよう組織の見直しを含め協議してまいります。

少年活動では、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア体験等の提供により、子どもにとって、協力すること、我慢すること、感謝することなどの大切さを学ぶことができるものであり、本年度も「しべちゃアドベンチャースクール」を開講いたします。また、中高年者を中心に地域のボランティアが、子どもたちに遊びや経験を伝える「地域子ども教室」を幅広く展開し、少年が社会性や自立心を育むための支援に努めてまいります。

青年の活動につきましては、青年や青年団体が社会的役割を果たすために必要な学習機会の確保と、情報の提供に努めてまいります。一方、青年個々の具体的な要求に基づく文化・スポーツ、地域のイベント等に対して自主的に参画できるよう支援し、青年の持つエネルギーが積極的な社会参加につながるよう意識啓発に努めてまいります。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く様々な課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。引き続き現代的課題の解決を含めた学習機会を充実させ、潜在的な学習需要を持つ町民に対し、学習意欲を高めるための啓発活動に努めてまいります。

また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画研修会など目覚ましい活動を展開しており、まちづくりにも多くの場で女性の視点から積極的に参加しております。今後とも各種研修の機会をつくるなど、より一層女性が社会参画しやすい環境づくりに努めてまいります。

さらに、釧路短期大学との連携により進めてきた生涯学習講座のためのテキストシリーズの作成は町内地域別の歴史を綴った、「標茶町の歴史」7巻をもって完了したことから、今後は、これらテキストを活かした講座を開催してまいります。

また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者にとって、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことは、社会的適応能力を得ることや自立するうえで非常に重要であり、益々高齢化が進む中、各公民館で行われている「高齢者講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実が求められております。また、地域の子どもたちとの異世代交流活動などを通じて、高齢者が文化・習慣・技術の伝承者として尊敬され、豊富な経験や知識・技能が次世代に受継がれることが必要であります。今後とも高齢者の自己実現が図られるよう、公民館講座等の充実に努め、社会参加の機会の充実を支援してまいります。

《スポーツの振興》

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つです。町民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、体力の向上、精神的なストレスの発散などと合わせて、生活習慣病予防など健康の保持増進に資することが求められております。

スポーツの普及・振興につきましては、子どもから高齢者までを対象にした各種スポーツ大会や各種教室を引き続き開催してまいります。

体育指導員につきましては、地域住民のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として、活動しやすい環境の整備に努めてまいります。

スポーツと福祉・保健・医療との連携のもと、健康づくり運動指導員が軸となり、町民の内臓肥満予防、転倒骨折予防をはじめとする健康づくり教室等の取組を強化してまいります。併せて、健康づくり運動専門員の配置による専門的な運動指導に力を注ぐとともに、健康づくり運動指導員の技能・能力の向上のための指導にも努めてまいります。

また、子どもの体力の低下傾向が指摘されるなか、家庭・学校・地域が連携して子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境を整えてまいります。また、スポーツ合宿で本町に訪れる大学や企業の協力による地元児童生徒との交流とスポーツ教室を通じてスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営については、利用者ニーズの多様化に応え、施設の有効利用

が図られるよう体育関係団体や地域との協議を重ねながら、柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

なお、本町の豊かな自然環境との共生を図りながら、年間を通じて、自然とふれあうことのできるアウトドアスポーツやニュースポーツを活用したレクリエーションの普及に努めてまいります。

《文化・芸術・芸能の振興》

本町は六つの公民館を拠点として、自主的な文化・芸能活動が展開されており、総合文化祭・各地区文化祭などは年々レベルが向上し、内容も豊かになってきております。

さらに、住民の自主的な企画・運営によってコンサート等が開催されるなど、高い文化的水準が確保されております。こうした気運を維持、発展させるために、情報提供に努めてまいります。

また、社会教育認定団体の自主的な文化活動に対する支援を継続するとともに、広く町民に芸術・芸能の鑑賞機会を提供してまいります。

《文化財の保護と活用》

標茶町は二つの国立公園を有し、特に釧路湿原国立公園にあっては本町が全面積の約45パーセントを占め、全町的に豊かな生態系が維持されておりますが、一方では絶滅が危惧されている動植物も多種存在しております。

特に、埋蔵文化財は全道有数の包蔵地を抱えており、石刃鍬文化を始めとして多くの考古資料が全国的に注目されております。そのような中、道内の多くの自治体に存在する縄文遺跡に着目、遺跡がもつ意義や魅力を情報発信するとともに、ネットワーク化を図り、縄文文化をまちづくりに活用する方策を探ることを目的に昨年発足した「北海道縄文のまち連絡会」に本町も加盟いたしました。当面の活動として、学芸員の交流等に積極的に参加してまいります。また、昨年、標茶縄文会が町内に点在する縄文遺跡のうち代表的な2ヶ所の遺跡に、内容の周知を図る解説板を設置いたしました。郷土学習や観光振興に役立てようとの取り組みですが、本年度も計画されていることから、財政的な支援をしてまいります。

さらに、文化財の保護・活用施策を積極的に進めるために、特に町指定文化財の調査研究と町民への啓発に努めてまいります。

《図書館の活動》

図書館活動につきましては、人づくり、町づくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「知の拠点」として、「資料提供」「全域奉仕」「児童奉仕」の3点を重点項目に掲げ、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

平成21年度から国の補助事業を活用して着手しました蔵書管理の電算化につきましては、

引き続き資料データの入力に力を注ぎ、平成24年度の供用をめざします。また、課題となっておりました老朽劣化の激しい移動図書館車の更新につきましても、国の補助事業で実現する運びとなりました。

いままで以上に、全町民が図書利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行や各地域文庫、学校移動文庫の充実により、全域奉仕網を図ってまいります。さらには、高齢や身体に障がいをお持ちで図書館利用が困難な方に、移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができる体制をとってまいります。

近年、子どもの情操形成の過程において読書の重要性が見直されてきております。乳幼児・児童奉仕については引き続き、絵本の読み聞かせ会をはじめ、子育て支援センターと連携、それに伴うボランティアの育成、司書による学校訪問の実施、図書館まつりや人形劇等の子ども行事などにより、読書生活の習慣化に努めてまいります。

また一方では中高年齢層の利用が増加し、さらに学校における読書活動や総合的な学習の時間などでの図書の活用の声が高まっております。図書館の基盤となる蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会の開催など各世代の学習意欲を喚起する行事にも取り組み、住民の暮らしに根ざした図書館の運営を行ってまいります。

《郷土館の活動》

郷土館の充実につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の四つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための個々の学習要求と、近年、増加傾向にある町内の各学校の体験学習に対応することで、児童生徒はもちろん、多くの人々にその学習の機会と場を提供するよう努めてまいります。

昨年度、国の補助事業で新しい収蔵庫が建築されたほか、ほぼ土台が埋没していた第一収蔵庫もしっかりした基礎工事が施され、資料の受け入れ・保存の環境が飛躍的に整備されました。また、今年度も国の補助事業を活用して埋蔵文化財資料と未登録民具資料の整理に力を注ぐほか、自然展示室の一部展示替え、新規登録資料を中心とした移動展の継続と施設内ミニ企画展の実施、それぞれの学芸員担当の歴史・自然講座の開設などに引き続き取り組んでまいります。

さらに、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成23年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

平成23年第1回定例会会議録

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。陳情第2号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・川村君。

○厚生文教委員会委員長（川村君）（登壇） 厚生文教委員会陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

厚生文教委員会陳情審査報告。

1. 開催日時、平成23年1月31日。

2. 調査場所、標茶町役場議員室。

3. 調査時間、午前10時より。

4. 出席者については、印刷のとおりですので割愛をさせていただきます。

5. 審査事項、陳情第2号。「大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める」意見書の採択をもとめる陳情。

6. 審査結果、平成22年12月定例会で厚生文教委員会に付託された陳情第2号の審査を、平成23年1月31日に厚生文教委員会を開き審査した。

陳情第2号について、陳情趣旨及び陳情項目を審査した結果、全国的に看護師等の大幅増員と夜勤改善を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護拡充が求められているとの観点から、本委員会は陳情第2号を願意妥当と判断し、採択すべきものとした。

以上で、報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

陳情第2号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件を、委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第2号は採択と決定いたしました。

◎陳情第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。陳情第3号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・川村君。

○厚生文教委員会委員長（川村君）（登壇） 厚生文教委員会陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

厚生文教委員会陳情審査報告。

1. 開催日時、平成23年1月31日。

2. 調査場所、標茶町役場議員室。

3. 調査時間、午前10時より。

4. つきましては、印刷のとおりですので割愛をさせていただきます。

5. 審査事項、陳情第3号。地域医療と国立病院の充実を求める陳情。

6. 審査結果、平成22年12月定例会で厚生文教委員会に付託された陳情第3号の審査を、平成23年1月31日に厚生文教委員会を開き審査した。

陳情第3号について、陳情趣旨及び陳情項目をもとに審査を行ったが、地域医療についての充実を図る具体的な内容が乏しいことから、本委員会で審査の結果、陳情第3号は不採択すべきものとした。

以上で、厚生文教委員会報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第3号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(何か言う声あり)

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、本件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第3号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木裕美君） 起立少数であります。

よって、陳情第3号は不採択と決定いたしました。

◎特別委員会調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会調査報告を議題といたします。

お諮りいたします。

本件に関し、付託いたしました標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会調査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条の規定により、委員長の報告を求めます。

標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会委員長・平川君。

○特別委員会委員長（平川昌昭君）（登壇） 標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会の調査報告をいたします。

調査事件につきましては、標茶町第4期総合計画に関する調査です。

2番の委員会開催状況につきましては、平成22年10月28日に第1回委員会を開催し、以降本年の2月4日に第5回委員会を開催しまして、調査結果をまとめたところでございますので、開催状況につきましては、お目通しいただきたいと思っております。

3の調査結果の前段の部分につきましては、総合計画は45年から第1期が始まりまして、以降本年は第4期総合計画の策定が進められるということで述べておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以下、後段部分につきまして、本委員会では、議会が議決機関である立場から、以下の十二点について、標茶町第4期総合計画基本構想（案）・基本計画（案）に意見を付すところでございますので、十二点について読みあげたいと思っております。

(1) まちの課題について、アンケートの特徴的な結果を羅列し「まちの課題」とし

ているが、まちの課題の分析は計画策定の背景となる重要な部分であり、達成度調査など他の調査結果等を総合的に分析し課題を明確に表現することが望まれる。

(2) 将来人口について、10年後の推計人口としては今後も引き続き減少傾向にあり、7,500人程度になることは理解できるが、このままでは閉塞感がただようばかりである。

「元気あふれるまちづくり」を強力に進めるためには、最低限の努力目標としての人口設定を行い、それを維持したいとの強いメッセージを町民に伝え、人口減少抑制策、交流人口の増加策、さらに積極的な移住政策などの記述が望まれるところであり、町内のそれぞれの立地環境を活かした分譲地の造成など検討に値すると考える。

(3) 総合計画はいかに多くの町民が理解し、目指すべき方向性を共有し推進していくことが非常に重要である。総合計画の推進手法は様々であると理解するが、まちづくりの大きな方向性に向かって、具体的な戦略プラン等を示し、町民と協働して効果的な推進を図ることも手法の一つと考える。

(4) 省エネルギーの推進の中で、小風力発電、太陽光発電、木質ペレット及びバイオマスエネルギーの利活用の検討を目指しているが、特に木質ペレットについては、ペレット化に限定せず木質燃料としての幅広い利用の推進を期待する。生ごみ減量化では、町民が積極的にみずから推進する支援策として、生ごみ処理機やコンポスターの購入支援などを行っており、省エネルギーの推進についても同様な支援策について検討することが望まれる。

(5) 町立病院の体制維持については、地域医療の拠点として必要不可欠であり、改革プラン等により経営の健全化を図り現在の病院体制、及び救急医療の確保の努力に期待する。なお、医師や看護師など医療専門職員の確保は今後も厳しい状況が続くことが予想はされますが、特に住民ニーズの多い診療科の常設化や新たな診療体制の充実目標等についての記述が望まれる。

(6) バリアフリーの推進については、公共施設の改善のみならず、JRや商店街など多くの町民が普段利用する準公共的な施設の改善についても踏み込んだ記述が望まれる。

(7) 高齢者社会への対応について、移動手段の確保や高齢者のニーズに対応した商業サービスの提供などは、「道路・交通・情報通信」及び「商工業」の分野でそれぞれ記述されているが、高齢者福祉の中でも総括的な記述が望まれる。

(8) 広域無線LANの構築、また地上デジタル放送の開始により、高度情報化の環境づくりが図られている。今後、これらを活用して新たな行政サービスとして、具体的などのような行政サービスを目指すかなど、町民にとって分かりやすい記述が望まれる。

(9) 公共用水域の水質保全や衛生的な生活環境の確保を図るため、下水道の普及が計画的に推進されてきているが、一方、住宅が点在する地域では、新築等の際に自己の対応で合併浄化槽を設置する事例が多い。町民がどこに住んでいても衛生的な生活環境の確保が図られるよう、合併浄化槽の普及促進について早急な整備指針の記述が望まれる。

(10) 標茶町の基幹産業である農業を取り巻く情勢については大きな変革期を迎えて

おり、特に昨年10月から急浮上した環太平洋連携協定（T P P）交渉参加の議論が今後ますます本格化していくなかで、本町の農業や関連産業など町内経済に及ぼす影響は計り知れないことから、T P Pが町内経済に及ぼす影響についての記述が望まれる。また、国の対応を待つのではなく、林業、漁業、商工業など町内のあらゆる産業と協同し、J Aとの強力な連携のもと、本町独自の農業振興策の記述が望まれる。

（11）牛乳や食肉などの一次産品を活用して六次産業化を目指すために、加工体制の構築は急務である。食肉を中心とする分野については、現在のJ A加工センターの設備の更新や施設の充実を図り、地場産品の研究・開発を積極的に推進し、乳製品の分野については、育成牧場が新たに搾乳・加工に取り組み、研修牧場としての機能も兼ね備えるなど、外圧に影響されない地域循環型の内発的な取り組みを長期ビジョンの中で明確に位置付け、推進されることが望まれる。

（12）総合計画は、基本構想・基本計画、そして3カ年ごとのローリング方式により策定される実施計画とあわせて「まちづくりの計画の土台」である。基本構想は、地方自治法第2条第4項で議会の議決による策定義務付けを明記しているが、地方自治法の抜本見直しの中で地方公共団体の自由度を拡大し義務付けを撤廃する視点から、平成22年3月29日に第174回通常国会に提出された地方自治法の一部を改正する法律案の中で、市町村基本構想の策定義務の撤廃が提案されているが、現在審議継続中とされている。議会としては、総合計画はまちづくりの最上位の計画であるとの認識に変わりはなく、今後も、議会審議に諮ることを求める。

以上、標茶町第4期総合計画に関する調査報告といたします。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、標茶町第4期総合計画に関する調査特別委員会調査報告を終了いたします。

◎総務委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。総務委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・田中敏文君。

○総務委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 総務委員会所管事務調査報告。

調査日時は、平成23年1月19日であります。

調査場所、標茶町役場議員室。

調査事件、滞納整理機構の実績と評価についてであります。

出席者は印刷配付のとおりでございます。

調査の経過。

釧路・根室広域地方税滞納整理機構（以下、機構という）にかかわる参考資料に基づき説明を受け、各委員から質疑を行った。

機構は平成19年4月1日に釧路管内7町村と根室管内2町村の9町村が団結し、町村

平成23年第1回定例会会議録

単独で処理困難な徴収業務などの事案を対象に、差押え、公売等の強制的な滞納整理を行う目的でつくられた。平成21年4月からは新たに根室管内の2町が加わり今日に至っている。

機構設立時は、平成21年度までの3年間を最低の存続期間として設立し、その後平成20年11月に平成28年度までの存続が承認されている。

機構は道派遣の事務局長と町村派遣の事務局員3名の4人体制で組織され、構成町村から引継ぎされた240件程度の事案について、その整理にあたっている。道派遣の職員については、道と町村との相互の人事交流により行われており、町村派遣職員については構成町村より順次2年間派遣される仕組みになっている。また、事務局職員の交代についても半数の2名ずつ行うよう配慮されている。

機構の平成20年度実績は、引受件数240件、引受税額3億3,781万7,000円、徴収額1億121万5,000円、徴収率29.96%、差押件数410件となっている。

また、機構の業務内容には構成町村職員に対する実務研修もあり、滞納整理のノウハウの研修会等も行っている。

主な質疑内容は印刷配付のとおりであります。

調査の結果及び委員会の所見。

機構をつくり収納実績を上げたことは評価できる。

機構に引き継ぎする前に事前に相談できる窓口をもっと広げて救済していく努力もすべきである。

住民に機構の業務内容、実績等を公開し、綱紀の保持にあるように今後いっそう、住民の信頼と協力を得ることが必要である。

機構への職員派遣や税務担当職員の研修等により、その成果が町税の収納率にも現れているとともに、町税以外の税外収入金の収納対策にもその効果が波及している状況にはあるが、毎年累増している税、税外収入金の未集金対策に今後も全職場あげて引続き取り組んでいく必要がある。

以上、総務委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・川村君。

○厚生文教委員会委員長（川村多美男君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

記。

1. 調査事項、(1) 富士見台火葬場の改築について。

厚生文教委員会所管事務調査。

調査日時、平成23年1月31日。

調査場所、標茶町役場議員室。

1. 調査事件、(1) 富士見台火葬場の改築について。

2. 出席者。出席者については、印刷のとおりですので割愛させていただきます。

3. 調査経過。

説明員より富士見台火葬場改築工事に伴う新施設の配置計画及び建物の平面、立面計画図をもとに施設の設備等について説明を受け、各委員から質疑を行った。

説明内容及び、各委員からの主な質疑等の内容は、次のとおりである。

新施設の配置は、現在の施設の北東に配置し、現在の施設を使用しながら改築を進め、町民に迷惑のかからない工事施工を検討している。

新施設は全面バリアフリー対応される。車寄せが設置され、霊柩車とバスの2台が同時に停車でき、雨等に濡れることなく乗降が可能となる。駐車場もこれまでの11台から26台に拡大される。待合室は椅子席が主であるが、使用する遺族などに配慮し、体を休めるよう畳の小上がりを取り入れ、片側35から40人。火葬が重ならない場合など両側も使用すると倍の収容人員を確保できる。テレビ3台の配置が予定されるが、自動販売機の設置については現時点では予定されていない。

火葬炉は2基設置され、操作は全て電動で操作されるが手動でも使用可能となっている。遺体の移動等は電動の台車を使用される。排煙については2次燃焼フィルターで処理され煙突の設置はない。火葬の時間が短縮され、全体で2時間を切る程度の滞在時間を想定している。

停電時の対応については、現時点では発電機の常設の予定はないが、レンタルや町全体の防災上の視点からの常設など検討課題である。

4. 調査結果及び委員会の所見。

新施設は収骨室を新設したことや、待合室も椅子席を取り入れ昼食時に使い勝手が良く、小上がりの畳で体を伸ばしてくつろぐことも可能である。待合室全体の面積は現在より広い間取りとなっていることから、待合室で遺族が収骨時まで過ごせることになる。廊下、多目的トイレ、休憩室等バリアフリーを取り入れ、排煙についても煙突の無い排煙システムを取り入れているなど、他の町村と遜色なく一定レベルになると期待します。

次に、施設周辺環境整備について、改築とあわせて、駐車場の拡張などが予定されい

るが、国道から町道そして火葬場にいたる動線について、周りが特に密集した樹木で囲まれていることから暗く寂しいイメージを受ける。施設のリニューアルとあわせて、枝払いや道路の拡幅、施設の周囲に緑地を設けるなど明るく広いイメージに環境整備をすべきと考える。

新施設はこれまでの約倍の床面積になることなど施設の維持管理等については、これまで以上に新しい施設に対応したサービスが求められる。今後は、町内の関係業界の協力を得るなど管理運営の民間委託等についても検討する必要があると考える。

最後に、火葬場の名称について、正式には「富士見台火葬場」となっているが、近年他の同施設の名称等は火葬場という表現を使用しないところもあるので、町民が親しみやすい名称の検討も必要と考える。

以上、厚生文教所管事務調査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・菊地君。

○産業建設委員会委員長（菊地誠道君）（登壇） 産業建設委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1. 調査事項、(1)TPPが町内経済に及ぼす影響について。

産業建設委員会所管事務調査報告書。

調査日時、平成23年1月17日。

調査場所、標茶町役場議員室。

1. 調査事件、(1)TPPが町内経済に及ぼす影響について。

2. 出席者、以上でありますのでお目通り願います。

3. 調査経過。

農林課長、担当係長よりTPP（環太平洋連携協定）による標茶町への影響試算、TPPによる税への影響について、農林水産統計、生産農業所得統計、町農林課統計に基づき作成された資料について説明を受け質疑を行った。

本町の農業産出額は現状157億5,000万円に対し、影響試算額は111億8,000万円の減、農家戸数は現状394戸に対し、影響試算は313戸減の81戸と試算される。農家戸数が81戸となった場合には、地方交付税の中の農業行政費は、2億2,334万8,000円から4,029万2,000円となり、1億8,305万6,000円の減と試算される。このほか町民税や固定資産税など町財政にも大きな影響が出ると予測される。

本町は基幹産業が酪農であることから、酪農が地域の雇用や経済に果たす役割も大きい地域である。町内の就業者数は4,711人とされ、そのうち58%、2,780人が農業関連に従事していると試算され、何らかの影響を受けると思われる。

これらの数字は、北海道が試算した影響試算率を町内の統計数値に置き換え算出されたものではあるが、T P Pへの参加によりほぼ壊滅的な影響を受ける試算となっている。

4. 調査の結果及び委員会の所見。

政府は、新成長戦略の実現を推進、加速するため、今年6月を目途にT P Pへの参加を決めようとしている。T P Pへの参加は、世界的に食料需要が増大し、食料輸出国における輸出規制、諸外国の社会情勢の不安定化などにより、食料供給に不安要素が増している中で、日本の農業に壊滅的な打撃を与えるものである。

国は、昨年3月に策定した新しい基本計画において、日本の食料自給率は昭和40年度に73%だったが、平成21年度の概算値は40%に低下。先進国（アメリカ124%、フランス111%、ドイツ80%など）の中で最低水準になっているなかで、わが国の食料自給率を50%に引き上げることとしたばかりであり、今回のT P Pの参加によりわが国の食料自給は現在の40%から13%に落ち込むと見積もられている。日本は農業先進国と比べても国土が狭く、アメリカなどのように大規模化による競争力向上は不可能である。

酪農を基幹産業とする本町にとっても、T P Pへの参加は酪農、畜産業等に与える影響は大きく、町内経済に及ぼす影響は甚大で地域社会の崩壊を招くこととなることから、町内のさまざまな業種の企業、町民に理解してもらおうよう努め、町全体でT P Pへの参加を阻止する運動を展開していく必要がある。

また、国の対応を待つのではなく、林業、漁業、商工業など町内のあらゆる産業と協同し、J Aとの強力な連携のもと、本町独自の農業振興策として、外圧に影響されない地域循環型の内発的な取り組みを早期に推進されることを望むところである。

以上で、産業建設委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時03分

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼君）（発言席） 通告している件につき質問をいたします。

現在政府は、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加を「平成の開国」と位置づけています。北海道は農業が主力産業であり、北海道庁はTPPが実施されると年間2兆1,000億円の損出がでると試算しています。

第一点目の質問であります。本町はどのような損出になるのでしょうか。酪農畜産が壊滅するだけでなく、他の業種はどのような様になると考えますか。

第二点目の質問ですが、国は6次産業化といった新しい構造改革で生き残りを計るとか、個別所得補償制度を充実していくと聞いておりますが、この方針は具体的にはどのようなことなのか。食料の国内の自給率は約40%といわれておりますが、TPPに参加した結果、海外からの食料輸入により13%になると言われております。私は独立国としての日本を根底から崩壊させる暴挙だというふうに思っております。国は工業や金融など幅広い分野での関税の全廃を受け入れる方針ですが、本町の影響はどうかと考えて心配です。

他の町ではTPPの勉強会等も開催し、町民全体への呼びかけを取り組んでいることなどもあり、本町も農協と協力して積極的に取り組む必要があると考えますが、今後の対策や取り組みについて伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・黒沼議員のTPPは本町に甚大な損失を与えるのではの質問にお答えをいたします。

菅首相は、昨年10月1日の衆参両院本会議における所信表明演説、また本年1月24日の施政方針演説でTPP「環太平洋連携協定」参加への意欲を示しました。一方、TPPへの参加について「反対」・「慎重な対応」を求める意見書や特別決議を採択した都道府県議会は1月段階で39道府県議会にのぼっています。本町議会においても「TPPへの参加を断じて行わないよう求める意見書」が採択されておりますが、現状のまま自由貿易の荒波に身を任せることはあまりに無謀であり意を同じくするところであります。

さて、お尋ねのTPPに参加した場合の本町における損失ですが、さきに行われた産業建設委員会所管事項調査の際に、北海道や釧路総合振興局の影響試算算出を参考に本町への影響額を試算したところ、農業産出額で111億円、関連産業では150億円の影響との結

果となりました。基礎となる統計データが限られており係数による試算ではありますが、仮に、乳製品、牛肉などの関税が撤廃されることになれば、農業をはじめ第1次産業との結びつけるばかりか、地域の経済・雇用にも大きな影響を及ぼし地域社会の崩壊にもつながることを強く懸念しております。

二点目にお尋ねの6次産業化などの構造改革、戸別所得補償制度などの方針であります。6次産業化とは、いわゆる1次産業から3次産業までを結び付け、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業等の創出や新たな付加価値を生み出すことであり、あわせて一般企業や新規参入者が、より参入しやすい農地制度とすることで、農山漁村の雇用確保と所得向上を目的としており、また、戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより経営の安定と生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としています。

国はこれらの方針を推進するため、各種施策を打ち出していますが、これをもって関税が撤廃されたときに食料自給率や農村振興を維持・向上するためには、本当に十分かは疑問視せざるを得ません。

また、TPP参加の影響は農業だけの市場アクセスだけにとどまらず、数多くの非関税障壁といわれる分野にも対象になっており、詳細な情報が不十分で本町への影響を図りかねているところであります。

そのようなこともあり、現在、町民各層を対象とした研修会を3月24日に開催することについてJAから相談を受けておまして、実現と成功に向け取り組んでいるところで、あらゆる機会をとらえてTPP参加に対する拙速な判断をしないよう訴えていくとともに、関係農業団体とも連携を図り、町民を含めた今後の対策や取り組みを進めていく所存でありますのでご理解をお願いします。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 今町長から、町長が心配していることを具体的にお話をいただきまして、私もマスコミ等を通じて、また図書館にも通っているいろんな資料を、最近発行されたのもずいぶん目を通して、こういう、本当に地方における私たち農業者を本当に心配、また心配どころか6月にはどうしてもやるということには、今までいろんな私たちも酪農の曲がり角だとか、壁にぶつかって酪農家は離農せざるを得ないとか、いろんな場面で苦闘してまいりましたが、今回はそういう過去におけること以上の大きな大きな問題になっていると思っております。昨年度の乳価は、標茶町の酪農家の経営状態は、おとしは割と乳価が値上げされまして、チーズ乳価もそれなりの価格でありましたが、去年は4円程度乳価が下がったため、75、6円に水準が下がっております。したがって、去年は非常に農家の方々の組働が相当悪いんだと、こういうふうに私は、仲間の方々から伺っているわけです。

そういった状況の中、今交渉に入るとか、他方、工業関係の方々、今やらないと世界の貿易ルールに乗らないと、バスに乗り遅れるんだとあって、あわくっているんなことを言っているようではありますが、この本町に限って言うだけでも、今の数字からいって、標茶の酪農の総生産額160億円程度であります、たった13億円くらいの売り上げにしかならないんでないかという試算を、今町長から言われました。具体的に数字で計っても、わからないような想像的な数字でありますけれども、私は今町長からお聞きしまして、農協が研修会、勉強会を3月の下旬にも行うような話を今いただきまして、それは私も知らなかったのですが、そうであれば、やはりこういうことも、町内の通信網それから口コミで大勢の方が参加していただければいいなど。農家はできるかぎり今署名活動もやっていますから、参加するのではないかなというふうに、私も期待しております。

関税の面は大きな大きな国の問題でありますけれども、私も大した教育は受けておりませんが、関税というのは、この自主性を失うと、他の国から脅かされることが過去にずっとあったわけです。それで日本も日露戦争とか日清戦争とかに突入したこの関税の問題をおろそかに考えるのは、本当に、私、今政府の大臣方がいろんなことを言っているのを聞いて、本当に私が過去にいろんなこと、歴史を学んで、学校でもなったことが、わかっているのかなど。独立国というのは、防衛とか食料と水とか、そういうものがなかったら絶対成り立たないわけですよ。そういうことも私は町長さんはもちろんわかっているとは思いますが、この場で私見を述べるわけです。署名活動も2月の22日から議会では始まっております。過去に12月11日には釧路で酪農民総決起大会がございまして、町長も大きなこぶしを突き上げて、私どもと一緒に反対活動に賛同していただきました。詳しくは答弁を求めませんが、先ほど産建委員長からも詳しく標茶の産業すべてが地震が起きて崩れるように崩壊するということが示されましたので、最後になりますけど、署名活動とか3月24日の参加を町長が先に立って、皆さんに呼びかけてやっていただくことをもう一回お聞きしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

T P P に対する考え方につきましては、私も先ほど町政執行方針の中で申し上げましたように、このことは単に農業、食料、生産だけの問題ではないということを、私は思っております。これは生産者だけの問題ではなくて、消費者にとっても安定的な食料確保というのが、現実的世界情勢の中で、本当にだれが保障してくれるのかと考えたときに、議員がおっしゃったように、食料安全保障というのが国の最低の責務だということが、私はこのことが一番大事だろうと思います。したがって、今回の問題というものが、消費者の皆さんにとって、どういう問題なのかということ、ご理解をしていただくのが、私は一番大事だと思っております。3月24日のこの研修会についても、消費者の皆様方、町民の皆様方が中心になって、開催されるというぐあいに伺っておりますので、本町の取り組みとしては、やっぱりそういった全町挙げての取り組みというようなかたちになるよ

うに、私としてもこれから支援等々について、可能なかぎり取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 私がお願いしたようなことでなくて、町長みずからもそういう行動に出ただけということ、ここでお話承って、私はこれで質問を終えたいと思います。私は最後に、断固TPP参加には反対するということを申し上げて終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、2番・黒沼君の一般質問を終了します。

続いて、6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君）（発言席） 先に通告しておりました三点についてなんですけれども、この件については、これから当然高齢化が進んで、標茶の町も大変だというような状況下の中で、商店会を含めてこの高齢者たちがどのようなかたちでもって、町の中に参画できるかということも含めて、今のTPPの問題でないですけども、特別、世界的、日本的な問題でなくて、町の中だけの問題であるんで、特に質問について4月の選挙がありますけど、この後どうなるかわからない。私もこれが最後の質問かもしれませんので、誠意をもってよろしくお願いをしたいなど、まず、思います。

それでははじめに、開発センター内で住民票等の発行はできないかと。この問題について標茶市街地区では役場にしか行かなければ住民票、印鑑証明書などの交付が受けられないというふうになっております。若い方や車のある方についてはさほど不便はないと思うが、本町も高齢化が進んでおり、車の持たない高齢者が今後も増えてくる状況にあり、特に、川東地区に住んでいる高齢者には非常に深刻な問題となっている。

各地区公民館と同じように住民サービスの一環として、開発センター内で住民票、印鑑証明書等の交付ができるような体制はできないのか伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・後藤議員の「開発センターで住民票等の発行はできないか」について、お答えをいたします。

現在、住民票、戸籍事項の証明書及び印鑑証明等の交付の取扱いにつきましては、標茶町戸籍及び税諸証明事務等取扱規則に基づき、役場のほか、磯分内酪農センター、虹別酪農センター、茶安別農村環境センター、阿歴内公民館及び塘路住民センターにおいて、職員の勤務時間内で交付事務の取扱を行っております。

住民票や印鑑証明書の交付については、社会経済活動の変化により、交付場所や交付時間の拡大を求める声もあり、最近では、住基カードによりコンビニエンスストアで交付する体制を整える自治体もあるところであります。

お尋ねの開発センターでの住民票や印鑑証明書等の交付については、前段、申しあげました社会経済活動の変化や高齢者等の交通弱者に対応した交付事務の体制も課題であることから、交付する証明書等の種類や交付に必要な設備、事務機器、人員体制などについて、今後、行政改革を推進を図っていく中で、住民サービス向上の一環として交付場所を

拡大できないか、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 確かに今町長が言われたように、各公民館ではそれなりに発行していただいているということで、高齢化に伴い、川の向こうからこちらまで来るということは非常に大変だということも私も聞いておりますので、今言われたように、できるだけ早い時期にそのような方法を一つでも考えていただければなというふうに思います。ちなみに、今年の行政報告の中での9月から11月までの中の証明書の交付件数が2,885と、住民票の台帳関係については220件、戸籍関係176件というようなかたちで、3カ月においても、それなりに相当数の数が出ているということもありまして、できるだけそういうような方法に進んでいただければなと思います。

次に2番目に、駅前通りにトイレの設置はできないか。

現在、駅前通りには公衆トイレがないため、通学する児童・生徒はもちろん買い物に来る高齢者の人たちが安心して買い物ができない状況である。駅前通りには、近年空店舗も出てきている事もあり、町単独のトイレの設置も考えられるが、商工会とタイアップして空店舗を利用しながら、高齢者や学校帰りの子どもたちがそこで交流もできるような空間にトイレを併設する方法もあると考えられるがいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・後藤議員の「駅前通りにトイレの設置はできないか」の質問にお答えいたします。

現在、駅前通り及び近隣のトイレ設置状況は、バスターミナル、勤労者会館、旭1号公園及び開発センターにトイレが設置されており、また、イベント時には、各店舗で「ご自由にお使い下さい」との表示も行われております。

駅前通りにおいて、高齢の消費者の皆さんが安心して買い物し、交流ができるようトイレの設置が必要ではないかとお尋ねですが、トイレも含め魅力ある商店街をどう作り上げていくのかは一つの戦略であろうとも考えられますし、交流という視点からでは、先日設立されたNPO法人の取組にも注視してまいりたいと考えております。

こういった駅前全体の環境衛生面、魅力ある商店街づくり面、交流という社会福祉面など、多様な角度から、関係団体が協力して取り組まれ、具体的なご提案があれば、町としてもどのような支援が可能かについて検討してまいりたいと考えております。

議員ご質問の主旨につきましては、関係団体へお伝えしたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 確かに今町長が言われたように、開発センターだとか公園だとか、

いろんなところにトイレがあることは私も十分知っているわけですが、ただ、今私が知っていることは、高齢者の人たちが、遠くから町のなかに買い物に来たと。極端な話、おしめをしても出てくるような高齢者もいるだろうし、子どもの用を足たせないきやならない若い奥さん方もいるだろうし、そういう人たちも含めて、とくとく券で買い物をしたは、トイレがないは、またいろんな店に頼んで入らせてもらおうと。今町長が言われたように、イベントの際にはそれなりの店であれしてもらおうということなんですけど、ただ、そういうようなことだけで、商店に甘んじてやってもらうことがどうなのかという問題があります。やはり、これからの展望を考えながら、できるだけ町のなかをどうしていくかということを含めて、考えるのはいいですけども、この問題については、もう少し早急な方たちの中でやっていただけるにこしたことはないだろうと思います。

昨年の町長選のときのまちづくりの理念の中には、一つ目に住んでよかったこれからも住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。それと4番目には、ひとりの不幸も見逃さない地域社会を目指し、どんな小さな声にも耳を傾け不安の解消や、問題の解決を図りますというようなことを書いてあります。ただ、こういうことを考えると、どこまでがひとりの不幸がということが、私どもにはちょっと疑問に考えるんですけども、この辺について、先日も公衆電話が町の中になくなったということで、お年よりの人が、電話もかけられないこんな町には住まわれないということで札幌に行ったということ、ちらっと私聞いたんですけども、これは当然極端な話ですけども、我々としては、やはり携帯電話というのは日常茶飯事なんとも思っていないんですけども、年取った方についてはやはり公衆電話というのが、まだ残っているのかなというような認識をしたわけですけど、そのために私もNTTに電話をかけていろいろ調べてみましたけど、やはり札幌の中でもそれなりに今なくなってきているということで、到底無理な話だろうということで理解したわけですけども。

そんなようなことを考えながら、少しでも早くにそういうような問題に解決していただけるようお願いをしたいなというふうに思います。

それと3番目に、ふれあい交流センターの入浴のあり方及び町内温泉施設の有効活用についてということなんですけども、これも当然、お年寄りの方の話なんですけど、一応今のところ、建設から13年が経ち、風呂の老朽化も進み利用者も年々少なくなってきている。温泉を利用した有効な施設でもあることから、もっと高齢者等が利用しやすいようにできないか。

また、町内には温泉施設が充実していることもあり、町内の温泉業者と連携をして高齢者が温泉を低料金で利用できるなど、高齢者が町内で豊かに暮らせることができるサービスの提供も検討してはどうか伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 引き続き、6番・後藤議員の「ふれあい交流センターの入浴のあり方及び町内温泉施設の有効活用」についてのご質問にお答えをいたします。

ふれあい交流センターの入浴施設は、健康増進を目的とした利用とし、ふれあい入浴として、週1回、70歳以上の高齢者や身体障害者等の利用、家庭入浴として、障害等により介護が必要な方の利用、介護入浴として、自力で入浴ができない方の利用として、健康増進の目的に沿った利用を図っているところであります。

お尋ねの高齢者等の利用促進についてであります。ふれあい交流センター開設当時は、70歳以上の高齢者等の利用に関しては、無料で入浴させることは、民間事業者への圧迫に繋がることから、週1回の利用に制限してきた経緯がありますが、利用拡大の要望も寄せられていることから、当面、健康増進の目的に沿った利用拡大として、機能回復や閉じこもり対策等の介護予防として要介護・要支援の認定者の利用拡大について、老人クラブや関係事業者と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目の町内温泉業者と連携して高齢者が温泉を低料金で利用できるサービスの提供であります。前段で申し上げたとおり、ふれあい交流センターは健康増進を目的とした入浴施設であり、公衆浴場である温泉業者と連携することは困難でありますことを、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 確かに高齢者の方々のそういうリハビリとかたちの中で進んできたことは事実だと思います。私もいろいろ聞いている中では、月・水・金が女の人が入ると。火・木が男の人であると。ただ問題として、夫婦でぎいのほうからこられて、奥さんが一人入っている。だんなさんは小さい普通の風呂だと。私も1回見に行ったんですけど、あそこにあれだけすばらしい温泉があるというのは、この議員になってから初めて見させてもらったんですけども、今の段階で、月に15人から16人くらいしか使用していないということもありまして、あれだけ立派な施設が、現にあるということもよく知ったわけなんですけども、ただ、介護を受けている人については、2週間に1回、これも非常に少ないだろうと。女性についても、月・水・金といいながらも、月・水・金に入れるわけでない。その中の1日だと。あまりにも使用する回数が少なすぎるんでないかという感じがいたします。特にお年寄りの方は遠くから来てバスに乗っている人もいますけども、あの人たちが昼にご飯を食べる場所もない。だからといって銭湯に行くわけにもいかない。そうするとふれあい交流センターの中にすばらしい待合室みたいのがあると。そういうなかで、やはり皆さんがお菓子でも持ち寄って話をしながら、温泉に入りながら、バスに乗って帰れるというような状態が、私は望まれるわけなんですけども、ただ、入浴業者との関係というのは、はたしてそういう人たちが、うちへ帰って、また入浴にくるかという、なかなかそうはいかないと思うんですよ。だから、そういう人たちは、特に、今の標茶の入浴業者の人たちが、損失をするようなかたちにはならないと思うんです。私としては。だったら、もう少し標茶の町をそういうかたちを作るとすれば、やはり町民が、

すべてにものもそうですけども、協力をするということが大事だし、高齢者に対しても皆さん方、そういうやさしい気持ちをもって、そうしたら逆に、今温泉にさっぱり行ったことがない人が、子どもをつれて月に1回くらい行こうじゃないかと。それも一つの協力の方法でないかと。そうすることによって、そういうものは当然クリアされると思うんですよ。だから、必ずしもそこに風呂に入ったからって、そういう人たちが行かないということは、おそらくないと思いますし、ただ、家庭で皆さんが、健常者の人たちが行けるということは、子どもたちもたまには温泉に連れて行くということもいだろうし、そういうようなことを、町民がやっぱりみんな支えあって、そういうものを回復するというようなかたちをつくるのが、私は望ましいと思いますけどもいかかですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたように、ふれあい交流センターの設置利用目的に基づいた運営管理規則の中で、当初は1回程度ということで、やっておりましたけども、これらにつきましては、議員からのご指摘のような社会経済状況等々もございまして、それについてはどの辺まで拡大できることが可能かについては、今後町内の温泉の業者の皆さんともお話をしながら、進めてまいりたいと思っております。

ただ、これはあくまで、現状の利用を若干拡大するということでありまして、繰り返し申し上げておりますけども、公衆浴場である温泉業者の公衆浴場とは、目的を異にすることをぜひご理解を賜りたいと思います。

それから、委員のご意見としても、おそらく民間の業者の損失はないというご意見はご意見として承っておきたいと思っておりますけども、そういった経過から、このふれあい交流センターが設置され、運営されているという経過もございまして、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 確かに、町長は建てたときの経過がこういうことだからということで、常にその辺からなかなかでてこないような気がするので、やはり町の施設であれば、もう少し住民に開放するというような方法をどうやったら一番いい方法なのかと、たくさんの方が入りに行ったときには、お風呂屋さんが困るんでないか。そうしたらどうしようと、いろんなことの方角性を見出していかないと、こういうかたちで建てたんだからこうなんですというようなかたちでやってしまうと、どうしようもないんで、できるだけそういうような方向でやっていただければと思います。

考え方としては、少しずつ町長も前向きな話をしていただいたと思いますので、私はこれで終わりたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、6番・後藤君の一般質問を終了いたします。

続いて、11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（発言席） 三点にわたって質問したいというふうに思います。

まず、第一点目ですが、今日の町長の町政執行方針を聞きまして、世界情勢、それから日本情勢、経済にかかわる情勢、的確な捉え方だなというふうに関心して、私、学ぶべきところもたくさんあって伺っていました。そういう流動的な、本当に不安定な情勢の中で地方自治体が今持っている力を最大限に住民とともに発揮して住みよいまちづくりをする、そういう方向性が、そのあとに具体的に述べられておりました。

そういうことを背景にして、質問をしたいなというふうに思います。

一点目ですが、政府は現在実施されている公的保育制度を解体し、新たに2013年度から、これは十年計画で完成すると言われてはいますが、「子ども子育て新システム」を導入する考えを示しました。国会の情勢は、いまだ不透明な部分が多いのですが、この考え方についての基本的な町長のご所見を伺いたいと思います。

児童福祉法第24条は、保育に欠ける子どもの保育を実施する義務が市町村にあるとわかってはいますが、新システムではこの公的責任を後退させる内容になっています。標茶町としては、今まで積み上げてきた保育行政の成果を後退させることなく、町民に対し保育の公的責任を今後も果たすべきと考えますがいかがですか。

新システムでは保育料について、利用時間とサービスに応じた応益負担という「保育の介護保険化」的な制度の導入も取り入れています。私は、現行の応能負担の原則、所得の少ない人はそれなりに、所得の多い人はそれなりに負担をしていくというこの原則を今後も続けることが福祉としての保育園運営のあるべき姿と考えますが、町長のご所見を伺います。

予算案では、さくら保育園、町立幼稚園の合築の方向が示されていますが、新システムとのかかわりは具体的にあるのでしょうか、それとも、それとはかかわりなく町独自の発想での運営となるのでしょうか。伺います。

当面はさくら保育園と町立幼稚園の子どもたちが同じ園内で保育を受けることになると思いますが、他の保育園とのかかわりについてどのような見通しを持っているのでしょうか。

この話が議会で最初に話されたときに、みどり保育園、さくら保育園、町立幼稚園というような名前があがっていたことを、私覚えているのですが、その点の見通しを伺いたいと思います。

また、完成後の給食、就学前教育、預かり時間、保育料、年齢制限等について、方針は現時点で定まっているのでしょうか。それらについて十分保護者や有識者の意見を集約しながら、あるべき姿を構築していくべきと考えますがいかがでしょうか。

今回の三月の新年度予算案の中に、このさくら保育園、町立幼稚園、いわゆる保育園と幼稚園の合築の予算案が計上されていますので、少々立ち入って具体的な内容について伺いたいというふうに思います。以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「さくら保育園、町立幼稚園の合築と

幼保一元化、子育て支援のあり方を」についてのご質問にお答えをいたします。

政府の「子ども・子育て新システム基本制度案要綱については、現在、三つの作業グループで検討中であり、当初、本年3月に関係法案の閣議決定、国会提出の予定が、6月に提出予定とのことで、いまだ全容が明らかになっていないのが状況であります。

一点目の標茶町として保育の公的責任を今後とも果たすべきとのお考え方ですが、現在の児童福祉法では、保育に欠ける乳幼児の保育義務は市町村とされており、少子化、人口減少化が続く本町に民間事業者が参入することは考えにくく、今後とも、保育に欠ける乳幼児の保育については、町立保育園として運営してまいりたいと考えております。

次に、現在の保育料の応能負担の原則を続けるべきとのお尋ねであります。保護者負担につきましては、サービスに応じた応益負担や低所得者に対する対応を含めた検討を、現在、前述の作業グループで検討中であり、その動向を注視しているところであります。

二点目のさくら保育園、町立幼稚園の合築と子ども・子育て新システムとのかかわりではありますが、幼保一元化については、第3期総合計画でその方向性を示しているところであり、今般、さくら保育園と町立幼稚園が防衛省の防音事業に採択され、財源の目処が立ったことから合築するものであり、子ども・子育て新システムを踏まえての幼保一元化ではなく、現在の法体系を基本に合築するものであります。

三点目のさくら保育園と町立幼稚園以外の保育園とのかかわりではありますが、児童福祉法等の改正がない限り、現状での運営を考えております。

四点目のさくら保育園と町立幼稚園合築後の給食、就学前教育、預かり時間、保育料、年齢制限等でございますが、保育園につきましては現状の保育を、幼稚園については、アンケート調査の結果に基づき給食の提供を考えておりますが、なお、詳細については現在検討中であります。素案がまとまった段階で、保護者等への説明会を開催し、意見の集約などに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） それでは、一点ずつ伺っていきたいというふうに思います。

先ほどサービスに応じた応益も考えながら、父母の負担を考えていくというご答弁だったわけですが、具体的にいえばどういうことになりますでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

委員のお尋ねが応能でというご質問だったと思っておりますけれども、ある程度の負担というものはサービスを受ける場合にさせていただくと。ただ、この場合の負担の在り方については、本町は、今日まで築きあげてまいりました社会福祉施策全般の考え方というものを尊重しながら、サービスの低下にならないように考えてまいりたいと思っております。

ただ、先ほどもお答えをしておりますように、国の基本的な考え方が、まだ全然明らかになってこないわけでありまして、私どもが一番心配をしております、その負担のあり

かたについて、財源をどうしていくのか。持続的な財源の確保は国としてはどう考えているのか。このことが全然見えてこないわけでありまして、ある程度、その子ども手当というものがかなり大きな比重を占めるに対して実施を継続していくという前提の中での組み立てというように私どもとしましては理解しておりますけれども、その子ども手当の行方さえ現時点においてはちょっと見えないという中で、国の考え方と私どもの考え方が、どういう具合にその整合性を取っていけばというのは、やはりある程度もう少し国の方向性というものを見据えた中で考えていかなければならないと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 私が心配しているのは、今の国の新システム、この内容というのは、さっき私流に介護保険型という言い方をしましたけれども、今まで標茶町が他の市町村に先駆けて、立派な保育行政を行ってきた、その保育行政の内容を根底から覆すような内容になっている。先ほどの町長のご答弁では、まずもって今まで、培ってきた保育行政、サービスの低下にならないようなそういう行政の姿勢は、保っていきたいということをおっしゃったわけですが、しかし、国がこの新システムを導入して、補助金、今交付金化されているわけですが、こういったものを削っていくということになるとね、それに基づいて保育料の負担も増えていくということを、ものすごく心配しているのですよ。それで、本当でいえばそういう事態になっても町は、子どもたちの保育行政、今まで培ってきた保育行政をどんな事態になっても守っていくという答弁を期待してたのですが、しかし国の状況がまだかなり不確定ですから、それはまたもう少し状況が確定、見えてくるようになってから議論をしたいなというふうに思います。少し安心して少し心配したわけですが。

最後のこの質問なんですけど、具体的な中身、合築した建物の中での、これ、カリキュラムの問題も当然出てくるとは思いますけども、具体的な中身について今後の問題だというふうにおっしゃいました。しかし、予算は三月で滑り出すわけですよ。それで、その具体的な問題について、さっき、父母のみなさんと相談をしたと言いましたけども、もちろん議会の中でも議論をこれからしていきたいと思いますが、いつ頃素案ができて、いつ頃それが具体化していくのかという見通しと伺いますか、伺いたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

合築に向けてスタートさせていただくことになりますので、できるだけ速やかにという考え方でおりますけども、先ほど申し上げましたように国の幼保一元化の考え方がサービスも拡大しますよ、負担金も、交付金も町村に出しますよ、市町村の負担もいただいてサービスによっては、受益者の負担もいただきますよという、そういう曖昧な中でいろんなサービスのメニューは提供しているんですけども、ただ一点、地域に実情に応じて子ども子育て支援サービス給付を提供確保するというのもこれはシステムの中で明記されている問題でありまして、現実問題として私どもが、国の制度設計を受けてどういったこ

とが可能なのかということも検討しながら、今年から建築に入るわけで、24年度に本體工事になるかと思っておりますので、できるだけ早い段階で利用者の皆様方に、こういった考え方でいるということをお示し、また、ご意見等承りながら町としての考え方を整理してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 今、町長おっしゃったように、本当にちょっと不安な要素が今度のシステムに関してあるわけで、今年の一月に、日本弁護士連合会が、かなり長文のこれに対する意見を出しました。その中でいろいろ経緯がありますが、結局とどのつまり、利用者直接契約、利用者補助制度では介護保険型のそういうやり方ではすべての子どもが排除されない制度とすることは極めて困難だと。新システムにおける保育の具体的制度としては、自治体と事業者との間の委託契約を前提とした現物給付制度を採用すべきである。そして、結語として、この新システムに関する法案というのは非常に問題であると。止めるべきだということ、日本弁護士連合会では声明を公表しています。多くの団体が、この問題について危惧しているわけです。ぜひ、標茶町は、今まで培ってきた保育行政、これを維持すると、そして、またさらに前進させていくという方向で進めていただきたいと思います。2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

2番目の質問は、私この議場で何度も質問して、ひょっとしたら町長もうんざりしているのかなというような気もしないでもないですが、大事な問題ですので、質問したいというふうに思います。

標茶町の学童保育実施要綱では、学童保育の実施時間について、その（2）で毎週月曜日から土曜日となっています。標茶町の例規集の中に実施要綱がちゃんと明記されているんですね。そこでは「土曜日もありますよ」と書いてあるんです。それで、土曜実施については保護者の要望もあり、要綱どおり土曜日も完全実施すべきと考えるのですがいかがでしょうか。

二つ目、実施時間。これについては実施要綱では午後5時30分までというふうになっています。しかし、午後5時30分までというのは、現状では働く親にとって実情に合いません。保育所の時間をみれば明らかだというふうに思います。多くの地域が実情に合わせて午後6時までとなっています。標茶町も終わりの時間を延長すべきと考えますがいかがですか。

2011年度の国の運営費補助基準額の予算案は若干増えました。全国的に言えば、いくつかにわかれているのですけれども、その一つ一つを見れば30億円ぐらいずつ増えているんですね。そのように増えたのですけれども、土曜日完全実施と保育時間の延長に合わせて、こうなりますと指導員の待遇の問題もありますから、その待遇を改善すべきと考えますがいかがでしょうか。

最後に、保育園の卒園日から31日まで保育を利用している児童と、4月1日から小学校入学までの間、学童保育を利用している児童、ずいぶん以前心配していたことがあった

平成23年第1回定例会会議録

のですが、標茶町の場合は、卒園してからその月の31日までは、保育園がちゃんと見てくると、それから、学童保育は1日から入学するまでの間、利用できるというふうになっているので安心なのですが、これは町民のみなさん、とりわけ若いお父さんやお母さん方に周知されているのでしょうか。この児童はそれぞれ何人ぐらいになるのか、そして、保護者への周知は十分行っているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の二点目、「町実施要綱に沿って、学童保育土曜日完全実施と実施に見合う指導員賃金の増額補助」についてのご質問についてお答えをいたします。

本町の学童保育所につきましては、昭和57年から保護者による自主的な運営が始まり、その後、平成9年に児童福祉法の改正により、法的な位置づけや国による財政的支援措置が取られてきたところであります。

本町ではこの間自主的な運営に財政的支援を行ってきたほか、保護者の自主的な運営を踏まえつつ、平成16年に標茶町学童保育実施要綱を制定したところであります。

昨年3月に、厚生労働省は放課後児童クラブにおける保護者ニーズ調査を実施するように通達を発し、本町でも4月に実施をしたところであります。

調査対象は、運営主体と保護者とされ、本町では学童保育を開設している標茶、磯分内、虹別、中茶安別、塘路の5学童保育所運営委員会及びその保護者を対象に行ったところであります。

一点目の学童保育の土曜日開設でございますが、ニーズ調査の結果でも土曜日開設を望む要望が多かったことから、昨年、7月に学童保育所運営委員会に調査結果を報告し、土曜日開設の完全実施の検討を求めたところでありますが、実施にいたってない状況であることから、今後とも、保護者ニーズに基づく運営を求めてまいりたいと考えております。

二点目の開設時間の延長であります。ニーズ調査の結果でも開設時間の午後6時までの要望があったことから、前段、申し上げたとおり、学童保育所運営委員会に調査結果を報告し、午後6時までの開設の検討を求めたところであります。

三点目の指導員の待遇改善であります。学童保育の運営補助金であります「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」により、平成23年度は補助基準額が増額改定の予定であることから、平成23年度の本町委託料も増額し、指導員の待遇改善を予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

四点目の卒園日から3月31日までの保育利用と4月1日から小学校入学までの学童保育利用児童数であります。各保育園とも卒園式から3月31日までは、保育園へ登園しており、中茶安別学童保育所を除き4月1日から学童保育所を開設していることから、卒園から入学までの空白期間はないものと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） アンケートの実施状況を見て、役場の方で運営委員会の方に、やっってはどうかというふうに示唆したというか、そのあとがちょっとわかりずらかったのですね。運営委員会に土曜実施も6時までの実施についても、その声が多かったので、アンケートをとって、多かったので運営委員会に検討を求めたけれども、どんな理由で運営委員会は、どういうふうに結論を出したのでしょうか。

ちょっと普通でいうと、実施要綱にも土曜日やるんだよということを書いてあります。国の方針でもそうですね、放課後児童健全育成事業。標茶でこれはいつでしたか、森山さんが課長のときだったでしょうかね。これは国の補助を受けることになったときですね、「これまで地域の自主性を尊重し自主運営を支援する形で町がかかわってきたが、このときはたしかどの学童保育も78万円ぽっきりでやってたのですね。少子化が進む中、町としても積極的な対策を講ずる必要性を鑑み、強化対策を構築することとした」と。このあたりから変わってきて、その後法律が変わりまして、放課後児童健全育成事業というのがはっきり打ち出されて、そして今のようなスタイルになってきたわけですよ。それで、国がアンケート取りなさいと、アンケートをとった結果、土曜日を望む声が多かった、6時までにしてほしいという声が多かった。それで運営委員会に、多分役場のほうではこういう声が多いのだからそういう実施をしてはどうかというふうに、運営主体は運営委員会ですから、言ったところ、運営委員会に検討を求めたところ、結果的にはどうなったのかということですよ。どんな理由で、実施されないのかということ、この二つについて再度伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

開設日、それから開設時間に対して保護者の回答では、保護者の希望としては、中茶安別地域を除いて変える希望はなかったという具合に承っております。中茶安別地域の土曜日の希望がないのは、その時点においては入所希望者が少ないこと公民館の閉館時間があるためという具合に私の方は承知をしておりますけれども、担当課の方でより詳細な理由等がございましたら、ちょっと答えさせますのでお願いをいたします。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 昨年4月に行った調査結果につきまして、内容についてご報告いたします。

5学童保育所の運営委員会と保護者に対して行ったわけですが、4月の時点で5学童保育所に預けている保護者の数は合計で89名でございました。そのうち全員に調査用紙を配布し、回答があったのが52人で回収率は58.4%となっております。

それで、主に厚生労働省の依頼は、保護者のニーズと学童保育所の運営が一致しているかどうかということが主眼でございまして、ひとつは調査をした結果そういうことをきちっと運営に活かしていくというのも一つの目的でございました。保護者の方は、二つ設問をしまして、開設予定日に対する実態と希望がどうなのかということと、開設時間に

対する実態と希望がどうなのかということで、特に開設予定日に関しましては、標茶地区がほとんどでございますが、土曜日開設についての要望が多かったということでございます。それ以外については、保護者の要望どおり開設されているという地域の2地区ございまして、あと残り2地区については非常にあの一人とか二人というような非常に少数の回答でございました。

それから、開設時間につきましてもまた同じような状況でございまして、2地区につきましましては、希望どおり開設されていると、それから残り3地区のうち標茶地区を除いては、先ほど町長からも答弁しましたように、開設している場所の関係での時間もございまして、あと各1名ずつの開設時間の延長の要望ということでありますが、ただ、土曜日に関してのみの開設時間の延長が一地区であった以外は、あと6時までというのは標茶地区では要望の中では多かったという結果でございます。以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 私は、町の執行方針からいっても、これは1名でも2名でも本来やるべきなんです。それはね。本町、標茶地区は、とりわけ6時までとそれから、土曜日開設の要望が多かったと言ってるわけでしょ。そして、実施要綱には土曜日開設はうたわれているわけですよ。そうすると、さっき僕が聞いて答えられてないのは、運営委員会は何ゆえに、希望がこうやってあるのにそれを実施しないというふうに言ったのか、その理由はどうだったのですか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 学童の運営委員会の運営しております父母会の役員の方にお聞きしましたところ、希望者数が実際に通っている数からすると、割合が少ないということで、そういう土曜日開設、それから時間の延長ができないということで聞いております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） これこそね、福祉なんです。割合が少ないから切って捨てるというのは福祉でないですよ。それで、現実に土曜開設やっているところをずっと見ますと、全体の人数の土曜日来る子は、三分の一とかなんです、実際は。だけれど土曜日に開いてもらわなかったら働くことができないということで、その土曜開設を本当に利用しているんですね。だからそういう意味では本当に矛盾している。希望の割合が少ないから希望している人の要望を切るというのは、私は福祉の精神とは離れているというふうに思うんです。

現実に全国的な例を見ましても、放課後児童健全育成事業からこっち、どんどんどんどん改善されまして、これちょっと古い2007年の資料なんですけれども、厚生労働省は2007年度から平日と長期休業日は基準開設日として、土曜日は保護者の希望や地域の住民の内開設すると。そして、その開設した日数分については補助金をちゃんと加算するというふうに言っているわけでしょう。確実にお金も入るんですよ。それで、同時に、その割合を見ますと、土曜日の開設している割合というのは、約7割ですよ。全国調査ですよ。全

国的に7割。それから、この土曜日の7割というのはすべて完全実施しているところです。月に何回か、月に2回とか月に3回とか土曜日開設していますよというのを含めればもっとそのパーセンテージは上がるんです。それから、6時まで開設していますよというのは、8割超えているんですよ。全国的な学童保育の調査でも。そういう点でいうと、やっぱり父母のそういう切実な要求がある限り、しかも、要綱に書かれてあるわけですから、そういう点では役場としては、もう一步積極的に役員会の方に、役員会というのはその時々で決まるメンバーであるわけですから、ここにやっぱり役場の学童保育という福祉のそういう精神を貫くといえますか、役員が変わったにしてもこれは基準ですよということをするという姿勢が、私は非常に今望まれるし、現実に本当に困っている親がいるわけですから、それは、雇用促進するという標茶のそういう姿勢にもつながるわけですから、そういう点で再度、これについてもっと積極的に役場としては役員会との検討を進めるべきだというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 学童保育所、当初の段階に携わった者ということも含めて答弁をさせていただきたいと思っておりますけども、ご案内のように議員も先ほどからご紹介いただいておりますように、標茶の学童保育所というのは他の地域より進んで父兄のみなさんのご理解のもとに、自発的に運営委員会方式で実施するという経過、歴史がございます。そういったこと含めて町では、国がお金を出すことによって規制をかけてくることも含めて、町としては、それまであくまでも自主的な父母のみなさんの考え方によって運営してきたものを、お金をもらうということで国の縛りに乗らざるを得ないことを含めて、実施要綱を作っていました。そのことで、基本的にはサービスを拡大をするという前提のもとで、実施要綱を作ってきているところでもありますけども、先ほどから町長あるいは住民課長から説明しております、これはあくまでも進む経過の話であります。常にどこから考えても一番最善の方向に落下すべき努力をしてきている結果だというふうに、私は考えております。

議員の指摘されることは、私はもちろんそのとおりでというふうに思います。ただ、町の方が実施要綱を定めている、あるいは資金的支援をしているということで、声の大きさをどの程度にしたらよいかという問題もあります。そういった意味からしますと、ただいま申し上げましたように、議員の指摘していることについては、私どもも当然のことというふうに考えております。そういった面では引き続きアンケート調査の結果に基づいて、運営委員会の方が、それを採択をしていただけるよう、さらに要請をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をさせていただきたいなと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 副町長が学童保育の最初から携っていたとは初めて聞きましたけども、今のご答弁で、私は役場がその姿勢を示して運営委員会とさらに検討を詰めていくということですので、これでこの面での質問を終わりますが、しかし、本当に働く父親

や母親たちの雇用を安定させていくという点でも、この問題は捨てておけない問題なんですよ。要望があって、要綱があって、それに基づいてやっぱり標茶の親たちが安心して働ける環境づくりをぜひ目指して急いで取り組んでいただきたいというふうに思います。

三点目の問題ですが、ちょっとあんまり興奮して、三点目の質問用紙がどこにいったか。三点目は簡単な質問なんですけど、そっでお話したいと思います。

昨年6月第2回定例会で、子育て支援のニーズにこたえて、急な発熱や病気、病後の預かりや親の勤務形態による幼児、児童の送迎、短時間預かりの要望にこたえて「ファミリーサポートセンター」の設置を計画し取り組むという方針を町はお示しになりました。

その後の経過と今後の見通しをぜひ伺いたいというふうに思います。

と同時に、これの早期実現をして、働く親の要望にこたえるべきだなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の三点目のご質問であります、「病児、緊急時の子どもの預かり事業の早期実施で子育て支援を」についてのお尋ねにお答えをいたします。

ファミリーサポートセンターにつきましては、サポーターの育成講座を実施し、社会福祉協議会と実施主体について協議を行いましたけど、事業実施主体が決まらず設置できない状況にあることにつきましては、昨年の第2回定例会でお答えをしております。

その後、内部で協議を行い、社会福祉協議会の策定した第4期地域福祉実践計画において地域協働のための担い手づくりで、子育て支援にかかわるボランティア活動等の検討やボランティアコーディネーターを設置していることから、改めて社会福祉協議会と協議をしているところであります。

今後の見通しについてでありますけど、社会福祉協議会との協議を早急に行い、協議結果によりましては、先日新たに町内で設立されました「福祉サービス提供事業者」等々も視野に入れながら、ファミリーサポートセンターの事業実施主体について検討をしてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 積極的な行動に感謝したいというふうに思います。

一点だけ伺いたいのですが、教育行政方針の中で、その8ページに教育長は、真ん中へんですね、「突発的な保育や預かりの要望があることは事実であり中高年者の知識と経験を子育てに支援に活かす体制の構築を関係機関と連携し」というふうに言っているんですけど、これとのかかわりはあるのですか。ファミリーサポートセンターで。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

町制全般の取り組みとして、子育て支援をどう進めていくのかということについて、

それぞれの分野において検討しているということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終了いたします。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席） 先に通告いたしております2件につきまして、質問をさせていただきます。

まず、1件目といたしましては、町政執行の施策の具体性についてであります。新年度の予算案の骨子としては「地方財政は大変厳しいなかにあるが、人口減少・少子高齢化が進展していく中で、住民要望が多様化、拡大していく。そして、予算編成におきましては、各分野に事業展開すべく配慮し、さらに町民の理解と協力をいただきながら、透明性とわかりやすさをもって、協働のまちづくりを進めていく」というふうに、報道において説明されております。

もとより、国政の政権が変わったことから、政策変更による地方財政も先の見えない大変不透明な状況が続くことが予想されますが、まずは住民ニーズを的確に掌握して、行政に反映してまさに「共助」の精神を生かしていくこと、私も認識しております。

その中で特に、施策の概要の中ではみどり豊かなまちづくりから、ともに進むまちづくりと6項目にわたってうたっておりましたが、特に活気あるまちづくりの中から抜粋させていただきます。三点くらい質問をさせていただきます。

まず一点目につきましては、池田町長就任以来、施策として実現に向けての、私ほどのような手法でいくのか注目をしておりましたし、また、産業建設委員会の所管調査で提言をいたしておりました、新年度から地場産品として地元産牛乳の学校給食の供給体制、まず、今年度の実施計画について、どのようにするのかをお伺いをいたしたいと思います。

それと、二点目につきましては、社会問題として大きく連日取り上げておりますエゾシカ対策。いうまでもなく町長、管内の町村会等々で、大変努力なさって要請活動をされたということも伺っておりますし、また本年2月には、まさに全国で初めての陸上自衛隊が道の協力を得て白糠町で行ったことは、大きくまた報道されておりました。その成果の是非論はともかくとして、北海道の道東、標茶も大変そういうことでは、注目度もされてきているんじゃないかなと。そしてまた、北海道森林管理局も国有林内での狩猟を規制してきたことを、狩猟を認める区域を広げている。いずれにいたしましても、この駆除対策が、これからは国と地方の連携、この流れがいつそう強まりつつあると思われておりますが、執行方針では農林業者の自衛活動ということを支援するとしております。平行して私は、多分22年度から、20年、22年度と鳥獣被害防止計画というものを策定されておりました。当然ながら、本町としての3年間の計画性というものを、住民に周知していただき、ともにそういったものを認識しながら、事あたるべきでないかなと。この辺についての計画について示すべきと考えますが、どのようにお考えですか。

それから三点目につきましては、本年は国際森林年ということで、今年は2月5日に記念行事として、標茶町の林業推進協議会主催で、京都大学の准教授の講師ということでセミ

ナーも開催されました。一方、施策としては、具体的な取り組みをどのように考えていくのか。ソフト面だけではなくて、この期に、例えば町有林の間伐促進計画にそった除伐期間にはいったものを一度検証されまして、昭和30年に始まった分収林計画にのっとったかたちとして進めることも一つの、こういう期にやるべきではないかと思うところがございますが、以上について、見解を伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の「町政執行の施策の具体性について」のご質問にお答えをいたします。

一点目の地元産牛乳の学校給食への供給についてであります。新聞報道でもあったとおり、先般、北海道の平成23年度学校給食用牛乳供給事業にかかわる入札が行われ、本町小・中学校への供給業者が中標津町農協に決定したところであります。これは、標茶町内の農業者から生産された生乳を中標津町農協プラントに輸送し製造、町内小・中学校に供給してもらうということで標茶町農協を含めた3者で協議を進めてきた結果であり、本年4月から1年間、延べおよそ16万2,000個の牛乳が日々の給食で供給されることとなります。まだ細かな作業が残されてはいますが「しべちゃ牛乳」としての独自パッケージも作成中であり、新学期には喜ぶ子供たちの顔を見ることができると思いますのでご理解を願いたいと存じます。

二点目の「エゾシカ対策に係る鳥獣被害防止計画」についてであります。ご案内のとおり、深刻化する鳥獣による農林業被害を防止するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」いわゆる鳥獣害防止特措法が平成20年2月に施行され、被害防止計画を策定した市町村が行う被害防止対策に財政支援等が講じられるようになりました。

これを受け、本町においてもエゾシカ、ノイヌ、キツネ、カラス、ヒグマを対象鳥獣とした平成20年度から3年間の鳥獣被害防止計画を策定するとともに、平成21年2月には、標茶町鳥獣被害対策協議会を設立し、関係機関の協力を得ながら被害の防止に努めてきたところであります。

議員がお尋ねの平成23年度からの3年間を目途とした鳥獣被害防止計画策定につきましては、現在計画（案）を作成し北海道知事との協議を終え、3月下旬の公表を予定しているところでありますのでご理解を賜りたいと思います。

三点目の「国際森林年の具体的な取り組み」についてであります。先般、標茶町林業推進協議会と標茶町森林・林業・林産業活性化促進議員連盟の共催により「未来へつなぐ森林（もり）と水のセミナー」を開催し、当初予定していた人数を大幅に超える参加をいただき、森を守り育てることへの町民の関心の高さを改めて感じたところであります。

平成23年度におきましては、「豊かな緑と魚のリバーサイド植樹活動」での国際森林年記念植樹や標茶の森をテーマにした講話を、また、植樹祭の他にも町有林を活用した森林ウォーキングなどの開催について、関係機関と協議検討し、町民の皆様が森を守り育てる

ことの重要性について理解を深めていただこうと考えております。

また、分収林についてご提案をいただきましたが、現在締結中の部分林契約は、(独)森林総合研究所との部分林契約地以外では、23名、約230ヘクタールとなっています。そもそも部分林は将来の収益を目的とした、いわば経済林であり、本町においても昭和31年から部分林契約を締結しておりますが、木材価格の低迷により、資本回収もままならないという現状にあることから、従来型の部分林の推進については難しいと考えているところでもあります。

当面は、先ほど申し上げた森林に対する町民の理解を深めることを優先し、この取り組みの中から国際森林年の目的の一つである、持続可能な経営保全につながる住民参加型の活動について検討してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 長年の町民からの懸案というか要望もあったということで、一歩前進に向けてという、いわゆる牛乳、地場産品の小中学生に向けての給食用といいますか、それで先ほどの答弁でも、新聞報道でも若干私も見ましたが、標茶で作るのではなくて、中標津、そこで落札されて、1年ごとの更新、たぶん1年ごとにまたそういうふうに取り組んでいくと。必ずしも1年ごと、毎度受け入れ先が同じとは限らないということで理解していいか。また、同時にそういうことになれば、コスト的なことは別にいたしまして、そういう事業に対する取り組みの予算化とか財源措置というのは当然視野に入っていることではないかと思うんですが、例えば、いろいろ国の制度では、そういう給食制度に対する補助事業とか、そういったものもあるんでないかと思えますし、資料なんかを見ますとそういう制度も利用している市町村、いわゆる給食用の制度とか、そういったものがあります。そういう面については、現状ではどのようにお考えになっているのか。それと牛乳は、現在のところは、小中学校に限ってということで1万6,200個ですか。そして、量的にも、パッケージ的なもので作っていくということでございますが、今年度はその程度で、例えば、幼児、幼稚園ですとか、町立幼稚園の子どもたちですとか、また、施設等にお年寄りの方に提供ですとか、そういったものはまったく今年度は考えてないということでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思えます。

議員もご案内のように、学校給食の牛乳の提供につきましては、現在、国のほうの制度がございまして、入札が前提となっております。供給可能なある程度の施設整備を備えた業者の入札参加というのが全体であります。それと今回は、先ほども答弁いたしましたけれども、標茶町農協さんのご尽力によりまして、中標津農協さんをお願いする。これにつきましても、現在の集配乳の基本的な考え方からいたしますと、かなりいずい問題でありましたのは事実であります。ただ、私はやっぱり、私どものこういった取り組みがひとつの

契機になりまして、他町村でも地元の牛乳を地元の子どもたちに飲ませたいという声が上がっているのは事実でありまして、先般も道の担当課のほうに出向きまして、何とか地元産の牛乳を、学校給食に供給する場合の給食に対する入札の原則というものを、なんとか検討をいただけないかと要請をしてみましたところでありまして、このことについては、粘り強く続けてまいりたいと思います。できればこれからも地元産の牛乳が子どもたちに供給できるように、そういった手法としてどういった可能性があるのか、それについては取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、現実ではこういった方法しか供給可能な手法がなかったということで、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、中標津農協さんをお願いした経過につきましては、これは将来的に持続させていくための現実問題として、どういった手法が可能かということで、この間農協さんともいろいろな話をさせていただいた中での結論として、こういったかたちで中標津農協さんのプラントに運んで製造加工していただくほうが、現実的ではないのかという結論にいたって、こういったことで実現にいたったということもぜひご理解していただきたいと思っております。

それともう一点、町内の牛乳をどう売っていくかというのは、私は基本的にはこれはやはり生産者JAさんが決定すべきことと考えておりまして、これから先どういったかたちで販売を広げていくのかについては、私どもも町内からこういった要望がありますよということも伝えておりますし、そこらへんについては先般の新聞報道では、Aコープでの販売、町内の飲食店での普及も視野に入れていきたいというJAさんのコメントも載っておりましたので、そういったことに期待をしてみたいと思っておりますし、町としてどういった支援が可能かについても検討してまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 私、お聞きしましたのは、農協がすべて販売ルート、いわゆる供給体制でやるということのむき、それとは別に町としての町有地の施設、町としての子どもさんたちに供給体制というのは、町が声を上げなきゃならない。そういうことも考えているんですかと。それは、この手法で当面やっていく中で、その視野に入っているんですかということのもう一点は、国の事業でこういった給食用に対する補助事業もありますが、そういったことについてはどう検討されていますか。それは今年度の中では具体的な財源措置は必要ないとか、それは考えているとか、その辺についてのことをお伺いしたわけであります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほども申しましたように、生産物をどう売っていくかというのは、私は基本的には生産者JAさんが決定すべきものと考えておりまして、ただこれまでも、本町が基幹産業酪農として安定的な経営を目指していくためには、地元の消費者、とりわけ子どもたちの理

解が必要であり、そのためには学校給食というのが一つの有効な手立てではないのかということ、粘り強く取り組んできた結果として、今回実現したということでございます。

したがって、今回入札制度の中で、中標津農協さんが他の業者と入札を競う場合に、どうしてもハンデといいますか、デメリットがあるわけでございます、その部分については、たとえば本来であれば、中標津農協さんが地元の牛乳を集めてそこで加工して販売すること。それ以上に、標茶から持って行って標茶でまた運んでもらう。そういった意味で、通常地元のものを供給する場合のコストに標茶から運んでいただいて、また標茶の特別なパッケージで加工していただく、そういった通常では考えられない上乗せ分については、農協さんと折半をして負担をしていただくということで、今年度の予算の中にも計上しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと国の支援制度というのは、先ほど申しましたように、入札が前提でありまして、今回のようなかたちでいいますと、入札に参加された中標津農協さんが国の制度についてのわかってやるということが、これがいままでの牛乳の集配それから販売のルートという現状の秩序の中で、私どもの思いが実現できる唯一の方法だということ、農協さんと私どもが確認をして、こういった手法をとったということでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

それと、町で加工して販売していくということに関していいますと、これは現実問題として、既存のルートの中でやっていくことになりまして、施設整備、それから運営維持費等々考えたときに、とても困難であるというのがそもそものスタートでありますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 新たな展開に向けての第一歩ということは、私も理解いたしますし、これは長年の本当に町民要望と同時に町長のマニフェストとまでいわないまでも、そういったことは約束を若干したことなので、まずは見守っていきたいと思います。私どもも地元で作る、コストが高くなることをどうしても無理にやれということでは思っておりませんが、ただこれから先、標茶町の名前、標茶ブランドというのを市場開拓するうえでは、町民ともども、ともに共有しながらやっていかなければいけない、このことは十分わかると思いますので、あわせてがんばっていかれることを期待するところでございます。

二点目のエゾ鹿対策、今年度からまた新しく標茶町独自の鳥獣被害防止計画。これはおそらく20年度から3年間取り組んだ中で、駆除数というのはかなり大幅に、今朝の新聞でも見ました、60万頭を出てなんとかクリアできたといいながらも、本町にとってはいかがでしょうか。3年間でどのくらいの駆除を到達して検証されたか。また、3年間、1年ごとにどのような手法でこれからいくのか。執行方針ではくくりわな方式ですとかそういったものの支援をしていく、縷々述べておりますが、実質的にはかなり今年度の予算の中でも、調査ですとか人員の確保等々、予算されております。しかし、一方では大きく町民と

共有しながら、どんな取り組みでいくかということが増えたものに対する、大変頭のいい動物というか、大変手におえない、本当に困ったことだなという、困っただけではどうしようもないと。例えば、町としての3年間の間に主眼とする点は、どういうところを主眼してやっていこうとしているのか。この20年、21年、22年度の鳥獣計画の中でできなかったことを、これは思い切って変えていかなきゃならないこととか、そういった点がありましたら、この機会に聞いておきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

何点かについてでございますけれども、過去3年間の実績につきましては、19年度の800頭から始まりまして21年度まで平均で3年間で大体900頭弱ということになっております。

議員もご案内のように、昨年からは特別編成の実施隊も猟友会の皆様のご理解をいただきまして、集中的に有害駆除にあたっているところであります。しかしながらご案内のような状況でありますし、非常にスマートディアーといえますか、学習能力の高い鹿の対策というものに対してどうやっていくのか等々につきましては、これは国・道含めてどういった対策が可能かについていろいろ頭を悩ませているところであります。しかしながら、全道で64万頭という頭数が報告をされておまして、最低でも2割を削減していかなければとても減らないという中で、駆除圧をどうやって高めていくのか。私どもが実際に昨年からは実施しております駆除隊による駆除等々も、道内でもほかの地域で次年度からは取り組みたいといったそういう要望もありますし、現状では現在実施しておりますシャープシューティングという、これは餌を使って鹿を呼び寄せ、それから爆竹等で鳴らしながらある程度の頭数が捕獲できるような手法等々も現在こころみている最中でありまして、ただ、現状としては、いわゆるライフルによる捕獲というものが大半でありまして、昨年度から農家の皆さんの、農林業者の皆様にご理解をいただいて、わなもこれはある程度効果がある。特に銃につきましては、夜間には使えないわけでありまして、そういった観点からもわなもある程度効果があるかということで、わなの取得につきましては、講習会開いたり、また新年度においてわなを町のほうで所有して貸し出すなど、そういった意味での農林業者の自衛活動を推進していくということでありまして、ただ、たぶん効果的な方法としては、現在の鳥獣保護法の中で規制されている部分を、どうやって広げていくかということが、やはり喫緊の課題になろうかと思っておりますけれども、これにつきましては、国民の理解がないと進めていけないということがありまして、国有林内の鳥獣の捕獲につきましても、また今年も、総合振興局のほうで国有林内でボランティア捕獲というものを実施するように聞いておりますけれども、そういった取り組み等も可能なものについては、例えば標茶町内で実施していただけないか。そういったことを着実に実施して1頭でも多く駆除できるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） いずれにしましても3年毎の計画段階というより、異常に頭数が増えている、先般の新聞でも釧路広域連合が焼却手数料が倍になってもたないよという、各自治体負担軽減図るとかいろんな連日、エゾ鹿対策いろいろ出てまして、道議会でもそのことが出ておりました。やはり費用体制というか、今やっていただいた方々に対するそういう報酬制度のあり方を見直さなきゃいけないんでないかということがここにきて出ておまして、そういう方々を非常勤化しながら安定的にもしくは優遇措置をしながら、そういう対策を考える。こういうことも視野にぜひ入れていかなければならないんでないか。そのことについては、市町村会等々で意思統一をしながら、本町としてはどうあるべきか、その辺のことは町長の現状の中でどのようにお考えになっているかと。

それともう一点、本町は農業被害、林業被害というのはびびたるものかなと思うんですが、やっぱり草地の食べられる食害ですか、これが相当出ているということで、22年度は、これ、2億円の被害が出ているわけですね。データによりますと、各標茶町管内の農業経営者の草地のデータが細かく出ておまして、膨大な金額になるだろうと。なかなか農家の人たのどの辺がどう被害があったのかということは、データ的には出ておりませんが、そういう一体となった取り組みというのはまた強固にしなければならぬということは何度言われていることをございますけども、何よりも農協さんとの連携、地域会との協力体制の構築というのは具体的にもう少し詳しく取り組む必要があるのではないかと。その辺を23年度からの計画にぜひ盛り込むべきと思うんですが、それについて見解を、二点についてお伺いしておきます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

林業被害の実態につきましては、実は私が11年農林課長として本町に参ったときから、このことにつきましては、標茶町はなぜ牧柵で草地を囲わないんだというお話をずいぶんされました。そのときに私は林業関係者の皆さんから、山を囲ったら大変なことになるよという話をされてまして、それよりは駆除圧を高めるほうが最優先であろうと。その中である程度の駆除圧を高めた中で、野生鳥獣との共生というものを図っていくべきでないのかなという林業の皆様方のお声にもなるほどなと思ひまして、他町村では確かに牧草地を囲った電気牧柵等を設置した方もいらっしゃいますけども、本町はそういった手法をとらなくてずっと駆除圧を高めることを最優先に取り組んでまいっております。議員ご提案の非常勤化してハンターをとすることは、これは昨年標茶町が実施しておりました駆除隊、これが非常に先駆的な取り組みでありまして、このもともとの発想というのは、猟友会の皆さんとお話をした中で、有害駆除になりますとハンターの皆さんが、これは駆除から残滓の片付けまで全部責任をもってやらなければいけないわけで、そうするとどうしても駆除圧が、効果が上がらないというお話がありまして、そうではなくてハンターの皆さんには、できるだけ駆除に専念をしていただいて、そのほかの部分について、地域全体としてどういった支援ができるか。そのことによって結果として駆除圧が高まるのではないかと

いうことで、本町で先駆的に一致したと。そのことが先ほど申し上げましたように、こういった方法もあるなということ、ほかの町村で検討されているということになっておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

それと有害駆除、鹿につきましては、これは一つの町村だけで実施をしても、あまり効果がないわけでありまして、ご案内のように鹿は町外関係なく動きますので、いわゆる区域全体として、例えば流域全体として取り組むことが必要であるということで、管内町村会のなかでもどういった手法が可能かということについては、私どものほうではこういった方法があるのではないのか、こういった方法があるのではということで提案をしておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

それと、これは林業、農業だけではなくて、高山植物から森林生態系全部を破壊しているという非常に大変な問題でありまして、いわゆる道路管理上、JR等々も含めて、この一つの種が爆発的に増えているということが、全部の生態系に対してものすごくおきな影響を与えている、深刻な影響を与えているということが、ようやく全道的に認知をされたということでありまして、それぞれの立場の方たちが、どういった協力を、連携をすることによって、1頭でも多くの鹿が駆除できるか、そういうことで、今、知恵を出し合って可能なものについては、一つ一つ実現をしていると、実施して取り組んでいるという状況でありますので、ぜひご理解を賜りたいと思いますし、こういった有効な手法があるということであれば、ぜひ私どものほうにもご提案をいただけたら幸いと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） まずは、試行錯誤を続けながら手法を確立する、そういうことにつけるかなと思いますし、鹿との戦いは一筋縄ではいかないと、専門家は、研究者は言うておりますし、スマートディアー賢い鹿、これは人間もどちらが頭がいいんだかわからないくらいになってきている状況で、やっぱり自衛隊というこの問題がそこに存在するわけですが、いずれにいたしましても住民ともども、コンセプトは同じでございますので、理解しながらやっていけるなと期待するところでございます。

3番目の国際森林年ということで、特段この期にということを私は質問いたしましたのは、その辺につきましてソフト的な事業ということがございますが、お答えいただいた中では、特に除伐採期に入っている町有林の中で、一定地を選びながらそういう事業展開というのは視野に入れるべきでないのかなと。いわゆる分収林制度というのは今も続いているわけですし、環境林的なとか経済林という視野で考えれば、適地適木ということから考えれば、そういうところの該当がないかもしれませんが、ただその制度を利用しながら住民の方々と、参加していただいてやるという事業というのも必要になってくるのではないのかな。そういう年ではないのか。その期ということになれば、この時期に該当するようなどもあるのではないのか、そういう意味で申し上げました。それにつきましては、今一度この制度そのものについて、この気に考え直す気があるのか、まさに気があるの

か。そして改めてこの制度そのものについても、この森林年にあたっての考え方というのは、どう見解をもたれているのか、ここだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

分収林を開始した経過等については、私などより議員のほうがよくご承知のことと思いますが、その後、昭和35年に木材の自由化ということを経済林が選択をいたしました。

それからあとの状況等についてはご案内のとおりであります。こういった実態を踏まえたときに、当初の目的である経済林としてどういったかたちで処理するのかにつきましては、いろいろなご意見があるかと思いますが、私もちょっと正確な年、何年だったのかちょっと記憶にありませんけれども、コッタロの分収林を、分収契約者の皆様がたのご希望をいただいて町が取得した経過があります。コッタロの分収林につきましては、湿原に隣接しているということで、森林のもつ多面的機能、湿原の保護という観点から、議会の皆様のご理解もいただきまして、ああいったかたちで整理をさせていただきました。これから先の分収林につきましては、分収契約者の皆様方がどういったご意向をもたれているのかにつきましては、ちょっと把握はしておりませんが、いずれにしても現在それを切り出して、材として売った場合に当初の目的といいますか、そういったものが採算がとれるのか等々の問題については、やはり困難な状況になるのではないのかなと思います。

そういったいろいろな観点から、やはり流域全体として森を守り育てていくということは、やはりわれわれの世代でなくて次の時代に向けても非常に重要なことだと思いますので、そういった可能性があるのか等々につきましては、林業関係者、それから関係する皆様方のご意見を承りながら検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 一体となったこの期に、農、林とともに一次産業のこういう時期でございますので、50年、60年を目指す大変な長い年月でございますが、そういう意味では、標茶町の大事な町有林、財産でございます。そういった点につきましても分収林制度というのは、また景気が良くなれば町民要望があるかもしれません。そういう点では期待したいと思います。

（何か言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどから何回も同じ答えになってしまって申しわけないんですけども、いわゆる分収林の当初の目的である経済林としてということは、今日的な状況からも、将来的な状況からも、かなりよほどのことがないかぎり、私は非常に困難ではないのかなと。ただ、森林というのは、それだけ財として経済林だけではなくて、特に私どもの場合は流域の下のほうに、釧路湿原という非常にこれはみんなで守っていかなければいけない大事な湿原を抱

えております。そういった意味で流域全体で上流の木をどうしていくのかについてはまたいろいろな考え方があろうかと思えますし、それは時代の要請にとって町民の皆様のご意見も承りながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をたまわりたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 執行方針に中であまり細かくなりますと予算化になりますので、また機会が出るようなことがありましたら、町長にも基本的な考えを述べる機会をもてればと思っております。その程度にしておきます。

次に、教育行政方針の学校教育の充実について教育長にお伺いいたしますが、まず、行政方針で述べられている学校教育の充実について、「生きる力」の理念の継承・育成について改善を進める学校経営、具体的にはどのように取り組んでいかれるのか。

それと二番目といたしましては、教育課程として、小学5年生から外国語活動が導入されます。このALTの積極的な活用とはどのような内容をもっての活用なんでしょうか。

三点目は、同じく義務教育の中学校においても導入される武道の学習。これの準備とはどのような計画か。同時に保護者、家庭の理解と協力等についての周知はどのように進められていかれるのか。

四番目といたしまして、学校運営の中の改善の中のコミュニケーションツールとしての学校関係者評価を実施するとありますが、その目的とするもの。そして、誰がどのように評価していくのか。

以上、4点につきまして伺います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 15番・平川議員のご質問にお答えいたします。

一点目の「生きる力の理念の継承・育成について改善を進める学校経営について、具体的にはどのように取り組むのか。」についてであります。

文部科学省では、「生きる力」の定義について、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育むことであるとしております。

学校では、現行の学習指導要領に基づいて、「生きる力」を育む教育課程を編成し、きめ細かな学習指導や豊かな体験活動を生かした心の教育など、創意工夫した教育活動の推進に努めてきたところであります。

この度の改訂において示されました新しい学習指導要領においては、「生きる力」を育むという理念は益々重要であるという捉えのもと、「生きる力」を育むための具体的な手だてを確立するという視点に立って改訂されております。

改善の要点として、教育課程編成の一般方針の中で、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するための必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うこと、児童生徒の発達の段階を踏ま

え、言語活動を充実させること、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣を確立することなどとしております。

学校では、これらの改善の要点を踏まえた指導計画の作成や教育課程を編成し、平成23年度からの実施に向け準備を進めてまいりました。

また、学校の自己評価や学校関係者評価を通して改善を進めるため、年度の重点を明確にし、評価項目についても準備を進めているところであります。

二点目の「小学校5年生から外国語活動が導入されますが、ALTの積極的な活用とはどのような内容か。」についてであります。

小学校外国語活動の目標は、コミュニケーション能力の素地を養うことであり、体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しむことを目指しているものであります。

したがいまして、小学校外国語活動の内容といたしましては、音声面を中心とした外国語を用いたコミュニケーションの楽しさを体験することが中心でありまして、簡単な挨拶、自己紹介、買い物、食事、子どもの遊び等が例示として紹介されているところであります。

小学校外国語活動を指導するのは、小学校担任であります。担任は授業をリードし、ALTを英語を使うエキスパートとして活用することが理想的な授業の展開であり、生の英語に触れ、コミュニケーションを図ることで、英語を使う楽しさが倍増するものと考えております。

実際の授業では、ALTに自分の英語が通じた喜び、ALTの話す英語が理解できた喜び等から、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が養われているところであります。

三点目の「中学校において導入される武道の学習に備えての準備とはどのような計画か。同時に保護者や家庭の理解と協力についての周知はどのように進めていくのか。」についてであります。

中学校においては、平成24年度から完全実施される新しい学習指導要領において、武道が導入されます。

武道は、中学校1・2年生では必修、3年生において球技、武道の中から選択して履修することになっており、柔道、剣道、相撲等が種目として例示されています。

標茶町においては、最終的に平成23年中旬までにどの種目を選択するか決定し、必要な用具について選定することとしているところであります。

各学校における種目決定判断材料として示しているのは、人数的な問題から1校では実施できない学校もあることから、武道館において合同で実施する、近隣校が集まって実施する、単独で実施する等の選択肢も視野に入れながら、保護者とも協議しながら決定していくこととしているところであります。

四点目の「学校運営の改善の中のコミュニケーションツールとしての学校評価を実施するとあるが、その目的と誰がどのように評価するのか。」についてであります。

学校評価に関する規定は、学校教育法、学校教育法施行規則において定められておりません。

これにより、各学校は法令上、教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、保護者などの学校の関係者による評価を行うとともにその結果を公表するよう努めることが必要となりました。

平成22年7月に改訂された、文部科学省発行の学校評価ガイドラインでは、学校評価により期待される取組と効果について、「学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促し、共通理解に立った家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりが期待される。さらに、学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待できる」とされております。

このようなことから、学校運営の改善と発展を目指し、学校の状況に関する共通理解をもつことにより、相互の連携協力の促進が図られることを期待するものであり、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 学校教育の自立という観点で四点ばかりお聞きした中で、ずいぶん教育基本法というのが従前から変わってきて、子どもたち、保護者の方々がいるいろいろ変わってくる中で、この対応というのは教育長、教育関係者にとりましても、日々日々制度が変わっていく、改正されるということは大変なことだと思っておりました。それで、学校教育という一つの、私は学校教育、学校経営というのは、最近とみに学校の経営というのは、校長先生が先頭になって学校経営をしていくという、教育長としても指導者としても学校の中の経営理念というのは、今経営ビジョンですか、いわゆる学校経営というのは、学校のビジョンというのは校長さんが立てながら、その一つの学校の経営のあり方を子どもたちにそしてPTA、子どもさんやお母さんお父さん方に、地域の方々に協力していきながらいくという、この学校のビジョンという一つの考え方、標茶町全体で考えている義務教育の中の一環の学校経営でなくて、学校ごとの校長先生のビジョンとして考えていく、そういうかたちになっていくのかという、それはなぜ、目的とするところはなんであるかという、そのことは大変ちょっと私の時代と違ってきている、学校経営、学校経営のビジョン、この辺のことについてもう少しお伺いをしたいと思っております。

それから、5年生から外国語導入と、いよいよ子どもたちも国際化をになって対応をしていかなきゃならない時代になってきたのかなと。国語・算数・理科・社会の時代から英語を教えていくと。大変時間の制約の中で、これはおのずから、文部科学省の方針ということでございますが、それに対する指導者と体制というんですか、外国語を教える指導者、

例えば地域の人材の方々を、ボランティアといいたまいますか、その辺について登用しながら活用していく方法も考えているのか。新しく教える英語教育の中で、それは現状の中の先生方が対応をしていくのか。地域となってそれは地域の中でいっしょになっていくというのは、その辺のことを考えているのかなど。活用という中で、もう一歩踏み込んだ中で、どのようにお考えですかということです。

それと同じ義務教育で中学校において導入される武道。今教育長言われました、柔道、剣道、相撲、球技とかいろいろ1年生、2年生、3年生によっては選択していかなくちゃいけない。これは学校側が選ぶのか、保護者が選んでいくのか、どういうふうな選択性というのはもちろん話し合いでなっていくんですか。そういった中で、例えばそれにかかわる武具とか道具とか、そういったものについては、それはだれがどうしていくのか、まったく保護者にとっては負担が生じていかないのか。それらについての周知なんかも、細かくなっていくとどんどんそういうふうな保護者に対する負担的なものは生じてこないのかと、具体的なことが取り組んでいかなくちゃならないんでないのか。その辺についてはどのように周知されていますかということです。

あと、コミュニケーション・ツール、学校関係者の評価を実施する。いわゆる学校関係者ですから先生方含めてPTAの方々、これは学校関係者。一般の方々もその一つの評価の中に入って学校の個別を学校関係者を評価というのは、その学校を評価しながら目的とするのは住民に周知していただいて、何を評価して何をどうしていくのか。住民参加というのは、どの程度の範囲を考えていらっしゃるのかなど。つまり、私は学校の中が非常に学校の子どもたちを囲む環境というのは、どんどんどんどん変わっていく中で、保護者の方々も大変そういった制度の内容というのは、十分周知していかなくちゃならない。これに対する教育長の指導というのは問われてくるのでないかと。その点について四点お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいというふうに思います。

学校長が学校を経営するというのは、基本的には学習指導要領等に基づきながら学習を進めていくんですけども、学校全体を取りまとめて、子どもたちのより良い教育効果を上げるための、簡単に言いますと、指揮者というような考えで学校経営者という言い方をしているということでございます。

それから、5年生の英語の関係でありますけども、地域人材を活用してはどうかというふうなお話もあります。これについては、町内の中にも英語教師とか、そういった開催されてるところもございますけども、私どもとしては、ALTを活用するということは、一番基本的に考えているのは、本場の、本物の英語を聞かせるということですね。それを聞いていただくことによって、子どもたちが本当に英語では微妙な発音等もありますから、日本人がしゃべる英語とはだいぶ違ってくるのかなどと思いますから、そういう意味でも本物の英語を話せるアメリカ人といいたまいますか、そういった方の活用をしていきたいというこ

とでALTを現在各学校において指導するようなかたちで進めているところであります、やはり従前から日本の場合は、外国人に対する、何とか臆するというか劣等感といいますか、そういった面もありまして、子どものときから外国の人と会話あるいは交流する、そういう経験を持つことによって、大人になってもいろんなところで積極的に会話をする、コミュニケーションを図れるという、そういったことをぜひ育てていくことが大切かなと、こんなことを思っておりますし、やっぱり会話することによっていろんな文化を理解することにもつながっていくかなと、そういう意味でALTを活用しているということでご理解いただければと思います。

それから武道の関係でありますけれども、これについては先ほども申しましたけれども、まだ具体的に各学校でどの種目を行うかというのは、選択しておりません。2学期くらいまでに、それぞれの学校のほうで、どの種目を選ぶか選択をしていただきたいと。ただ、武道は一人でもできるものじゃなくて相手がいるということもありますから、学校によっては一人とか二人というところもあるんですよ。だからそれでは練習等にもなかなかこなないということもありますから、そういうことも考えて数の多いところは単独でできるけれども、少ないところは集合、あるいは武道館等を活用するといった、そういったことも視野に入れながら選択していかなくちゃならないところもありますから、その辺を含めながら種目の検討をしている最中でありまして。道具ですね、柔道であれば胴着とか畳とか、あるいは剣道であれば防具だとか竹刀ですか、相撲であればまわしだとか土俵とかって、そういったものが必要になってくるんでありますけれども、その選択によってそれぞれ対応していかなくちゃならないんですけども、基本的には本町、小さい町村にしては武道館をきちっと持っておりますので、標茶中学校においては、現在もそういった取り組みもできていますので、問題ないかなというふうに思います。ただ、近隣の中学校がそういった意味では、なかなか自前で、自分の体育館でなかなかその対応ができるかというのは難しい面もありますので、その辺についてもこちらに来るかどうかということも含めて、ちょっと検討しなくちゃならないなと考えているところであります。あと、道具的な胴着とかそういったものについてどうするかということも、管内的な状況も判断しながら進めていかなくちゃならないなというふうに思いますし、柔道着だってなかなか使いまわしというのも難しいのかなと、そういう面もありまして、もしかしたら保護者のほうに買っていただくと、そういう方向なろうかなと思いますけれども。この辺につきましても、先ほど申しましたように、管内的な状況もちょうと検討しながら対応していきたいなと、こんなふうに思っているところであります。

それから、評価の関係なんですけれども、これについては学校の経営改善に役立てるという意味で始まったものでありまして、まず教員みずからが日々の教育活動を点検評価していく。それをしていくということはどういうことかということ、いままでやってきていることに対して改善すべき点がないかどうか。そういったことを意識的に感じて、それを改善することによって子どもたちのよりよい学習指導ができるという、そこにつなげることが

目的だということを進めています。ただ、自己評価になりますけども、手前的な部分になりますので、客観的な部分も多少欠ける分もあるのかなと思います。そこで関係者評価ということになりまして、関係者評価というのは、PTAあるいは地域の振興会とかそういった方々に評価をしていただいて、その評価をしていただくことを、今度結果を公表することによって、地域の方々あるいは保護者の方々とお話し合いをすることができるので、学校経営上の課題が、確かに学校の部分もあるだろうし、例えば保護者のほうにもあるかもしれないし、地域のほうにあるかもしれない。そういった意味で、それぞれの役割をしっかりと担っていくために、そういった話し合いをすることによって、相互に理解ができる。そして相互に協力しあいながら、よりよい学校経営を行っていく。それが子どもたちのよりよい教育につながるということで、そういった関係者評価というものを取り入れて、学校経営を進めているということ。ただ、学校一つに全町的という話はなかなか難しい面がありますから、学区ごとということですね。学区ごとにそういった方法を取り入れていくということで、一般的な町民の方々というのは、先ほど申しましたように、地域の方々振興会とか、そういった方で学区ごとに、地域の方々に共通認識をいただいて、あるいは学校経営の課題なんか協力して改善してっていくということで、学校経営を進めているということをご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 一番懸念されますのは、義務教育の中で導入される中学生のお子さんたちの、球技をする道具、武具。教育長は検討して負担にならざるかもしれませんと答えますが、この辺のことも、これは子どもさんの希望でなかなかできないやもしれません。そういうことが生じないように、援助といいますかそのぐらいはどの程度なるかわかりませんが、そういったこともきちっと財源を求めていくとか積極的な姿勢を望みたいところでございますし、文部科学省の国の制度の導入ということになれば、これはやむを得なく何かを選択していく。それはそれなりに子どもさんにとっては、球技でありいろんな好きなことをやらなきゃならないときもあるんですけども、それにかかわる経費となれば、これはそう安くはないなと思いますから、それについてきちっと早めにどういった財源措置で、この程度は負担をしていただくということをやっていたかなきゃならないんじゃないかと思います。それについてもし見解があればお聞きします。

それと学校評価。最後にいたしますが、地域の方とともに学校の運営に役立たせる。これはもっとも基本的なことですし、わかりきったことかなと。ただ、地域の方々も評価をされたものを、どの程度公表されて義務教育の中で学校運営に役立てていくのかと。まったく知らない間にそういう評価をされていく中で、義務教育学校として小学校、中学校の中で、一般的な公表されないでいくのか。皆さんにどんどんどんどん知っていただきますよという公表をしていくのか。この二点について最後の質問になると思いますけども。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 武道に関する道具関係の負担の関係でありますけども、これに

については、いろんな条件がありますから、必ずしもすべて公費負担というわけにもいかない。いろいろさっきも言いました条件がありますので、そういった意味ではどこまでを保護者の方に求めていくかということについては、先ほども申しましたように、管内的な状況もございますので、バランスも含めてやっていかなきゃならないなと思いますし、また経済的な、例えば困窮世帯とかという、そういったものについては就学支援とか、そういった制度もありますので、それも含めながら対応していきなというふうに思いますし、なるべく早く、武道の種目が選択されないと何をということもなかなかできませんので、その辺も学校に早めに選択していただいて、なるべくよい環境で子どもたちに武道を進んでやっていただくような状態を作っていきたいなというふうに思っております。

それから評価の関係でありますけど、これも先ほど申しましたように、これは学校通信とか学校便り、学級便り、そういったものをおしながら自己評価あるいは関係者評価を公表しております、これは最近始まったものでありますけども、100%目指して、今やっている最中でありまして、本町におきましては、自己評価についてはすべて行っておりまして、関係者評価についても実施しながら公表に向けてやっている学校もありますし、今作業中だという学校もありますけども、この関係者評価についても100%目指して進めているところであります。公表の方法については、それぞれの学校区の学校便りあるいは学級通信、そういったものを通じながら進めているということでご理解いただければと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 3時21分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 1番 田中進

署名議員 2番 黒沼俊幸

署名議員 3番 越善徹

平成23年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成23年3月7日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 3号 工事委託契約の変更について
- 第 2 議案第 4号 工事委託契約の変更について
- 第 3 議案第 5号 農業用施設取得の変更について
- 第 4 議案第 6号 農業用施設の処分について
- 第 5 議案第 7号 農業用施設の処分について
- 第 6 議案第 8号 農業用施設の処分について
- 第 7 議案第 9号 土地の処分について
- 第 8 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 9 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第10 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第14号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第12 議案第15号 標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第16号 標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第14 議案第17号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第15 議案第18号 標茶町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 第16 議案第19号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
議案第20号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第21号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第22号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第23号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第17 議案第24号 平成23年度標茶町一般会計予算
議案第25号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第26号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第27号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年第1回定例会会議録

議案第29号 平成23年度標茶町病院事業会計予算

議案第30号 平成23年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（16名）

1番 田中進君	2番 黒沼俊幸君 (午前10時10分遅参)
3番 越善徹君	4番 伊藤淳一君
5番 菊地誠道君 (午前10時59分遅参)	6番 後藤勲君
7番 林博君	8番 小野寺典男君
9番 末柄薫君	10番 舘田賢治君
11番 深見迪君	12番 田中敏文君
13番 川村多美男君	14番 小林浩君
15番 平川昌昭君	16番 鈴木裕美君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君 (農林課長兼務)

平成23年第1回定例会会議録

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 佐藤吉彦君

議事係長 服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員14名、欠席2名であります。

(午前10時00分開議)

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（鈴木裕美君） 本定例会開会当初に指名いたしました会議録署名議員の2番黒沼君が欠席いたしましたので、4番伊藤君を指名いたします。

◎議案第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第1。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成19年標茶町議会第4回臨時会において議決いただいた、畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区の牧場施設設置工事委託契約について、国の農業農村事業予算の圧縮により、当初予定の事業完了年度が平成22年度から平成23年度にずれ込み、また、農家経済の悪化による事業量の減少があったところですが、今般、事業期間延長のための計画変更が必要なことから、現在確定している全体事業量による契約金額の変更が必要になったものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第3号。工事委託契約の変更について。

平成19年7月11日議案第36号をもって、議決を経て締結した「畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区に係る牧場施設設置工事委託」の委託契約を次のとおり変更する。

契約金額、1億7,604万1,000円を1億887万3,000円に変更する。というものでございます。

以上で議案第3号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） ちょっと伺いたいんですけども、おおざっぱな説明は伺ってますけども、どうして少くない金額なんですけども、どうしてこういう変更のような事態が、当

初からこういうふういきちんと出てこなかったのか。その辺の経緯をちょっと説明してほしいんですけども。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

当初から変更が出るような計画を組まなかったのかというようなご質問だというふうに思いますけれども、平成19年の議決のときにもご説明申し上げておりますけれども、毎年毎年事業期間の中で、事業量の増減があったときには、最後精算の段階で変更の契約をするということで説明申し上げております。今回平成19年から4年間経過しまして、この間の内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、酪農情勢の変化等によりまして、おもに草地整備改良の事業量が大幅に減少したということがありまして、事業量の減額になっております。当初はもちろんその時点で見積もった事業量、それから事業予算に基づいて走っているわけですけども、今申し上げたように、情勢の変化によるものでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 今のはわかりました。面で、どれくらい当初の予定面積から減少しているのかということと、これをやることによって、多分生産にかかわる部分での、設計するときに生産額の増が見込まれたと思うんですけども、そういった面でもかなり影響あると思うんで、そういったものもこの中で試算されたんですかね。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、面の事業量なんですけども、当初計画では造成改良が23.8ヘクタールありました。それについては25.42ヘクタールということで、若干増えております。整備改良のほうは503.7ヘクタールが300.4ヘクタールに減っております。それから排水整備については、0.2ヘクタールが0.51ヘクタールということで、これも若干は増えております。先ほど申し上げましたけれども、金額の減少というのは、整備改良の部分の面積減少が大きなウエイトをしめているということでもあります。

それから生産指標等がどのように変わっているのかというご質問でございますが、これにつきましては、これまでも議会議論の中でご説明しているとおり、乳量あるいは生産額というものについては、計画の中では示されておりません。担い手になる農家個数とそれから家畜の頭数が指標として示されておりまして、頭数につきましては、乳牛で計画時点の目標頭数が3,784頭だったんですけども、これについて下方修正をして3,367頭ということで設定しております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

平成23年第1回定例会会議録

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。議案第4号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第4号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成19年標茶町議会第4回臨時会において議決いただいた、畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区の牧場施設設置工事委託契約について、国の農業農村事業予算の圧縮により、当初予定の事業完了年度が平成22年度から平成23年度にずれ込み、また、農家経済の悪化による事業量の減少があったところですが、今般、事業期間延長のための計画変更が必要なことから、現在確定している全体事業量による契約金額の変更が必要になったものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第4号。工事委託契約の変更について。

平成19年7月11日議案第38号をもって、議決を経て締結した「畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る牧場施設設置工事委託」の委託契約を次のとおり変更する。

契約金額、1億5,727万6,000円を1億1,603万5,000円に変更する。というものでございます。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

平成23年第1回定例会会議録

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

◎議案第5号

○議長(鈴木裕美君) 日程第3。議案第5号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第5号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成19年標茶町議会第4回臨時会において議決いただいた、畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る農業用施設の取得について、酪農情勢の変化により受益者要望が減少し、今般、事業期間延長のための計画変更が必要なことから、確定した全体事業量にもとづく数量、価格の変更が必要になったものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第5号。農業用施設取得の変更について。

平成19年7月11日議決の畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る農業用施設の取得について、次のように変更する。

1. 取得の農業用施設の名称及び数量、家畜保護施設整備、畜舎2棟、搾乳舎1棟、バルククーラー2基、ミルクパーラー1基、ミキサーフィーダー2台、除糞機2台、搾乳ロボット2台、家畜排せつ物処理施設、スラリーストア2基、農機具等導入、モアコンディショナー1台。2. 取得予定価格、2億6,205万円を1. 取得の農業用施設の名称及び数量、家畜保護施設整備、搾乳舎1棟、バルククーラー1基、ミルクパーラー1基、除糞機1台、農機具等導入、モアコンディショナー1台。2. 取得予定価格、7,028万2,000円に変更する。というものでございます。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） かなり2億円弱の減額ということで、たぶん実施する農家の方がおやめになったということが原因なんだろうなと思います。そのことと、何戸がこの対象になっていて何戸がやめたのかなと。

それと前に質疑をさせてもらったと思うんですけども、ここで議案の審議すると言う事となると総額でいくらと出されていてもなかなか内容がつかめないという事で、まえに多分申し上げたと思うんですね。例えば畜舎、搾乳舎1棟は、何平米なのかなというようなこと或いは今、変更後はないけれどもスラリーストアにしても何立方、何立米のものが入るのか、或いはミルクパーラー何頭ダブルなのか、そういうものが分からないと審議のしようがないんじゃないかなと感じるんですよ。その点について。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず受益個数の関係なんですけれども施設整備関係では、当初計画3戸だったのが実績で今1戸となつてございます。それから農機具導入については、これは、1戸がそのまま1戸ということで終わっております。それから機械、施設等の規格等のことなんですけれどもまず搾乳舎、でき上がった搾乳舎なんですけれどもこちらにつきましては、383.4平方メートルという大きさでございます。それからミルクパーラーは、8頭ダブル、バルククーラーが8,000リットルということでございますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君

○8番（小野寺典男君） はいわかりました。これと同じような議案がまだ後にありますので分かるのであればその分も含めて提案のときをお願いしたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 同じ質問だったんですが、もうちょっと突っ込んでねこの畜産担い手育成総合整備事業にかなりわたしも期待して見ていたんですが、この現象の原因っていうのかな、つまりこういう計画を立てて予算立てしたわけなんですけれども、うまくいかなかった原因は、どこにあったんでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君

○農林課長（牛崎康人君） お答えします。

事業がうまくいかなかったかどうかというのは、ちょっと今の段階では、議論できる論点ではないのかなというふうに思いますので私のほうからは、経過の繰り返しになりますけれども事業量減少についての現場での感じ方をお答えさせてもらいたいと思います。平成19年に事業が開始されておまして、計画は平成18年段階から進んでるんですがこの数年間というのは、本当に酪農情勢がめまぐるしく変動していると、悪い方に変動しているとふうに感じております。

輸入資材の高止まりですとかあるいは、天候が不順になったりとか、或いは、オーストラリアとのEPAの交渉が始まるとか、そして、ここにきてTPPのこともありますけ

れども一様にですね農家経済が少しずつ悪化するなかでそれぞれ受益者の方々がですね投資を先送りしたりとか、ということに向かってしまった結果がこの事業量の減少につながっているとふうに感じておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

◎議案第6号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第6号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成19年度から実施中の畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区において、本年度に整備した農業用施設の処分でございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第6号、農業用施設の処分について。

町は、下記の平成22年度畜産担い手育成総合整備事業 標茶東部地区に係る農業用施設を処分しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

売払い先は、標茶町字阿歴内原野南2線184番地7、武藤正男。

財産種類は搾乳舎が1棟で売払い金額は2,321万5,000円、ミルクングパーラーが1基で売払い金額は2,119万4,000円というものでございます。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

平成23年第1回定例会会議録

ご質疑ございませんか。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 提案内容について、追加して説明をさせていただきます。

搾乳舎の面積につきましては、383.4平方メートル。それから、パーラーの施設については8棟ダブルという規格でございます。

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議案第7号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成20年度から実施中の畜産担い手育成総合整備事業虹別地区において、本年度に整備した農業用施設の処分でございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第7号、農業用施設の処分について。

町は、下記の平成22年度畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る農業用施設を処分しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

売払い先は標茶町字虹別100番地21、萩野自走ハーベスター利用組合組合長星和憲。

財産種類はハーベスタ1台で売払い金額は1,837万円というものでございます。

このハーベスタの規格につきましては、578馬力で作業幅3メートルというものでございます。

平成23年第1回定例会会議録

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議案第8号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成21年度から実施中の畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区において、本年度に整備した農業用施設の処分でございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第8号、農業用施設の処分について。

町は、下記の平成22年度畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区に係る農業用施設を処分しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

売払い先は標茶町字オソツベツ414番地6、中御卒別第3トラクター利用組合組合長渋谷利男。

財産種類はハーベスタが1台で売払い金額は2,457万3,000円というものでございます。

このハーベスタの規格につきましては、650馬力で作業幅3.2メートルというものでございます。

以上で議案第8号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

平成23年第1回定例会会議録

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

◎議案第9号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。議案第9号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君）（登壇） 議案第9号の提案の趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在旭5丁目において釧路管内の拠点営業所として店舗、整備工場を構え業務展開を行っています株式会社井セキ北海道に対しまして、標茶町振興条例により積極的に企業誘致対応してまいりました結果に基づく、工業団地内の町有地の処分提案でございます。

本地処分後は、昭和54年の第1回目の売り払いから貸付地を除き、残り3筆、面積で9,633.35平方メートルとなり、処分率が91.6%となりました。

また、仮契約につきましては先月の2月16日に交わし、本契約につきましては本件議決をいただいた後、7日以内に交わす事としているところです。

処分後、取得者の事業計画につきましては、おおむねではありますが、6月着工10月完成を目標としているところで、現在社員3名体制であります。将来的には中標津町と同様の15名体制を視野に入れているとのことで、本町におきましては雇用・経済・人口等に大きく寄与されるものと期待するところであります。

内容に入ります。

議案第9号、土地の処分について。

平成23年第1回定例会会議録

町は、下記の土地を処分しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

1、処分財産の表示及び数量

お手元の資料にてご説明申し上げますので、資料のほうをご覧いただきたいと思いません。資料の図面の赤く朱色している部分が今回の該当地でございます。

所在地、標茶町平和8丁目72番、標茶町平和8丁目74番。

地目、それぞれ宅地となっております。

面積についてでございます。面積につきましては、72番の方が5,926.70平方メートル、74番が1,638.78平方メートル合計で7,565.48平方メートルとなっております。

議案の方にお戻りください。

2、処分予定価格2,660万4,242円

3、処分の相手方、住所、札幌市手稲区新発寒5条1丁目5番1号、氏名は株式会社キセキ北海道 代表取締役木村典之以上で議案第9号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 今、ご説明を受けたわけですが、処分率91.6%までいったそしてこの単価なんです、いわゆるちょっと計算してみたら平米あたり3,500円ぐらいになるわけです。坪あたりにすると11,800円ぐらいになるんですが、坪あたりあそこ11,800円っていうような今、非常に土地の動かない時にですね結構いい値段だなこう思ったんですが、予定価格そのものの立てた基準になっている土地というのは、今の現状の世の中の景気不景気というこういう動きのなかですねどんなような形のなかで11,800円からのですね坪あたりの単価が貰えるような条件だったのかその辺聞かして頂きたいなど。

○管理課長（今君） お答えいたします。

工業団地の処分価格につきましては、いわゆる造成して分譲初期からの手法でありましてどういう手法かと申し上げますと基本的には、議員ご承知のとおり町有地の貸付基準等でございますけれどもこれは、のちにできた制度でございますけれども、基本的には、固定資産税の評価額を実勢に戻すというのがベースになります。工業団地につきましては、昭和54年が、分譲開始ですけれども、その時点から処分価格についての取り扱いを決めてございます。それにつきましては、基本的には土地収用法、土地収用法における投資財政指数っていうことが、謳われているんですけれどもその指数を評価額に対して比較、その率をかけるといったような事、北海道の地価調査価格こういったものの増減、率等が出るんですけれどもそういったものをベースにしてくるっていうことで基本的には、2年づつの見直しを行ってきた結果概ね現在の価格となっているという事でご理解を賜りたいと思

ます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・後藤君

○6番（後藤勲君） この図面見るかぎりですね拡大し過ぎて位置図がついていなんよく分からないんですけど隣接する73と75というのは、正直どうなっているのか知らないんですけど74番をまっすぐこの形で売り払いするということになると75がですね半端なような気がするんで逆に74でなくて75だったらどうなるのかなていう気がするんですけどこのへんは、どうなっているんですか。

○議長（鈴木裕美君） 管理課長・今君

○管理課長（今君） お答えいたします。

基本的には、処分先が希望するかたちで処分してございますので町のほうで分譲している土地でございますのでこっちあっちという事には、ならないということをご理解頂きたいと思います。また、今回このようになったかたちとしては、相手先とお話しの段階では、先ほどの農林課の議案等にありますが、かなり大型な農業機械が増えていてということと大きなトレーラーの出入りがあるということとまだ工場等の外構も含めて建設の青写真がしっかりと出来ていないようでありまして今後の希望等を考えたりトレーラーの出入り等を考えるとこういったかたちの土地利用が最も最適だということとこのようなご希望になったということとご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号ないし議案第11号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議案第10号、議案第11号を一括議題といたします。

議題2案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

平成23年第1回定例会会議録

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第10号、議案第11号の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

議案2案につきましては、広域紋別病院企業団の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合が共同処理する組織団体の変更について、協議するため本案を提案をするものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。というものでございます。

次ページにまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1に「広域紋別病院企業団」を加える。というものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。というものでございます。

次ページにまいります。

続きまして、議案第11号であります。

北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

北海道市町村総合事務組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。というものでございます。

次ページにまいります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中「オホーツク総合振興局（23）」を「オホーツク総合振興局（24）」に改め、「網走地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

別表第2第9項中「北見地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第10号及び議案第11号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。質疑は、議案ごとにおこないます。始めに議案第10号から

行います。

ご質疑ございませんか。

1番・田中進君

○1番（田中進君） 広域の関係でいうと消防等は、あるんですけどもこの病院企業団というのは、久しく聞いたことがありませんのでどういう内容なのか説明をいただきたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男） 一般の町立病院団経営の中で企業団っていうかたちで伺っております、名称自体が団というかたちでありまして、広域の中に何町村かの事業団経営というかたちになっていると聞いてますけども、詳しくは調書を調べてみなければならないかと思えますけども。 以上です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ議案第10号の質疑を終わります。

次に議案第11号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ議案第11号の質疑を終わります。

以上で議題2案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、議案第11号は原案可決されました。

◎議案第12号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。議案第12号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第12号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、人事院規則改正によりまして国家公務員の時間外勤務に対する

手当の取扱いが改正されました旨、2月1日をもって通知がございました。

本町においても、職員の時間外勤務手当の取扱いについて、改正が必要となりましたので提案をするところがございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第12号。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次ページへまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号)の一部を次のように改正する。というものでございます。

内容は、職員の時間外勤務手当を計算する際、前月1カ月分の時間外数の合計の中で、土日週休日のうち土曜日のみの対象に対して60時間を越える分に対し割り増し支給をすることとしてございました。今般の改正で週休日であります日曜日の時間数についても含めて改正をするという内容でございます。

第11条第3項中「(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で議案第12号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第12号は原案可決されました。

◎議案第13号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第13号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第13号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、各種選挙の事務執行の際に、投開票立会人等の方に対して支払う報酬について、支給内容の一部変更をしたく提案をするものでございます。

改定内容は、選挙長、投開票管理者及び投開票立会人への報酬を選挙1回につき1度支払うというものでございます。

現条例においては、日額として支給されるため、開票作業では日をまたいだ場合、2日間支給することとなっております。

しかし、現実的にみれば、選挙長、開票管理者及び立会人は、通常の2日分の勤務時間に満たない少数の時間でございます。日をまたぐということは今後当然予想されますが、その際2日分支給することになると望ましくないという状況になってございます。

管内的にも1回という改正が進んでいるという状況にございます。

本町においても改正するべきと判断されてございます、本案を提案をするところでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第13号。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する、ものでございます。次ページへ参ります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中、第9項選挙長1万400円、第10項投開票管理者8,600円、第11項投開票立会人8,600円、第12項鳥獣被害対策実施隊員1万2,000円（4時間以内の場合は1/2の額を支給する）というもので、中央は日額適用という欄になってございます。

これらを、第9項選挙長1回、1万400円、第10項投開票管理者同じく1回、8,600円、第11項投開票立会人1回、8,600円、第12項鳥獣被害対策実施隊員日額1万2,000円（4時間以内の場合は1/2の額を支給する、次ページへ参ります。

に改める。附則といたしましてこの条例は、平成23年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

平成23年第1回定例会会議録

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案可決されました。

◎議案第14号

○議長(鈴木裕美君) 日程第11。議案第14号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第14号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律が12月3日付で公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律もあわせ改正されたものでございます。従前、認められていなかった非常勤職員の育児休業が一定要件を満たすことにより、仕事と生活の両立を図る観点から育児休業ができるよう改正されたもので、本町においても改正をすることでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第14号。標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次ページへ参ります。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町職員の育児休業等に関する条例(平成4年標茶町条例第11号)の一部を次のように改正する。

最初に字句の修正でございます。

第2条中「かかげる」を「掲げる」に改め、同条に次の1号を加える。というものでございます。

次の第2条に関しましては、育休できない職員の規定でございますが、非常勤職員以外の非常勤職員と規定することによって、下記非常勤職員を育休対象職員とするものでございます。内容は任命権者を同じくする場合、1年以上勤務した非常勤職員を対象としようとするものであります。加えて、この1歳到達日を越して引続き在職が認められるという状況の職員でございます。3点目は、1週間の勤務時間が3日以上又は1年間に121日以上非常勤職員という内容になってございます。

第3号、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア、次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ、次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ、その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

次に育児休業の期間を定めるものであります。育児休業は原則1年となっております。ただし特例として、配偶者が1歳前から育休して継続している場合については、1歳2カ月まで、また、保育園等入所が困難な場合等です。ねある場合については、1歳6カ月まで育児休業の対象になるという内容でございます。

第2条の2を第2条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当

該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

（3）1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

次に育児休業の際の条例で定める特別の事情について、次の2号を加え承認をするというものであります。

第3条に次の2号を加える。

（6）第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

（7）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を

育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

次は、第9条でございます。短時間勤務することができない職員の規定の内容でございますが、次の削除分を第2条に規定している関係から削除をするというものでございます。

第9条第2号中「(昭和59年標茶町条例第21号)」を削る。

続きまして、短時間勤務職員の勤務形態の規定でありまして、字句の追加をするものでございます。

第11条中「(平成8年標茶町条例第2号)」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

次に一定の非常勤職員が育休することが可能となりましたので、部分休業についても対象とするものでございます。

第17条中、「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

次ページに参ります。

次に非常勤職員の部分休業の承認項目を追加してございます。

第18条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「規定による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。）」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

非常勤職員の部分休業の時間数を定めたものでございます。

3、非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行する。というものでございます。

以上で議案第14号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

平成23年第1回定例会会議録

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案可決されました。

◎議案第15号

○議長(鈴木裕美君) 日程第12。議案第15号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第15号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。後期高齢者医療制度施行後3年間は老人保健特別会計の設置が法により義務付けられておりますが、本年3月31日をもってその期限を迎えますことから、老人保険事業特別会計を廃止したいというものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第15号。標茶町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページであります。

標茶町特別会計条例の一部を改正する条例。

標茶町特別会計条例(昭和39年標茶町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則といたしまして、(施行期日)であります、

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)であります、

2 平成22年度以前の標茶町老人保健特別会計については、なお従前の例による。と

平成23年第1回定例会会議録

いうものでございます。

以上で議案第15号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案可決されました。

◎議案第16号

○議長（鈴木裕美君） 日程第13。議案第16号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第三セクターの良好な運営を図ることを目的とした同条例につきましては、本年3月31日をもって失効いたします。

標茶町における対象事業所は、株式会社標茶町観光開発公社であります。現状経営改善に努めつつ、8期連続の黒字決算であるものの、厳しい経済状況の中においては、継続して公社運営を円滑に進める支援が必要と判断し、本条例の有効期間を3年間延長したいというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第16号。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年第1回定例会会議録

次ページであります。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例の一部を改正する条例。

標茶町第三セクター運営等資金貸付条例（平成14年標茶町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成23年3月31日から施行する。というものであります。

以上で議案第16号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案可決されました。

◎議案第17号

○議長（鈴木裕美君） 日程第14。議案第17号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第17号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成22年5月19日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が公布され、土地所有者にかかわる努力義務の創設が規定されたことから、標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例にも土地所有者にかかわる努力義務規定を追加するとともに、あわせて、法制執務上の文言整理を行うものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第17号。

平成23年第1回定例会会議録

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

次ページへ参ります。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「保持」を「保持等」に改め、同条第1項中「薬剤を散布する等清潔を」を「清潔を」に改め、同条中第3項を削り、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 土地の所有者又は清掃義務者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正管理に努めるとともに、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を町長に通報するように努めなければならない。

第17条第1項中「同条」を削り、「第7条の2」を「法第7条の2」に改め、「許可」の次に「及び法第7条第2項又は第7項の規定による許可の更新（以下「許可等」という。）」を加え、同条第2項中「許可の有効期限」を「許可等の有効期間」に改め、同条第3項中「許可をしたとき」を「許可等を行ったとき」に改め、同条第4項中「許可を」を「許可等を」に、「紛失又は」を「紛失し、又は」に改める。

第18条第1項中「許可を」を「許可等を」に改め、同項第1号及び第2号中「許可」を「許可等」に改める。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現に改正前の第17条第3項の規定により交付されている許可証は、改正後の第17条第3項の規定により交付された許可証とみなす。

以上で議案第17号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 改正の交付に基づいて条例を変えるということなんですが、ちょっと立ち入って実情を伺いたいとおもうのですが、一つは薬剤を散布するところから削除されているので、この背景といいますかどう理由によってこれが削られたのかと

ということが第1点。もう一つは、みだりに廃棄物が捨てられないよう云々と続くわけですが、標茶町の場合はこういう事例というのは結構多くあったのでしょうか。その2点です。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾君） まず一点目の薬剤の散布につきましては、いわゆる除草剤を大量にまいて雨等によって流れ出るといようなことがあります。そういうこともありますし、廃棄物の中にはカンが錆びて、それとビン等でもラベルがはがれてわからないもの等がありますので、そういうことも含めて今回「薬剤を散布する等清潔を」を「清潔を」に改めたところでございます。それから、標茶町でのみだりに廃棄物が捨てられているのかということにつきましては、年に1件ないし2件程度土地所有者若しくはなげられていた所の近くの方からなげられているといような通報はいただいておりますので、その都度土地所有者等を確認して誰がなげた物か等々を調べて不法投棄等についてはそれなりの処置をしているということで、現状ではそのようになっております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・伊藤君

○4番（伊藤淳一君） 1、2点お伺いしたいと思うのですが、まず字句の点なんですけれども、私も今の提案説明の中でありました廃棄物処理施設等の法律の変わった部分といわれたので、その部分私の調べ不足かなと思うのですが、2の項の土地の所有者又は清掃義務者となっている点なんですけれども、うちの方の条例においては、第2条の5項でもって清掃義務者というその言葉の意味合いがでておまして、土地又は建物の占有者ということであたわれてるんですけれども、単純にいけば重ね言葉かなというふうに感じたのですが、あえて土地の所有者というように表現した部分が法律上でそうとうということになったのか、特別な明記して明確にすべき理由があったのかまず1点お伺いしたいとおもいます。それから条例の方の3条で町民の責務というふうにならうたっておりまして、単純に町外の方が所有しているといような場合については、うちの条例ではうたっておりませんので、その辺についてどうなのかなというふうにお伺いしたいと思います。

それからもう一点は、かなりきちっと今回については明確にされてきたという点で大変いいかなと思うのですが、通報する、それからちょっと話し違いますが、クリーンタウン推進員の関係では不法投棄等があった場合については通報する、それはクリーンタウンの任務なんですけれども、通報それから報告という程度にとどまっているんですが、それ以上の行為というのは、行政上ですということはないのでしょうか。その3点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾君） 一点目の土地所有者ということでございますが、今回の法律の改正のなかで土地所有者をきちっと規定をされております。法律の方の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律のなかでは、今回第5条のなかで第2項を新たに設けてまして、その中で土地の所有者又は占有者は、その所有し又は占有し若しくは管理する

土地においてということで、土地を持っている方、それから借りて使っている方両方に義務を科したという規定になってございますので、今回町の条例のほうもそのようにさせていただいたということでございます。

それから第3条との関係ですが、現在までは土地の使っている方については町の条例で清掃義務者といううたい方をしております。そういう面では今回この規定を入れたことで、町外で標茶町内に土地を持っている町外の方に対しても私どもが通報を受けた場合です、そういう通報を受けましたのでどうでしょうかという逆に土地所有者に対する調査といいますか事情を聞くという権限がこれで具備されたのかなというように考えております。

それから3点目のクリーンタウン推進員につきましては、日ごろからいろいろと不法投棄につきましては巡視含めてご協力を頂いておりますが、私どもはクリーンタウン推進員からそのような通報を受けた場合は、クリーンタウン推進員さんに直接行動をとるよりは、私どもが行政上私ども職員が直接そういうものに対しての廃棄物の不法投棄があった場合のなげた方含めて調査等々についてはそのあとの処分も含めて行政の方で私ども職員が直接処理をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 4番・伊藤君

○4番（伊藤淳一君） 字句については私ももしかすると自治六法の方が改正になってなくて古かったのかなと、5条の部分の清掃の保持では、土地又は建物の占有者という表現で、うちの方の条例とほぼ同じなのですが、2項で加わったというのでその点かなと思うのですが、その点もう一度確認だけしたいと思っております。

それから町外の部分については、事情を聞くというようなご説明がありましたけれども、もう一步行って指導というかも少し通報された後の処理といいますか、それについても一度どういうふうな具体的なことなのかお伺いしたというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾君） 法律の方につきましては先ほども法律の方の第5条第2項に加えられたということで、先ほど申し上げたとおりの文言になっております。

それから2点目の関係ですが、私ども不法投棄以外うちの土地にごみを捨てられているというような苦情も来ることがございます。そういう場合につきましては、私どもが直接行って投棄した物がわかる場合は私どもが直接なげた方にその処理を指導という形で言う場合もありますし、それが非常に悪質な場合につきましては警察の方にも通報して警察と一緒に指導しに行くということもありえます。なるべくは投棄した方が判った場合については私どもの方で指導というよりはそういうことなので、みだりに他人の土地にごみをなげないよという口頭での処理ということがほとんどでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成23年第1回定例会会議録

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は原案可決されました。

◎議案第18号

○議長（鈴木裕美君） 日程第15。議案第18号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第18号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、国において「過密なき過疎」と言われる時代の到来に向け、地方で安心して暮らせる地域形成を目指すとした施策「定住自立圏構想」に基づく、中心市との協定書締結に向けた条件整備として、条例の制定を行うものでございます。

中心市との協定を結ぶに当たりましては、定住自立圏構想推進要綱に基づき、議会の議決を経なければなりません。普通地方公共団体の議会が議決する事項を定めた「地方自治法第96条第1項」にこの項目がないことから、同条第2項により、議決すべき事項として条例を定めるものでございます。

以下内容についてご説明をいたします。

議案第18号。

標茶町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について。

標茶町議会の議決すべき事件に関する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次ページに参ります。

標茶町議会の議決すべき事件に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、標茶町議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件について定めるものとする。

（議決すべき事件）

平成23年第1回定例会会議録

第2条 議会の議決すべき事件は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定することとする。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。というものでございます。

以上で議案第18号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時00分

◎議案第19号ないし議案第23号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16。議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号を一括議題といたします。

議題5案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第19号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年度標茶町一般会計補正予算（第6号）であります。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、できるだけ決算数値に近づけるよう係数の整理を行うとともに、現状において急を要する事業等について処置をするもので、歳入歳

出それぞれに9,499万円を追加し、総額を115億1,227万円にしたいというものであります。

歳出の主なものとしたしましては、追加では財政調整基金で1億円、減債基金積立金で1億506万9,000円、町有施設整備基金積立金で4,000万円、投票用紙読み取り機購入で360万円などであり、減額するものは、事業実績等に基づく精査であります。

他会計への繰出につきましては、国民健康保険事業事業勘定特別会計に対し3,805万円の追加、介護保険事業特別会計ではトータルで1,227万6,000円の減、下水道事業特別会計では545万5,000円の減であります。

一部事務組合につきましては、北部消防事務組合負担金で731万5,000円の減でございます。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むとともに、普通地方交付税1億3,406万5,000円を充当するなどして、収支のバランスをはかったところでございます。

また、繰越明許費で5件、地方債で4件の補正を提案しております。

以下、内容についてご説明申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

平成22年度標茶町一般会計補正予算（第6号）

平成22年度標茶町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,466万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,227万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

17ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

6ページをお開きください。

繰越明許費であります。

2款8項、事業名、きめ細かな交付金事業につきましては、1億1,720万円。住民生活に光をそそぐ交付金事業では、1,900万円で、先に補正をさせていただきました内容でプレミアム商品券以外の部分がすべて繰越とさせていただきたいということでございます。

6款1項、事業名、畜産担い手育成総合整備事業（茶安別地区）につきましては、331万7,000円、同じく（標茶東部地区）につきましては、267万7,000円でありまして、単年度施工予定の草地整備が一部分割施工の必要性が生じたための繰越であります。10款3項、事業名、虹別中学校（屋体）耐震改修事業であります。5,700万円、年度内執行が困難なためでございます。

7ページをお開きください。

地方債補正であります。起債の目的 1 過疎事業対策事業 虹別ふ化場線道路改良で710万円の減、地上デジタル放送中継局整備事業で510万円の減、合計で1,220万円でありまして、補正前の額1億2,530万円から1,220万円を減額し、補正後の額を1億1,310万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。次の事項につきましても同じでありますので、省略をさせていただきたいと存じます。

起債の目的 3 地方道路等整備事業 ふるさと農道緊急整備事業で270万円、地方特定道路整備事業で390万円、合計660万円を、補正前の額2億2,160万円から差し引き、補正後の額を2億1,500万円とするものであります。

合計で申し上げますが、補正前の額11億701万1,000円から1,880万円を減額し、補正後の限度額を10億8,821万1,000円とするものであります。

35ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げます、当該年度中増減見込みでありますけれども、当該年度中起債見込額、補正前の額11億701万1,000円から補正額1,880万円を減額し、補正後の額を10億8,821万1,000円とするものでありまして、当該年度末現在高見込額、補正前の額108億7,858万3,000円から補正額1,880万円を減額し、補正後の額を108億5,978万3,000円とするものであります。

以上で、議案第19号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第20号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え、歳入・歳出予算を精査し、歳出では、国保総合システム改修費、平成21年度保険給付にかかわる精算返還金及びインフルエンザワクチン接種にかかわる繰出金の追加と療養給付費の減額。歳入では、療養給付費の減額に伴う負担金、国保税及び国庫財政調整交付金の減額、国保総合システム改修に伴う特別調整交付金の追加で、なお、不足する財源につきましては、一般会計からローカルルール分として3,805万円を追加し、収支の均衡を図ったところであります。

なお、本案につきましては、2月22日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

平成23年第1回定例会会議録

以下、補正予算書に従いまして、説明をいたします。

1 ページをお開きください。

平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

平成22年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ505万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,396万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

9 ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開き願います。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第22号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案は、平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、年度末を控え、歳入・歳出を精査し、保険事業勘定の歳出では、保険給付費の追加、歳入では保険給付費の追加に伴う国道支出金等の特定財源の追加、介護サービス事業勘定では、実績に伴うサービス事業費の減額でございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成22年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,006万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,742万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ862万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,014万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。というもの

でございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

最初に保険事業勘定です。

11ページをお開き願います。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」、並びに4ページからの「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第21号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行うとともに、5%以上の高金利で借入れを行っていた旧資金運用部の起債について、支払い利息の軽減を図るために申請をしていた公的資金保証金免除繰上げ償還が認められたことにより、起債の残高2億380万2,000円分について借り換えを行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成22年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,790万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,887万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費

2款1項公共下水道事業費、事業名公共下水道事業、金額2,600万円で先の臨時会で議決いただいた標茶終末処理場汚泥濃縮層機械設備の更新費でございます。

第3表 債務負担行為補正

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給で、補正後の融資予定額は315万円減の45万円、利率、期間は補正前と同じ、限度額は15万2,000円を減額し、2万2,000円とするものです。

11ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度末以降の支出予定額に関する調書でございますが、合計で申し上げます、債務負担行為の限度額15万2,000円を減額し2,028万7,000円、前年度末までの支出見込額は補正前と同じ14万5,000円、当該年度以降の支出予定額は15万2,000円を減額し2,014万2,000円、うち平成22年度分は補正前と同じ2,006万4,000円、左の財源内訳、特定財源の国道支出金、地方債が補正前と同じでそれぞれ1,000万円、一般財源が15万2,000円減の14万2,000円となります。

4ページにお戻りください。

第4表 地方債補正

起債の目的1. 公共下水道事業 限度額 補正前の限度額1億3,980万円に2億350万円を追加し、補正後の限度額を3億4,330万円に、合計では補正前の限度額2億2,700万円に2億350万円を追加し4億3,050万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

12ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、合計で申し上げます。当該年度中増減見込みの、当該年度中起債見込額を2億350万円を追加し、補正後の額を4億3,050万円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては、2億350万円を追加し、補正後の額を36億5,596万1,000円となります。

以上で、議案第21号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第25号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

平成23年第1回定例会会議録

本案は、平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算（第3号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成22年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成22年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、989万円を減額し9,649万1,000円。第2項営業外収益、989万円を減額し2,250万1,000円。

支出、第1款水道事業費用、5,000円を減額し9,285万4,000円。第1項営業費用、5,000円を減額し8,198万2,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,275万8,000円は減債積立金798万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,352万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金125万3,000円」を「1,895万3,000円は減債積立金798万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額363万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金733万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、2,460万円を減額し2億4,460万円。第1項企業債、130万円を減額し490万円に。第2項一般会計借入金930万円を減額し6,070万円に。第3項一般会計出資金、1,400万円を減額し1億7,900万円。

支出、第1款資本的支出、2,840万5,000円を減額し2億6,355万3,000万円。第2項建設改良費、2,840万5,000円を減額し2億5,557万円とする。

次のページでございます。

企業債、第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、限度額130万円を減額し、490万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

次に予算説明書に従い説明をいたします。

8 ページをお開きください。

（以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略）

5 ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計資金計画（補正）です。

平成23年第1回定例会会議録

補正部分のみの説明といたします。

はじめに受入資金です。2. 前年度未収金117万9,000円を減額し補正後の額を483万6,000円に、4. 企業債130万円減額し補正後の額を490万円に、10. 一般会計借入金930万円を減額し補正後の額を6,070万円に、11. 一般会計出資金1,400万円を減額し補正後の額を1億7,900万円に。合計で2,577万9,000円を減額し補正後の額は5億2,693万7,000円です。

支払資金、1. 営業費用3万2,000円を追加し補正後の額を3,940万7,000円に、4. 建設改良費1億3,050万8,000円を減額し補正後の額を1億5,346万7,000円に、合計で1億3,047万6,000円を減額し補正後の額は2億1,251万6,000円です。

差引では1億469万7,000円の増で補正後の額は3億1,442万1,000円です。

次のページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）でございます。

資産の部、1. 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地から、へ建設仮勘定までの有形固定資産合計は6億1,755万7,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は588万8,000円、固定資産合計は6億2,344万5,000円。

2. 流動資産、(1) 現金預金3億1,442万1,000円、(2) 未収金795万7,000円、(3) その他流動資産6,800万円、流動資産合計は3億9,037万8,000円、資産合計は10億1,382万3,000円です。

次のページでございます。

負債の部、3. 固定負債、(1) 引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は3,019万7,000円、4. 流動負債、(1) 一時借入金から(4) その他流動負債までの、流動負債合計で155万円、負債合計は3,174万7,000円。

資本の部、5. 資本金、(1) 自己資本金は3億8,965万8,000円、(2) 借入資本金はイ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は4億9,258万8,000円、資本金合計は8億8,224万6,000円、6. 剰余金、(1) 資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,888万円、(2) 利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は6,095万円、剰余金合計では9,983万円、資本合計は9億8,207万6,000円、負債資本合計は10億1,382万3,000円です。

3ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎内容審議

○議長（鈴木裕美君） これより、議題5案の審議に入ります。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第19号から議案第22号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分け、議案第19号の歳出は、款ごとに行います。

はじめに、議案第19号、一般会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、2款・総務費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 一般会計からの繰り入れでないからあれですけども、投票用紙読み取り分類機ですか、これってどの程度の時間短縮になるのか、それから間違い見たいのはないのかその点説明してください。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

電磁式ではなくて、今やられている自書式投票用紙の自動読取分類器というような名前で現在使用されています。このスピードで行くと、1分間で660枚の処理をするということですから、標茶の投票率にもよりますけれども15分をめぐりして仕分けは終わってしまうのかなという状況です。ただその仕分けの際にはっきりとして名前に仕分けされる部分と、不明といって分かれる部分のスタックに行きますから、そのスタックに入っていく数が基本的には85%が正解ということになっておりますので、15%不明解率として俗に言われております。それを職員が本当に誰の票として識別するかという、不明票今までも職員が処理しましたからその分をもう一度見直す部分が15%程度出てくるのかなあというふうな話になります。時間的に言いますと開被の部分それから第一点検の部分この部分を職員の削減を今のところ8名ないし10名ほど今のところ削減ができるかなあと思ってまして、それら総体を考えて30、40分の全体時間の短縮になろうかなあというふうな、そこまで行き着けばいいかなあというふうな考えてございます。以上です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、3款・民生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、4款・衛生費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、6款・農林水産業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 37ページの担い手の関係の業務委託料、これ繰越明許とも関連しておりますからこれ繰越明許にもありますけれども、あわせて聞いておきたいと思っておりますけれども、この業務委託料の関係ですね、繰越明許になったということと、それから事業の内容的なものがどの様なふうの流れがなってきたのか、この茶安別と東部の2地区のですね業務委託料の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、繰越明許費とのからみもございまして。いわゆる公社営事業の茶安別地区とそれから標茶東部地区に係る分なんですけれども、ここに計上の業務委託料につきましては、草地整備改良の部分の公社に対する委託費であります。今回の補正に計上した理由なんですけれども、予算の説明の中でも繰越明許部分については一部に分割施工という形ということでご説明がありました。そういうことなんですけれども、背景がございまして、実は平成22年度の公社営事業の予算につきましては、12月補正段階で整理を済ませていたところであります。しかしながら、年明けになってから平成23年度予算の関係で道の方から説明がありまして、この公社営事業の予算区分上の扱いが変わりまして、23年度においては新規事業の扱いになるという説明がありました。これによってどの様な影響があるかと申しますと、平成22年度に標茶東部とそれから茶安別地区において、茶安別地区は17ヘクタール、それから東部の方は16.02ヘクタールなんですけれども、播種だけを行わないいわゆる前分割施工という工事を行っているところがあるんですけれども、これが新規事業で予算決定が8月くらいになる恐れがあるという、そういうことが説明がされました。そうしますとこの面積を行おうとしていた受益者にとってですね、1番草の収穫ができなくなるという不利益があるということで、これについては到底地元としては納得できる話ではないということで、道とそれから公社に協議をしまして、善後策について協議をしまして、23年度分で本来は見るべきなんですけれども、その分を22年度予算で補正をして、そして繰越をするなかで春先の円滑な施工ができるようにということで措置をしているところでございます。

10番・館田君。

平成23年第1回定例会会議録

○10番（館田賢治君） そしたら、種を蒔くにはですね、いわゆる8月ではなくて春先早々に蒔けるようなことになったと、こういうことの意味でいいんですね。そうすると8月に刈れるか秋にかけて刈れるかは別にして、草が早く採れるということになったというふうに理解しておけばということでもいいんですね。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、7款・商工費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、8款・土木費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 土木費の中の26ページ、4目の道路新設改良費の中で全体で2,445万くらいありますけれども、その中で41ページの虹別ふ化場線のなかで1,638万円の工事請負費マイナスになってますけれども、課長の説明の中では工事費云々という説明が聞き取れない部分もあったので、もう少し詳しく理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

虹別ふ化場線の大幅な工事費の減1,600万何がしという状況なんですけど、これにつきましては私も昨年より要望段階から要望協議を北海道の方と済ましておまして、それに沿って予算措置をさせていただき、その後内示を経てという形で事業が進んでいったわけなんですけど、結果といたしまして残念ながら交付要求しておりました額から約2割ほどカットされて配分がされたところでございまして、いわゆる要求額に全道枠の中で割り振りがされて結果減額交付という形でされました。現課といたしましては、ぎりぎりまで増額要望してきましたが、残念ながら増額要望がかなわなかったということで確定した状況で補正をお願いしたところでございます。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 今の説明で理解するんですが、ふ化場線も2年目に入って去年1年で3分の1くらい進んでますけれども、昨年の工事の後を見ますとあそこは皆さんご存知のとおり今までの工法とは違って真中の舗装の使える部分は使って路肩の部分だけ改良してその上に舗装をかけるという手法をとってますけれども、昨年度の工事の後を見ますと普通であれば改良工事をやった後に鎮圧して舗装まで仕上げるのですが、その現場を見ますと真中の舗装だけ残して両側改良して大部分は舗装で仕上げているのですが、一部だけ何メートルあるか何十メートルあるがわかりませんが途中までで舗装ストップして

平成23年第1回定例会会議録

後残った部分は真中の舗装だけ残して両側の改良工事は終わっていると思うのですが、それと今の説明と何か関係があればそれらも聞かせていただきたい。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 最後に高さの部分で調整が必要だったのかなあとと思いますが、できれば私どもの方も舗装ぎりぎりのところまでいければよろしいかなあと私自身も思っております。来年以降の施工につきましては、舗装の残り部分が特に今議員おっしゃった状態で両側が残るという特殊な状態で残るものですから、その辺ですね、もろもろの事情それぞれの現場サイドであることもありますから、けっして舗装いけなかったわけではないなあというふうに私自身も思っているところあるものですから、調整をかけて進めれるところまで舗装、すり付けをしっかりとやるようにしていきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、9款・消防費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、10款・教育費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 28ページ小学校費の中で、学校運営管理費の中の備品購入費の中で、250万円ほど減額になっておりますけれどもこの内訳を詳しくお聞かせください。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

備品費であります。今回塘路小学校、それから標茶小学校の改築に伴ってのカーテンを中心として各学校で新校舎にあたってそれぞれ必要な事項をまとめまして、購入した結果250万円ほど執行残ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、12款・公債費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、13款・諸支出金について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、14款・職員費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

平成23年第1回定例会会議録

○議長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、1款・町税から21款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

1番・田中 進君。

○1番（田中 進君） 今年度非常に町税が伸びております。久しぶりに9億代に入ったような気がしますが、特にこの要因というのが何であったのか分析をかけていると思いますので、その辺お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 町税の補正につきましてお答えいたしたいと思います。

個人の町民税につきましては、2月末現在の収納実績と今後決算時期までの収納予想を見込みまして補正いたしております。前年度の決算状況と比べまして、そうとう課税額が伸びております。要因といたしましては、特に農業関係、営業関係など事業所得で21年度の決算に比べ課税額が伸びているところです。それから法人町民税につきましては、特に土木関連、それから農業関連の法人で大きく税割額が伸びております。固定資産税につきましては、特に家屋の部分で課税額が伸びて今回補正いたしたところであります。

1番・田中 進君。

○1番（田中 進君） 2年ぐらい前から経済対策かなり行ってきましたので、その部分が反映されたのかなあというふうに思っていましたので、大変いいことだと思いますし、当面2年間で約4億、5億ぐらいの経済投資をしましたので、その分が反映されたのかどうなのかという分析も含めてあったのかなあと思うのですが、当面この経済対策によって税収が伸びてくるという考え方というのはあるのでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義人君） 町長の町政執行方針の中でも書かせていただいておりますが、継続した町内経済対策による公共事業投資とそれから町民向けの商品券等の町内消費の喚起などは狭い標茶町内のなかですので、直接的に税収に跳ね返っているものと推察しております。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条・繰越明許費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第3条・地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第19号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第20号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

平成23年第1回定例会会議録

歳入・歳出予算の補正。歳出、1款・総務費から10款・諸支出金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款・国民健康保険税から9款・繰越金について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第20号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第21号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費から3款・公債費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から7款・町債について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第2条、繰越明許費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第3条、債務負担行為について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、第4条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) なければ、以上で、議案第21号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第22号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から3款・地域支援事業費まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

14番・小林君。

○14番(小林 浩君) 介護認定の会議の報酬が減っているのですが、その下の認定調査

平成23年第1回定例会会議録

費の費用がふえているんですけども、これ人数が減ったということなのか、それとも回数が減ったということなのか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） お答えをいたします。

介護認定審査委員の報酬の減につきましては、当初32回を予算化しておりましたが、3月末までの予定で24回に回数が減る予定なので今回減額をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

それから認定調査費の増額でございますが、平成21年度認定調査件数が553件の実績がございました。ただ22年度におきましては、2月末現在で574件の審査件数となっております。今後3月分がございまして、今回この金額を補正をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

14番・小林君。

○14番（小林 浩君） 単純に認定の数が増えるということは、その審査会も増えるのかなあと思ったんですけども、なぜそっちは減っていくのかなあと思って。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 1回あたりの審査件数が昨年から比べましたら5件ないし10件くらい多い件数になってございまして、審査件数は現在増えておりますけれども審査会の回数そのものはそのような状況になっているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、保険事業勘定。

歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出、1款・サービス事業費について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、介護サービス事業勘定。

歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

14番・小林君。

○14番（小林 浩君） 通所の介護のことなんですけど、通所生活介護の収入が減っているのと、介護サービスの収入も減っているのですが、おそらく個人負担と介護サービスの料

平成23年第1回定例会会議録

金だと思えるのですが、どうも比較すると比率が合わないような気がするのですがどうなんでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） やすらぎ園園長・山澤君。

○やすらぎ園園長（山澤正宏君） お答えいたします。

サービス収入と利用料収入どちらも減額補正させてもらってますが、まず基本的には利用者が体調を崩したり入院したりショートステイを利用されるなど、休まれている件数が当初の計画より下回っている実績になっておりまして今回減額補正とさせていただいてます。また、金額が55万6,000円の減額と41万5,000円の減額ということで、サービス収入そのものは9割負担の部分が介護保険から給付される部分でありますし、利用料収入というのは基本的に1割負担と食費も含まさったのがこちらの利用料収入の方の内容となっております。食費の部分連動している部分がありまして、サービス利用料個人負担の部分かなり金額がこのような数字になっていたということでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第22号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第23号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、以上で、議案第23号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題5案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題5案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論ないものと認めます。

これより、議案第19号から議案第23号まで、5案一括して採決いたします。

議題5案は、原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号は、原案可決されました。

◎議案第24号ないし議案第30号

○議長（鈴木裕美君） 日程第17。議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。

議題7案の提案趣旨の説明を求めます。

副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君）（登壇） それでは、議案第24号から第30号までの平成23年度各会計予算についてその概要を説明をいたします。

平成23年度国の政治経済状況等につきましては、町長から町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきます。

なお、ご案内のように、政権交代によりまして制度、政策変更が行われておりますし、また削減が続いておりました地方交付税が臨時財政対策債を含めて4.3%減と報道されておりますものの、その詳細につきましては情報が乏しくさらにはまた国の新年度予算は期限内に衆議院を通ったところでありますが、予算関連重要法案の行方が混沌としておりまして大変心配をしているところでもあります。

日本における財政の持続可能性は、国家財政のみならず地方財政においても重要課題でありますことから、当面、人件費や経常経費の抑制に加え250本の事業費予算につきまして行政評価を実施し、事業の精査を行ない、予算の削減のみならず補強の必要な事業につきましてはその措置を講じ、効率的で簡素な行政運営の実現に配慮してきたところでもあります。

また、行政改革につきましては第2期行政改革の精神を踏襲し、第3期行政改革実施計画を策定をしまして、引き続き人件費の削減を基調としながら、スクラップに固守するだけではなくビルドについても積極的に努力をいたすこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

はじめに資料の説明に入る前に、平成23年度予算にかかわっての特徴的な状況についてご説明を申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。給与所得は減少しておりますが、個人では酪農や営業所得の伸び、法人では同じく酪農や土木等関連法人の所得の伸び、そして資産税の伸び等で総体で前年度対比6.4%、5,613万7,000円の増額を見込み、全体で9億3,036万8,000円と見込んだところあります。

普通地方交付税につきましては、平成23年度地方財政計画におきまして微増が示されておりますが、総額で43億3,089万2,000円、対前年度当初予算比では1.5%、6,306万6,000円の増額を見込み、その内、当初予算では対前年度比1.3%増の38億1,238万3,000円を見

平成23年第1回定例会会議録

込んだところでございます。なお、平成22年度普通交付税決定額と平成23年度見込み額との差は4.8%減の2億1,971万1,000円減を見込んでおります。またこの額は、交付税額の一番多かった平成11年度に比較いたしまして、約16億6,600万円程減少をしております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながらかつ現下の経済情勢を十分考慮し、関係機関等との協議の整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様に不要・不急のものの精査を行い、削減に努力するとともに、人件費につきましては議員・委員報酬・特別職報酬・職員給与を含め前年度に比較し、3,446万1,000円を減額し、その内職員給与費では対前年度比2.5%減の2,498万2,000円を減額しながら、財政の健全性に留意しつつ、一方、子育て支援、酪農対策、教育対策、経済雇用対策、地域情報化対策、災害対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところでございます。

こうした状況の中で景気の動向等を注視し、自主財源の的確な捕捉に努め、各種事業遂行のために財政調整基金5億円、備荒資金8億544万9,000円を支消しまして収支を整えたところでありまして、実質収支不足は基金等への理論積立分7億4,850万円を除きますと5億5,694万9,000円となります。ちなみに、前年度当初における実質収支不足は1億4,600万6,000円でありましたので、4億1,094万3,000円ほど多くなってはおりますが、これは病院会計への償還1億円、火葬場整備費の2億8,305万円、風雲橋撤去の1億1,000万円が主なものとなっております。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、あるいは、内容の積み上げに時間の要するもの等につきましては、追って財源の確定次第、補正措置をとらせていただくことになっておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、103億1,900万円といたしました。前年度当初比では2億4,700万円の減、率で2.3%の減でありまして、平成22年度12月末予算と比較しますと9億5,373万3,000円の減で、率で8.5%の減となっております。

主な経費項目における予算額の対前年度比では、経常経費では基金積立の増分を除き3,505万4,000円、1.3%の増であります。その内容は、子ども手当の増額等による負担分の増が主なものであります。

他会計及び一部事務組合への繰出金ではトータル1億3,833万2,000円の増となっておりますが、主なものは病院会計への1億円の償還、介護保険繰出金で2,061万5,000円及び北部消防事務組合負担金で1,040万8,000円の増となっております。

公債費では6,033万円減の12億5,115万3,000円、人件費では3,446万1,000円減の14億4,993万8,000円となっております。

ソフト事業費では5,252万6,000円増の13億1,571万3,000円ですが、主なものにつきましては子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌ワクチン接等で2,207万1,000円、学校給食牛乳供給支援事業で249万4,000円、エゾシカ生息調査及び捕獲物回収業務で329万4,000円、消防負担

平成23年第1回定例会会議録

金（救急救命士養成事業）で311万5,000円、新規バス委託で727万6,000円、地域商業活性化事業で1,058万4,000円が主なものでございます。

普通建設事業費の新規では、さくら保育園騒音防止事業で1,755万3,000円、富士見台火葬場整備事業で2億8,305万円、開発センター・虹別酪農センター・磯分内酪農センターの耐震改修実施設計委託業務で1,799万3,000円、公園施設長寿命化計画策定事業で400万円、標茶町立幼稚園防音事業で921万円、虹別中学校外構工事で1,800万円、衛生処理組合の改修工事、消防組合の施設前舗装工事、合わせて564万6,000円となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定特別会計は、前年当初比0.5%増の12億6,763万7,000円といたしました。積算の基礎でありますけれども、被保険者の見込みが3,340人でございまして、医療費の見込みは総額9億9,073万円であります。若人の1人当たりの医療費につきましては23万円、7歳未満の1人当たり医療費につきましては30万円、前期高齢者の1人当たり医療費につきましては65万円、退職者等の1人当たり医療費につきましては47万円と推計いたしまして、保険者負担額では7億2,518万6,000円を見込んでおります。

それから、後期高齢者医療の支援金につきましては1億5,195万円を見込んでおります。

なお、平成20年度から各保険者に義務付けされております特定健診事業に581万1,000円を計上するとともに、国保ドックにつきましても、35歳以上74歳までの方を対象として実施いたします。

国保事業の運営につきましては税が基本でございますが、保険税につきましては4億903万7,000円を見込ませさせていただき、一般会計から6,169万円の義務的繰り入れを行うことで会計の維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、予算額8億7,800万円で、前年度比19.9%の増であります。磯分内地区については管渠工事实施中でありまして、今年度は污水管整備を2キロメートル及び磯分内終末処理場第1期工事を予定し、その経費2億4,650万円を計上するとともに、公共下水道につきましても、污水管整備費1,050万円、処理場長寿命化調査委託費で1,600万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。面整備のため財源が不足します。円滑な下水道事業の運営のために一般会計から3億1,665万5,000円を繰り入れし収支のバランスを図るところでございます。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、保険事業勘定で7億6,299万1,000円、サービス事業勘定で5億1,928万6,000円、総体予算額12億8,227万7,000円で、前年度当初比3.1%の増でありまして、一般会計からの繰り出し金は2億47万3,000円を予定しております。

サービス事業勘定の内容としては、通所介護事業費6,117万1,000円、短期入所生活介護事業費3,448万円、介護老人福祉施設費3億9,742万8,000円、居宅介護支援事業費2,527万円、介護予防支援事業費が78万7,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額9,217万円となりました。積算

の基礎であります対象者の見込みは1,338人で、歳出の内訳ですが大半が後期高齢者医療広域連合納付金で9,120万2,000円となっております。

財源につきましては、保険料で6,275万円が主であります。一般会計から2,923万6,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしています。

次に、企業会計のうち、病院事業会計でございますが、その業務予定量を年間入院患者数1万6,104人、1日平均44人、年間外来患者数3万8,308人、1日平均157人を見込みまして、収益的収支で11億6,280万4,000円、資本的収支のうち支出で1億3,773万4,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分3億2,382万8,000円と補助分1億2,934万円の合計4億5,316万8,000円の繰り入れを行い、収支を整えたところであります。なお、今年度は病院会計からの借入金5億円のうち1億円と利子合わせて1億630万円を償還をする予定であります。

また、今年度は画像情報システムの導入経費として976万5,000円、超音波診断装置2台の更新経費1,858万5,000円、医療会計システム更新経費1,260万円等の購入費を措置してございます。

次に、上水道事業会計でございますが、本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,178戸、年間総配水量49万4,000立方メートルでございますけれども、それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては1億361万7,000円、支出は9,414万1,000円、また、資本的収支のうちの支出を4,163万4,000円といたしましたところでございます。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道業務支援による人件費相当分の1,668万9,000円を一般会計からの負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として494万5,000円の負担を受け、財源調整を行い事業の運営に支障のないよう配慮したところでございます。

なお、老人保健特別会計につきましては平成22年度をもって廃止となります。

それでは、お配りをいたしております「平成23年度の予算説明資料」につきましてご説明をいたします。

1 ページをお開きをいただきたいと思います。

平成23年度における「各会計予算の概要」でございますが、先ほど説明申し上げました、一般会計103億1,900万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値を記載しております。数値についての詳細につきましては省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では138億3,908万4,000円で、前年度当初比0.4%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやりとりがございますので、その金額が6億805万4,000円ございますから、実質的な一般会計、特別会計の純計は132億3,103万円で前年度当初比0.4%の減ということになります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では、12.7%増の12億6,282万4,000円、支出は5.9%増の13億53万8,000円となります。

平成23年第1回定例会会議録

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では62.1%減の1億961万7,000円で、支出につきましては、55%減の1億3,577万5,000円となったところでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計予算の歳入でございますが、1款町税から21款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについてその数値を申し上げたいと思います。

町税が5,613万7,000円増の9億3,036万8,000円、地方譲与税が1,000万円減の2億5,200万円、地方交付税は1,842万2,000円増の40億5,238万3,000円、分担金及び負担金が2,907万5,000円増の1億9,013万円、国庫支出金が4億1,564万6,000円減の6億7,565万6,000円、財産収入が1億826万4,000円減の3,667万4,000円、繰入金は1億8,552万円増の8億801万2,000円、諸収入は3億2,841万7,000円増の11億5,880万4,000円、町債は3億2,880万円減の8億2,950万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入の、いわゆる自己財源でございますが、37億1,855万2,000円でございます、収入総額に占める割合は36%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、66億44万8,000円で64%でございます。ちなみに前年度は自己財源30.5%、依存財源が69.5%の歳入構成でありましたので、自己財源が5.5ポイントの増、金額では4億9,268万8,000円の増となっております。

歳入の各款ごとの構成比でございますが、その主なものを申し上げますと、町税9%、地方交付税39.3%、使用料及び手数料5.6%、国庫支出金6.5%、道支出金6%、繰入金7.8%、諸収入11.2%、町債が8%となっております。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載してございます。前年度と比較いたしまして大きく増減のあったものについて数値を申し上げたいと思います。

総務費が1,058万4,000円減の12億7,566万8,000円、民生費が5,846万5,000円増の10億8,156万3,000円、衛生費が2億7,154万8,000円増の12億6,599万1,000円、農林水産業費が7,532万8,000円減の15億353万9,000円、土木費は1億4,152万8,000円増の8億3,525万2,000円、教育費が5億2,132万2,000円減の8億5,552万円、公債費は6,033万円減の12億5,115万3,000円、諸支出金が2,665万3,000円減の3億1,915万5,000円、職員費は1,735万8,000円減の12億9,252万2,000円となりました。各款の構成比につきましてはお目通しをいただきたいと思います。

次に、4ページの「一般会計予算前年度対比表」(歳出)でございます。

一般会計歳出のうちの性質別に区分をし、前年度予算と対比している表でございます。

1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類してます。

人件費につきましては、14億4,993万8,000円でございます、歳出総体に占める構成

平成23年第1回定例会会議録

比は14%、前年度と比較しますと額で3,446万1,000円の減、率で2.3%の減となっております。まして構成比でも0.1ポイント減少しております。

物件費につきましては、15億7,515万5,000円で、構成比は15.3%で前年度当初予算と比較しますと、額で5,813万8,000円の増、率で3.8%の増で、構成比でも0.9ポイントの増となっております。

以下、主なものを申し上げますが、補助費等につきましては、21億7,419万8,000円で、構成比は21.1%、前年度当初予算と比較しますと2億502万7,000円の増で、構成比でも2.5ポイントの増となっております。

普通建設事業費につきましては、19億4,669万7,000円で、構成比は18.9%で前年度当初予算と比較しますと2億7,335万4,000円の減、率で12.3%の減、構成比でも2.1ポイントの減となっております。

公債費につきましては、12億5,115万3,000円で、構成比は12.1%で、前年度当初予算と比較しますと6,033万円の減、率でも4.6%の減、構成比でも0.3ポイントの減となっております。

積立金につきましては5億1,047万4,000円で、構成比は4.9%で前年度当初予算と比較して1,400万1,000円の増で率では2.8%の増、構成比でも0.2ポイントの増となっております。

繰出金につきましては、6億2,805万6,000円で、その構成比は6.1%で、前年度当初予算と比較しますと782万1,000円の減で、率でも1.2%の減、構成比でも0.1ポイントの減となっております。

歳出のうち義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が31億6,719万8,000円でございます。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらに補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金の内他会計への繰出金を合計いたしますと67億5,818万5,000円となります。構成比で申し上げますと65.5%を占めております。

したがって、これらを除く、普通建設事業費等の政策的予算に使える費用につきましては、34.5%となっております。これを前年度に比べますと義務的経費は4,748万円の増で、構成比でも2ポイントの増となり、普通建設事業費等は2.1ポイントの減であります。

次に、5ページの「一般会計予算款別性質別分類表」でございます。

これにつきましては、性質別経費をそれぞれ款別に振り分けた資料でございますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいなというふうに思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「標茶町財政調整基金の運用状況」でございますけれども、前段で申し上げましたように、財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしておりますが、本年度は5億円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載してございますが、農業施設整事業をはじめ記載の事業等予定してございます。

なお、財政調整基金現在高は、平成22年度末で9億9,755万6,000円を予定し、平成23年度につきまして記載の運用を予定し、年度末残高では8億8,443万9,000円となる見込でございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

「人件費を含めた款項目別予算比較表」でございますけれども、先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表でございます。

例えば、議会費で言いますと、人件費を除く経費が6,108万1,000円で、それに人件費2,632万1,000円加えますと議会費の総額は8,740万2,000円ということになります。

人件費にかかわっての職員数は右端に記載をされているとおりであります。人件費及び職員数については予算編成時に確認出来る状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解を賜りたいと存じます。

表の右側には款項目ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますけれども、この中で町民の皆様から受益者負担をいただいている部分がございますが、この部分についてご説明をいたします。

まず、総務費の内、ここには表示されておりませんが、地域交通対策費がございますけれども、町内6路線につきましてバス料金をいただき運行しているわけでございますが、これにつきましては、予算額が6,224万9,000円で、バス使用料を407万円いただいておりますが、一般財源を4,823万9,000円投入しております。その充当率は77.5%と高い比率となっております。運行業務につきましては、平成23年度から全面的に民間に委託を実施し、支出の削減に努力をしてくれているところでございますけれども、あわせて収入につきましても検討すべき課題と考えているところでございます。

次に、民生費の内、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億5,993万7,000円で、一般財源の充当額は1億8,242万4,000円であります。今年度は保育料の改定は予定しておりませんので、充当率は70.2%と高い比率になってございます。

次に9ページの衛生費における塵芥処理費でございますが、数値はここに出ておりませんが、予算額が1億4,516万7,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売あわせて2,096万2,000円でございますけれども、一般財源を1億2,420万5,000円充当しております、その充当率は85.6%でございますので、これにつきましても経費の削減とともにごみ処理手数料のあり方についての検討が必要と考えているところであります。

次に、農林水産業費のうち育成牧場の運営に係る牧野管理費でございますが、予算額が3億3,889万5,000円で、一般財源を1,169万6,000円充当し、その充当率は3.5%となっております。引き続き、運営経費の節減とともに、費用負担のあり方や経営形態のあり方についての検討が必要となっております。

農業水道費は予算額が1億2,480万5,000円で、一般財源を962万2,000円充当し、その

充当率は7.7%になっておりますが、今後、施設の老朽化等に伴い大規模修繕等が出てきますと、極端な財源構成になる要素も充分ございますので、これらへの対応等も考慮しなければならないと考えているところでございます。

次に、都市計画費のうち都市公園整備費ですがこれも表示されておりませんが、予算額が3,057万7,000円で150万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が2,707万7,000円でその充当率は88.6%となっております。

次に10ページの教育費ですけれども、幼稚園費が予算額が3,664万8,000円で、その一般財源が2,467万2,000円で、充当率は67.3%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておりませんが、予算額3,465万8,000円で体育施設使用料を41万9,000円予定しておりますが、一般財源を3,423万9,000円充当し、その充当率は98.8%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は72億9,518万円ございまして、その充当率は70.7%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は65.5%で5.2ポイントほど増加しており、額的にも3億7,790万4,000円増加しておりますので、引き続き経費節減は勿論のことご負担のあり方についても検討が必要となっております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では、人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、この数値が直接数字としてあらわれていませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、11ページの「一般会計予算中の主な事業等経費の内訳」ですけれども、当初予算に見込みました事業に係る予算と財源内訳を記載してございます。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から地域振興事業まで、それぞれの事業毎に予算を計上してございまして、事業費総額は1億5,549万5,000円であり、一般財源の充当額は1億596万1,000円、その充当率は68.1%となっております。

次に、民生費に係る事業ですけれども、11ページから12ページにかけて記載をしてございます。

民生費の事業費総額は3億185万6,000円であり、一般財源の充当額は1億784万1,000円で、充当率は35.7%でございます。

次に衛生費に係る事業総額は3億4,954万1,000円で、一般財源の充当額は3億3,616万6,000円で、充当率は96.2%と高くなっております。これにつきましては富士見台火葬場整備のため2億8,305万円を全額一般財源で予定をしておりますことから、高くなってございます。

次に、労働費につきましては記載のとおりであります。

農林水産業費に係る事業でございますけれども、12ページから14ページにかけて記載をしてございます。

事業費総額は14ページに記載しておりますけれども、10億9,077万円であります。一般財源の充当額は2億978万9,000円で、その充当率は19.2%でございます。

次に、商工費に係る事業でございますけれども、事業費総額は15ページに記載しておりますけれども、2億3,198万4,000円で、一般財源の充当額は3,640万円を充当し、充当率は15.7%でございます。

土木費に係る事業総額につきましては、6億9,166万4,000円であり、一般財源の充当額は1億9,965万2,000円で、その充当率は28.9%になります。充当率が前年度に比較し高くなっていますが、これは風雲橋の撤去事業で、1億1,000万円が全額町の単独費によるものでございます。

消防費に係る事業費については記載のとおりでございます。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は16ページに記載しておりますが4億1,408万1,000円で、一般財源の充当額は1億4,596万9,000円で、その充当率は35.3%となっております。事業費が大幅に減少しておりますが、これは標茶小学校防音工事他各学校の耐震化工事のほぼ終了によるものでございます。

合計ですが、事業費として押さえております総額が32億4,582万1,000円でございます。この一般財源が11億5,155万6,000円ですので、事業費総体にかかわる一般財源の充当率は35.5%ということになります。ちなみに、前年度は総事業費が36億5,513万7,000円で一般財源の充当率は24.4%でした。総事業費では4億931万6,000円の減、一般財源の充当率では11.1ポイントほどの増加となっております。

次に1ページ飛びまして18ページの「地方債の現在高見込み調書」につきまして若干ご説明をさせていただきます。

ご案内のように、地方債の借入やこれら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要事項でありまして、これまで第1期から第3期行政改革の実行の中で、起債の抑制とともに地方債残高を大幅に削減してきたところでございます。一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わり、いわゆる借金をさせるという方法によりまして、臨時財政対策債として措置されましたことから、否応なしに起債額が増加いたしまして、臨時財政対策債残高は、平成23年度末見込みでは10年前に比較し、13.2倍の31億941万円となっているところでございますし、一般会計全体残高の29.3%を占めているところでもあります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありませんが、地方債残高を見る場合に、残高合計額にはこうした事情が含まれておりますことを是非、ご理解賜りたいというふうに思います。

17ページに記載の「町税の説明資料」、それから、19ページの「基金等の状況」並びに一番最後の20ページの「一般会計予算のあらまし」につきましてはお目通しをいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第24号から第30号までの提案内容等につきましては担当課長よりおって順次、ご説明をいたしますので宜しくをお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、議案第24号から第30号までの平成23年度各会計予算の概要につい

平成23年第1回定例会会議録

での説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時50分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 1番 田中進

署名議員 2番 黒沼俊幸

署名議員 3番 越善徹

署名議員 4番 伊藤淳一

平成23年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成23年3月8日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第24号 平成23年度標茶町一般会計予算
議案第25号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第26号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第27号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成23年度標茶町病院事業会計予算
議案第30号 平成23年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（16名）

1番 田 中 進 君	2番 黒 沼 俊 幸 君
3番 越 善 徹 君	4番 伊 藤 淳 一 君
5番 菊 地 誠 道 君	6番 後 藤 勲 君
7番 林 博 君	8番 小野寺 典 男 君
9番 末 柄 薫 君	10番 舘 田 賢 治 君
11番 深 見 迪 君	12番 田 中 敏 文 君
13番 川 村 多美男 君	14番 小 林 浩 君
15番 平 川 昌 昭 君	16番 鈴 木 裕 美 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君
税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君

水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第24号ないし議案第30号

- 議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。

昨日に引続き、議題7案の内容説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

- 企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第24号の内容をご説明申し上げます。

平成23年度標茶町一般会計予算。

平成23年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103億1,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従い、ご説明申し上げます。

43ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの「第1表歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

8ページをお開きください。

「第2表継続費」であります。

8款2項、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業であります。総額で1億2,306万円。年度では23年、24年ありますが、年割額で23年度2,200万円、24年度で1億106万円でございます。

160ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

8款2項、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業であります。全体計画の22年、23年合計では、年割額が1億9,000万円、財源内訳ですが、特定財源で国道支出金で1億3,300万円、地方債で5,700万円、前年度末までの支出見込額で3,400万円、当該年度支出予定額で1億5,600万円、当該年度末までの支出予定額で1億9,000万円、継続費の総額に対する進捗率であります。平成22年度で17.9%、平成23年度が82.1%となります。23年、24年の計につきましては、年割額で1億2,306万円、財源内訳では特定財源で国道支出金で8,614万2,000円、地方債で3,690万円、一般財源で1万8,000円となっております。当該年度支出予定額は2,200万円、当該年度末までの支出予定額が2,200万円、翌年度以降の支出予定額が1億106万円でありまして、継続費の総額に対する進捗率が、平成23年度で17.9%、平成24年度で82.1%となります。

10款2項、事業名、標茶小学校校舎防音事業であります。全体計画の計では年割額で12億2,020万5,000円、財源内訳であります。特定財源、国道支出金で7億7,820万7,000円、地方債で3億7,040万円、一般財源で7,159万8,000円。前々年度末までの支出額が1億1,312万6,000円、前年度末までの支出見込額で8億5,120万円、当該年度支出予定額で2億5,587万9,000円、当該年度末までの支出予定額が12億2,020万5,000円あります。継続費の総額に対する進捗率でありますけれども、平成21年度で9.3%、平成22年度で69.7%、平成23年度で21.0%となります。

9ページにお戻りください。

「第3表債務負担行為」であります。

事項、パソコンLAN機器導入費、期間、平成24年度から平成27年度、限度額ですが利子12万6,000円を含み1,137万2,000円。

事項、経営環境再生資金（平成23年度）、期間、平成24年度から平成28年度、限度額につきましては融資金8,000万円に対する利子補給（年2.3%）で385万8,000円あります。

161ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

事項のパソコンLAN機器導入費から167ページの経営環境再生資金平成23年度までの61件、合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額につきましては47億3,631万6,000円、前年度末までの支出見込につきましては40億8,494万8,000円、当該年度以降の支出予定額であります6億3,906万2,000円、うち平成23年度支出予定額が1億7,434万1,000円。この財源内訳でありますけれども特定財源で国道支出金では9,302万4,000円、その他で4億3,597万7,000円、一般財源で1億1,006万1,000円であります。

10ページにお戻りください。

第4表「地方債」であります。

起債の目的、1. 過疎対策事業では、標茶中茶安別線道路改良で6,260万円、虹別ふ化場線道路改良で4,200万円、虹別斜線防雪柵設置で1,100万円、保育園園舎防音事業で660万円、幼稚園園舎防音事業で280万円、合わせまして限度額は1億2,500万円であります。起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものであります。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでありますので、説明を省略させていただきます。

2. 地方道路等整備事業は、ふるさと農道緊急整備事業で、1億7,170万円、3. 公営住宅整備事業であります6,750万円、4. 学校教育施設整備事業では、小学校校舎防音事業で1億2,850万円。5. 臨時財政対策債は3億3,430万円。6. 災害援護資金貸付債は250万円。

限度額合計であります8億2,950万円、対前年比では3億2,880万円の減であります。

168ページをお開き下さい。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げますが、前々年度末現在高は109億25万5,000円、前年度末現在高見込額につきましては108億5,978万3,000円、当該年度中の増減見込みであります。当該年度中起債見込額が8億2,950万円、当該年度中元金償還見込額であります10億6,419万円、当該年度末現在高見込額であります106億2,509万3,000円でございます。

以上で、議案第24号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第25号の内容についてご説明いたします。

議案第25号は、平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算で平成23年度の国民健康保険事業は、予算概要でもご説明いたしましたが被保険者3,340人、うち一般被保険者3,250人、退職被保険者90人とし、療養給付につきましては一般分23万円、前期高齢者分65万円、退職分47万円、就学前児童30万円として療養給付費を推計し、予算編成を行ったところであります。

なお、本案につきましては、2月22日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、予算書に従いまして、ご説明いたします。

平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

平成23年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,763万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

15ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第25号の内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民課長・妹尾君

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第27号の内容についてご説明いたします。

本年度は標茶町第4期高齢者保健福祉介護保険事業計画の最終年にあたり介護保険事業計画に基づく保険給付費を予算計上させていただきましたが、平成22年度の保険給付費が計画を上回る見込であり、介護給付費準備基金からの繰り入れにより収支の均衡を図って

いるところではありますが、平成23年度については、介護給付費準備基金からの繰り入れが不透明であることから財政安定化基金貸付金を繰り入れし予算編成を行ったところであり、それでは、予算書に基づきまして内容のご説明をいたします。

1 ページをお開きください。

平成23年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成23年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,299万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,928万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページへお戻り願います。

2 ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

6 ページをお開きください。

第3表地方債です。

起債の目的につきましては財政安定化基金貸付金、限度額は191万9,000円、起債の方法については普通貸借、償還の方法につきましては、借入先の条件による。ただし、町財政

の都合により償還期限の延長又は繰上償還することができる。というものでございます。

42ページをお開き願います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、区分では財政安定化基金貸付金、前々年度末現在高、前年度末現在高見込額はございません。当該年度中増減見込みで、当該年度中起債見込額が191万9,000円、当該年度末現在高見込額191万9,000円ということでございます。

以上で、議案第27号の内容についての説明を終わります。

続きまして、議案第28号の内容について、説明いたします。

本案は平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算書にしたがいまして説明いたします。

平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,217万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。というものでございます。

以下、歳入歳出予算事項別明細書にしたがいまして説明いたします。

9ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第28号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第26号、平成23年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

公共下水道につきましては、開運地区で汚水管の整備、特定環境保全公共下水道につきましても、磯分内地区で管渠布設工事及び処理場の建設をおこない平成24年3月一部供用開始をめざします。また、処理場の委託管理費につきましては、3ヵ年契約の長期委託契約更新の年であり、設計額による計上となっているため前年度とより増額となっております。

それでは、予算書に基づき説明いたします。1ページをお開きください。

平成23年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成23年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為です。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給(融資予定額180万円、利率年2.3%)、期間、平成24年度から平成28年度、限度額8万7,000円。事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償、期間、平成23年度から平成29年度、限度額、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により、改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

22ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページにお戻りください。

第3表 地方債

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、1億7,930万円。2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、1億4,560万円。3. 農業集落排水事業、限度額、340万円。限度額の合計は3億2,830万円で、起債の方法はいずれも証書借入で利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

24ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。前々年度末現在高、37億7,263万7,000円、前年度末現在高見込額、36億5,596万1,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額、3億2,830万円、当該年度中元金償還見込額、3億9,004万5,000円、当該年度末現在高見込額、35億9,421万6,000円です。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号の説明をさせていただきます。

議案第30号、平成23年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

収益的収支の支出につきましては、平成19年度より進めてまいりました水源変更事業が終了し、4月1日より供用開始となることから、水源が新しく2箇所となったことによる水質検査手数料及び第1、第2ポンプ場の電力料、また、新水源及び導水管施設の減価償却が増加となっております。

資本的収支の支出につきましては、水源変更釧路川横断配水管の工事がなくなったことから、2億6,000万円の大幅な減額となっております。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数、2,178戸
- (2) 年間総配水量、49万4,000立方メートル
- (3) 1日平均配水量、1,353立方メートル
- (4) 受託工事費、255万円
- (5) 主要な建設改良事業

配水管整備事業として95メートル、事業費で600万円。

検定満了メーター取替事業、直径13ミリから直径40ミリまで合計232個で、事業費で1,380万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益、1億361万7,000円。第1項、営業収益、7,432万5,000円。第2項、営業外収益、2,929万2,000円。

支出。第1款、水道事業費用、9,414万1,000円。第1項、営業費用、8,310万3,000円。第2項、営業外費用、1,098万8,000円。第3項、予備費、5万円。

次のページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,563万4,000円は減債積立金2,183万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額94万3,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額853万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金432万4,000円で補てんするものとする。)

収入。第1款、資本的収入、600万円。第1項、企業債、600万円。

支出。第1款、資本的支出、4,163万4,000円。第1項、企業債償還金、2,183万4,000円。第2項、建設改良費、1,980万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額600万円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内。償還の方法、借り入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費、2,389万7,000円。
2. 交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1. 一般会計(人件費分)、1,668万9,000円。
2. 下水道事業特別会計(減価償却費分)、494万5,000円。

次に予算説明書に従い、説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書でございます。1. 総括、対前年度との比較で説明させていただきます。職員数は特別職、一般職とも変更はございません。給与費の報酬は前年度同額の10万4,000円、給料は9万2,000円増の1,264万3,000円、手当は9万9,000円減の686万4,000円、給与費計では7,000円減の1,961万1,000円。法定福利費は23万1,000円増の428万6,000円、合計では22万4,000円増の2,389万7,000円です。

以下については、説明を省略させていただきます。

9 ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業予定貸借対照表です。

資産の部。1. 固定資産 (1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は、7億6,434万2,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は、535万2,000円。固定資産合計は、7億6,969万4,000円。

2 流動資産 (1) 現金預金、2億1,400万3,000円、(2) 未収金、1,370万2,000円。流動資産合計は、2億2,770万5,000円、資産合計で、9億9,739万9,000円です。

次のページをお開きください。

負債の部。3. 固定負債 (1) 引当金、イ修繕引当金で、固定負債合計は、3,019万7,000円。4. 流動負債 (1) 一時借入金から (4) その他流動負債までの流動負債合計は、155万円。負債合計は、3,174万7,000円。

資本の部。5. 資本金、(1) 自己資本金は、4億1,149万2,000円、(2) 借入資本金は、イ企業債とロ一般会計借入金で、4億7,675万4,000円。資本金合計は、8億8,824万6,000円。6. 剰余金、(1) 資本剰余金はイ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で、3,829万円。(2) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は、3,911万6,000円。剰余金合計で、7,740万6,000円、資本合計は、9億6,565万2,000円、負債資本合計は、9億9,739万9,000円。

次のページでございます。

平成22年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12、13ページの平成22年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表の作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

5 ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業会計資金計画でございます。

平成23年度標茶町上水道事業会計資金計画、当年度予定額及び増減につきまして、受入、支払の差引資金の合計で申し上げます。

受入資金 1. 営業収益から11. 一般会計出資金までの合計で当年度予定額4億1,935万9,000円、前年度1億757万8,000円の減でございます。

支払資金 1. 営業費用から7. 前年度預り金返済までの合計で当年度予定額2億535万6,000円、前年度716万円の減であります。

差引では、当年度予定額2億1,400万3,000円で、前年度1億41万8,000円の減となっております。

3 ページをお開きください。

平成23年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第29号、平成23年度標茶町病院事業会計予算について説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条（総則）、平成23年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条（業務の予定量）、業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）病床数、60床
- （2）年間患者数、入院、1万6,104人、外来、3万8,308人
- （3）1日平均患者数、入院、44人、外来、157人
- （4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、4,969万8,000円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、11億6,280万4,000円。第1項、医業収益、6億9,678万7,000円。第2項、医業外収益、4億6,601万7,000円。

支出、第1款、病院事業費用、11億6,280万4,000円。第1項、医業費用、11億867万2,000円。第2項、医業外費用、5,363万2,000円。第3項、予備費、50万円。

次に、2ページにまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,771万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,771万4,000円で補てんするものとする。）

収入、第1款、資本的収入、1億2万円、第1項、固定資産売却代金、2万円、第2項、投資、1億円。支出、第1款、資本的支出、1億3,773万4,000円、第1項、建設改良費、4,969万8,000円、第2項、企業債償還金、8,483万4,000円、第3項、その他固定負債償還金、320万2,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1）職員給与費、7億5,899万1,000円。
- （2）交際費、150万円。

（他会計からの繰入金）

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

- （1）医療対策費補助、4億672万5,000円。
- （2）企業債償還金負担、3,354万1,000円。
- （3）施設設備費負担、1,290万2,000円、合計、4億5,316万8,000円。

3 ページにまいりまして、

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億980万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 取得する資産。種類、器機・備品。名称、画像情報システム、数量一式、超音波診断装置、一式、超音波診断装置、一式、医事会計システム、一式。

2. 処分する資産。種類、機械・備品。名称、超音波診断装置、数量一式、処分の態様、廃棄、超音波診断装置、一式、廃棄、医事会計システム、一式、廃棄であります。

次に、19ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、7ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1. 総括の損益勘定支弁職員数の一般職は63人で、看護師採用による増であります。給与費は、報酬で1億947万2,000円、給料で2億6,380万3,000円、賃金で4,549万4,000円、手当で1億8,048万2,000円、計5億9,925万1,000円、前年度対比計で2,522万2,000円の増で、法定福利費9,747万8,000円を加えた合計額は6億9,672万9,000円で、前年度対比合計で3,445万6,000円の増となっております。

なお、以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、6ページをお開き願います。

平成23年度標茶町病院事業会計資金計画でございます。

受入資金につきましては14億4,272万5,000円で、前年度決算見込額に比べて7,342万9,000円の増、支払資金につきましては13億2,192万1,000円で、前年度決算見込額対比2,252万6,000円の増でございます。なお、受入資金と支払資金との差引額は5,090万3,000円の増となっております。

次に、14ページをお開きください。

平成23年度標茶町病院事業予定貸借対照表でございますが、資産の部の1. 固定資産、(1) 有形固定資産のイの土地からホの車両までの合計で19億8,354万9,000円。(2) の無形固定資産はイ電話加入権で38万8,000円、(3) の投資はイ長期貸付金で4億円、投資合計も同額でございます。従いまして固定資産合計額は23億8,393万7,000円となり、2. 流動資産は(1) の現金・預金から(3) の貯蔵品までで1億7,880万4,000円で、資産合計は25億6,274万1,000円であります。

次に負債の部では、3. 流動負債の(1) 未払金と(2) 預り金の合計が3,700万円で、負債合計も同額であります。

次に、資本の部ですが、4. 資本金、(1) 自己資本金9億38万8,000円、(2) 借入資本金は企業債として14億66万8,000円で、資本金合計は23億105万6,000円であります。5.

剰余金、(1) 資本剰余金はイの受贈財産評価額とロの国庫補助金の合計は2億6,749万2,000円、(2) の欠損金はイの当年度未処理欠損金で4,280万7,000円、剰余金合計は2億2,468万5,000円。資本合計は25億2,574万1,000円で、負債資本合計25億6,274万1,000円です。

次のページにまいりまして、16ページの平成22年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、17ページから18ページまでの平成22年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開き願います。

平成23年度標茶町病院事業会計予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

なお、本案につきましては、先の病院運営委員会に諮問し、了承を得ておりますことを報告いたします。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案7案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「平成23年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案7案は、議長を除く15名で構成する「平成23年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 2時19分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 1番 田中進

署名議員 2番 黒沼俊幸

署名議員 3番 越善徹

署名議員 4番 伊藤淳一

平成23年第1回定例会会議録

平成23年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成23年3月9日（水曜日） 午後 4時25分開議

- 第 1 議案第24号 平成23年度標茶町一般会計予算
議案第25号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第26号 平成23年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第27号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第28号 平成23年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第29号 平成23年度標茶町病院事業会計予算
議案第30号 平成23年度標茶町上水道事業会計予算
(平成23年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)
- 第 2 議案第31号 副町長の選任について
- 第 3 議員提案第1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 意見書案第1号 大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見書
- 第 5 意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書
- 第 6 意見書案第3号 新たな高齢者医療制度に関する意見書
- 第 7 意見書案第4号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書
- 第 8 意見書案第5号 消費税増税に反対する意見書
- 第 9 閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

平成23年第1回定例会会議録

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午後4時25分開会)

◎議案第24号ないし議案第30号

○議長（鈴木裕美君） 日程第1。議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。
お諮りいたします。

議題7案に関し、付託いたしました平成23年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行いません。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。
これより、議題7案を一括採決いたします。
議題7案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。
議題7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第31号

平成23年第1回定例会会議録

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第31号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨の説明を申し上げます。

副町長の選任についてでありまして、現副町長の及川直彦氏より、3月18日をもって退任したい旨の申し出がありましたので、後任に次のものを選任いたしたく議会の同意を求めるといふものであります。

住所は、川上郡標茶町川上8丁目5番地、氏名、森山豊、生年月日、昭和32年7月28日。

お手元に配付いたしました経歴等の説明については省略をさせていただきますが、幅広い行政経験と識見に富み、政策・立案・調整・実施にあたっての柔軟性にすぐれ、かつ協調性・指導力も十分に備えており、副町長として適任との判断に至りましたので、ここに提案するものであります。

ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案同意されました。

◎議員提案第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。議員提案第1号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君）（登壇） 議員提案第1号、標茶町議会委員会条例の一部を改正

平成23年第1回定例会会議録

する条例の制定について、提案趣旨並びに内容を説明いたします。

本案は、標茶町議会の議員定数が、次の一般選挙から2名削減し14名とする標茶町議会議員定数条例の改正案が、昨年第2回定例会で可決されたことから、議員定数14人での議会運営での検討を行ってまいりました。

その中で、常任委員会については、これまで3委員会それぞれ任務を分担してまいりましたが、新たな体制では2委員会とし、これまでの所管の分類については、所管課により分類してきましたが、機構改革等に影響されない業務により分類することに変更したことから、標茶町議会委員会条例の改正をするものであります。

以下、内容について説明をいたします。

議員提案第1号。標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例。

標茶町議会委員会条例（昭和37年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1）総務経済委員会、7人。

総務に関する事項、防災に関する事項、財政及び税に関する事項、財産に関する事項、出納に関する事項、農業・林業・畜産及び水産業に関する事項、商工観光に関する事項、土木・建築及び都市計画に関する事項、上下水道に関する事項、選挙管理委員会に関する事項、固定資産評価審査委員会に関する事項、監査委員に関する事項、農業委員会に関する事項、他の常任委員会の所管に属さない事項。

（2）厚生文教委員会、7人。

民生、福祉及び労働に関する事項、保健衛生及び生活環境に関する事項、医療に関する事項、国民健康保険に関する事項、介護保険に関する事項、学校教育・社会教育及び生涯学習に関する事項、その他厚生及び教育に関する事項。

附則といたしまして、この条例は、平成23年5月1日から施行する。というものであります。

以上で、議員提案第1号、標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

平成23年第1回定例会会議録

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は、原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行いません。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は原案可決されました。

平成23年第1回定例会会議録

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行いません。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

平成23年第1回定例会会議録

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

平成23年第1回定例会会議録

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40の規程により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行ないます。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木裕美君） 起立多数であります。

よって、意見書案第5号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時54分

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成23年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後 4時55分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 1番 田中進

署名議員 2番 黒沼俊幸

署名議員 3番 越善徹

署名議員 4番 伊藤淳一